

番号	1.(1)
項目	府市一体化条例の下で大阪市は主体性を奪われ、大阪府に従属するようになってい ます。2度にわたる「住民投票」で大阪市民が下した民意は、大阪市の存続と政令指定都市 としての権限と財源を使い、その役割を発揮することです。民意を踏みにじる府市一体化 条例・規約の廃止を求めます。
(回答) 大阪市では、令和2年11月の住民投票で特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）が否決され たことを受け、大阪市の存続を前提に、過去の二重行政に戻すことなく、府市連携を強固にし ていくことが必要と考え、令和3年4月1日に大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の 推進に関する条例を施行しました。 この条例は、副首都推進本部（大阪府市）会議を設置し、大阪の成長・発展に向けた基本的 な方針等を協議することや、府市の一体的な行政運営のために必要な手法を検討し最適なもの を選択していくことなどを定めているものです。	
担当	副首都推進局 事業再編担当 電話：06-6208-8864

番号	1. (2)
項目	府市一体化条例と規約には大阪の成長戦略やうめきた地区、新大阪駅前地区、夢洲・咲洲地区、大阪城東部地区等の広域拠点開発やグランドデザイン・大阪などの推進が明記されていますが、それらはいずれも巨額の税金投入が求められる大型開発事業ばかりです。現在進行中の淀川左岸線二期工事や夢洲での万博会場ではそれぞれ数百億円の費用増大が公表されていますが、条例・規約がとりくむ大型開発事業にかかる総事業費や大阪市の負担額について当初予算を大幅に上回ることが予想されていることからその全容を市民に明らかにすることを求めます。
(回答) うめきた地区、新大阪駅前地区、夢洲・咲洲地区、大阪城東部地区において 2024（令和 6）年度当初に大阪市内で歳出予算を算定している事業と 2024（令和 6）年度当初歳出予算額は次のとおりです。 <うめきた地区> ■大深町地区防災公園街区整備事業 22 億 2,200 万円（建設局） <新大阪駅前地区> ■新大阪駅周辺地域のまちづくり検討調査 1,100 万円（大阪都市計画局） <夢洲・咲洲地区> ■夢洲第 2 期のまちづくりに向けた検討 400 万円（大阪都市計画局） ■夢洲地区の土地造成・基盤整備事業 159 億 8,900 万円（大阪港湾局） ※内、市負担額 136 億円 5,100 万円（一般会計・港営事業会計 合計） ■夢洲物流車両の交通円滑化に向けた対策 21 億 8,600 万円（大阪港湾局） <大阪城東部地区> ■新大学キャンパス整備事業 195 億 9400 万円（副首都推進局） ※森之宮キャンパス分以外含む ■大阪城東部地区のまちづくり検討調査 300 万円（大阪都市計画局） ■森之宮キャンパス開所に合わせた環境整備の推進 9,700 万円（建設局）	

担当	副首都推進局 公立大学法人担当 電話：06-6208-8880 大阪都市計画局 計画推進室 総務企画課 電話：06-6210-9068 建設局 公園緑化部 調整課 電話：06-6615-6600 建設局 企画部 企画課 電話：06-6615-6573 建設局 道路河川部 道路課 電話：06-6615-6793 大阪港湾局 営業推進室 開発調整課 電話：06-6615-7798 大阪港湾局 計画整備部 計画課 電話：06-6615-7773 大阪港湾局 計画整備部 振興課 電話：06-6615-7767
----	---

番号	1. (3)
項目	大阪市は 2024 年度の予算編成方針で「収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に 負担を先送りすることのないよう財政健全化への取組を進めるとともに、限られた財源のもとでの一層の選択と集中を全市的に進める」として予算の一層の選択と集中をすすめることをあげています。現状で大企業だけが潤う事業への予算の選択と集中が中心となっている方針を改め、<u>市民の個人消費力を高める施策、中小零細企業や個人商店の営業への支援施策</u>に重点を移すことを強く求めます。
	(回答) 本市では、物価高騰による市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図ることを目的に、2023 年 12 月 11 日～2024 年 5 月 31 日の期間中、緊急に必要となる取組として「大阪市プレミアム付商品券 2023 事業」を実施いたしました。 また、中小零細企業や個人商店の営業への支援施策につきましては、大阪市の中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館において、府市の経営相談窓口を集約し、市内中小企業等の様々な課題等に対して、中小企業診断士などの専門家による経営相談をはじめ、セミナーなどを開催し、経営に役立つ各種支援事業を実施しております。 今後についても、経済・社会情勢を注視しながら、国や大阪府の支援策も踏まえ、効果的な施策を実施してまいります。 (令和 6 年 7 月 17 日時点) (下線部について回答)
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課（地域経済戦略担当） 電話：06-6615-3774 経済戦略局 産業振興部 企業支援課（企業支援担当） 電話：06-6264-9834

番号	2. (1)
項目	大阪・関西万博の会場でメタンガス爆発事故が発生し、災害時の避難計画也没有ありません。参加者の安全が確保できない夢洲での開催を中止してください。
(回答) 博覧会協会は、万博会場の建設現場において発生した火災事故等を踏まえ、メタンガス等の濃度、検出箇所、由来などを検証し、有識者に意見を伺ったうえで、メタンガス等に関する会期中の安全対策を取りまとめたところです。今回取りまとめた会期中の安全対策については、引き続き、継続的なメタンガス等の測定調査を行うとともに、有識者からご意見をいただき、必要に応じて見直しを行っていくこととしております。 災害時の避難計画については、現在、大阪府、大阪市の協力のもと、博覧会協会において、2023 年 12 月に策定された「2025 年日本国際博覧会防災基本計画（初版）」に基づき、備蓄や避難など、より具体的な内容を記載した実施計画を作成しており、夏頃を目途に策定する予定です。 引き続き、本市としても、博覧会協会をはじめ関係機関と連携して、来場者の安全に万全の体制で臨んでいきます。	
担当	万博推進局 整備調整部 整備調整課 電話：06-6690-7051 危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7386

番号	2. (3)
項目	人の不幸で儲けるカジノを大阪に誘致する計画を中止・撤回してください。
(回答) I Rは、ホテル、M I C E施設、レストラン、エンターテイメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 大阪・夢洲でのI R立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 また、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図ってまいりたいと考えております。 今後も引き続き、世界最高水準の成長型I Rの実現に向けて取り組んでいきます。	
担当	I R推進局 推進課 計画グループ 電話：06-6210-9234

番号	2. (4)
項目	国土交通省が「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を昨年4月に認定した際に付した条件の「地域との双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること」を踏まえ、説明会は広く府民が参加・視聴できるよう YouTube で公開してください。
(回答) I Rの実現に向けては、府民・市民の理解を深めていくことが重要であり、国への認定申請後も府民・市民の理解促進に取り組んでいるところです。 地域との双方向の対話の場については、国の条件も踏まえて、従来のセミナー形式ではなく、区域整備計画の説明と質疑応答に特化した「説明会」として、多くの方に参加していただけるよう、府内各地域において開催しています。 当日参加できなかった方に向けては、説明会の概要が分かるよう、当日配布した説明資料をはじめ、職員からの説明や質疑応答の要旨、アンケートによる追加質問への回答など大阪府のホームページ上に掲載しています。 また、誰でも視聴できるよう、区域整備計画の説明動画についてもホームページ上に掲載するなど、説明会に参加できない場合でも、その内容がわかるよう情報の発信に努めているところです。	
担当	I R推進局 企画課 総務・企画グループ 電話：06-6210-9236

番号	2. (5)
項目	スマホで簡単にギャンブルができる状況になり被害が拡大しています。ギャンブル依存が疑われる者の割合の調査結果を踏まえ、直ちにギャンブル依存症対策の強化と予算の増額をしてください。
	(回答) 令和5年度に行った大阪府民のギャンブル等依存症に関する実態についての調査において、SOGS (※1) を用いて、過去1年間以内のギャンブル等の経験等について評価を行った結果(※2)によると、「ギャンブル等依存が疑われる者 (SOGS5点以上)」の割合の推計値は18歳以上の2.0% (1.7～2.3%) (※3)、「ギャンブル等依存のリスクがある者 (SOGS3点～4点)」の割合の推計値は、1.9% (1.6～2.2%) となっております。 (※1) SOGS (The South Oaks Gambling Screen) は、アメリカのサウスオークス財団が開発した病的ギャンブラーを検出するための自記式スクリーニングテスト。ギャンブル障害に関する国内外の疫学調査で数多く採用されている。得点範囲は0点～20点で、本調査は合計5点以上の者を「ギャンブル等依存が疑われる者」とした。 (※2) 過去1年間でギャンブル等の経験がある者のうち、SOGS の質問項目に全て回答した者を対象とした。 (※3) 数値は年齢調整後の値。() 内は95%信頼区間：同一の標本調査を100回行った場合、そのうち95回で推計値がこの範囲内となる区間を表す。 大阪市では、2024 (令和6) 年度においても、ギャンブル等依存症対策に関連する予算を下記のとおり計上し、引き続きギャンブル等依存症対策に取り組んでいます。 なお、ギャンブル等依存症対策などカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置については、IR整備法に基づき区域整備計画に定め、お示ししております。 <2024 (令和6) 年度当初予算> ■依存症対策支援事業 (59,718千円) ・アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者に対する相談支援等の実施 ・ギャンブル等依存症に係る実態把握調査の実施 ・高校生等向けギャンブル等依存症予防啓発 ・「(仮称) 大阪依存症センター」の整備に向けた検討 ・SNSによる依存症相談事業「依存症ほっとライン」の実施 など
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520 IR推進局 企画課 電話：06-6210-9236

番号	2.(6)
項目	カジノ事業者だけを特別扱いする夢洲3区の土壌改良費の公費負担をやめ、地盤沈下対策費用なども負担しないでください。
(回答) 土壌汚染対策や液状化対策等の土地課題への対応については、大阪IRが国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、IR事業用地としての適性確保が必須であり、土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担するものです。 IR施設に必要となる地盤沈下対策については、建物建設時及び開業後の対応ともに、事業者において適切に実施するものです。 また、大阪市が使用した埋立材の原因により、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下や陥没が生じた場合を除いて、大阪市が費用負担を行わないことを前提としています。 なお、夢洲・咲洲・舞洲といった周辺埋立地において、そのような事象が生じた事例は把握しておらず、IR用地においても、そういった事態が生じる可能性は極めて低いものと認識しています。	
担当	IR推進局 推進課 調整グループ 電話：06-6210-9235 大阪港湾局 営業推進室 開発調整課 電話：06-6615-7815

番号	2. (7)
項目	カジノ用地の賃貸契約について、昨年明らかになった港湾局のメールによって、価格を決める過程で大阪市と複数の不動産鑑定事業者の間で 428 円/1 m²という格安価格にする不正が明らかになりました。格安賃料での契約を撤回してください。
(回答) 428 円/月・m²という賃料については、専門家である不動産鑑定業者が、それぞれ責任を持って、適正に評価したものであり、その後、本市不動産評価審議会における審議・承認を経た上で戦略会議において決定し、当該賃料を前提として事業者公募を進めてきたものです。 上記のとおり、適切な考え方のもと、適正な手続を経て設定したものですので、428 円/月・m²という賃料での契約を撤回する予定はありません。	
担当	大阪港湾局 営業推進室 販売促進課 電話：06-6615-7799

番号	2. (8)
項目	夢洲は橋とトンネル二つのアクセスルートしかなく、南海トラフ地震・津波ではトンネルが水没する危険があります。巨大台風・集中豪雨の被害予測とそれぞれの対策について、特に「避難計画」について明らかにしてください。
(回答) (危機管理室回答内容) 夢洲における被害については、大阪府が地震と津波、台風による高潮について想定と公表を行っています。なお、大阪市地域防災計画には、大阪市内における被害想定を掲載しています。 (大阪港湾局回答内容) 夢洲へのアクセスを担う、夢舞大橋及び夢咲トンネルについて、南海トラフ巨大地震による地震動に対して十分な耐震性があり、津波に対しても浸水しないことを確認しており、鉄道や道路によるアクセス機能が分断されることはありません。 また、国際観光拠点となる夢洲2・3区は、大阪湾の最低潮位を表す O.P. ±0m を基準として、O.P. +10～11m 程度の高さまで盛土を行っており、大阪府が平成 25 年に公表した南海トラフ巨大地震による津波シミュレーションにおける夢洲周辺での最大津波高さ O.P. +5.4m に対して十分な高さが確保できています。 台風による高潮についても同様に、夢洲沖における、想定し得る最大規模、つまり過去最大規模の台風をも上回る高潮の最高想定潮位は O.P. +7.3m と想定されており、夢洲2・3区は十分な高さが確保できています。 雨水管整備としては、計画降雨（概ね 10 年に 1 度の大雨：1 時間あたり 60mm）を想定して整備を行っております。 (万博推進局・危機管理室回答内容) なお、大阪・関西万博開催期間中の風水害に係る避難計画については、現在、大阪府、大阪市の協力のもと、博覧会協会において、2023 年 12 月に策定された「2025 年日本国際博覧会防災基本計画（初版）」に基づき、より具体的な内容を記載した実施計画を作成しており、夏頃を目途に策定する予定です。 (I R 推進局回答内容) また、I R 事業者においては、想定外の津波や高潮に備えた建築設計とし、主要施設の床レベルについて、想定される津波を上回る高さに設定するほか、浸水リスクを軽減するうえで十分な排水容量の確保及び雨水貯留槽の設置等を行う予定としており、さらに、ソフト面でも、	

災害発生時の初動対応、避難計画、避難者支援マニュアル、外部機関との連絡体制等を定めた防災対策計画の策定及び実施などの対策も予定しています。

担当	危機管理室	危機管理課	電話：06-6208-7384
	大阪港湾局	計画整備部	計画課 電話：06-6615-7773
	大阪港湾局	営業推進室	開発調整課 電話：06-6615-7798
	大阪港湾局	計画整備部	施設管理課 電話：06-6572-2674
	万博推進局	整備調整部	整備調整課 電話：06-6690-7051
	危機管理室	危機管理課（万博連絡調整担当）電話：06-6208-7386	
	I R 推進局	推進課	電話：06-6210-9237

番号	3. (1) ①
項目	南海トラフ、大阪湾断層帯の地震・津波及び上町断層地震に対する「大阪市の」とりくみ状況を、明らかにしてください。
(回答) 南海トラフ巨大地震など、本市域へ影響を及ぼすと考えられる地震に対する被害想定等の調査、研究については、影響範囲が本市にとどまらず広域にわたると考えられることから、大阪府において行っております。 南海トラフ巨大地震については「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」(平成 24 年度から 25 年度)、断層帯地震については「大阪府地震被害想定調査」(平成 19 年 3 月)において調査、検討を行っております。 本市ではそれぞれの被害想定に対して、堤防改修、建築物の耐震化の推進や津波避難ビルの確保等対策を進めております。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384

番号	3. (1) ②
項目	大阪市監査委員会が提出した大規模災害に対する業務継続計画に関する「平成 29 年度定期監査等結果報告の提出について」によれば、「現状のままでは、本市 B C P（大阪市業務継続計画）が有事の際に機能を発揮しないおそれがある」と報告されています。大阪市としての現段階での認識を説明するとともに、危機管理室の体制を抜本的に強化し、防災のための職員体制を強化してください。
(回答) 本市においては、平成 28 年 3 月に大阪市業務継続計画（B C P）を作成したところですが、万が一 B C P が有事の際に機能しない場合、本市の災害対応体制はおろか、市民生活に多大な影響を及ぼすことから、随時、内容の精査に努めて、計画の見直し及び修正を行っております。 併せて、本市危機管理室では、従前から国、大阪府、関西広域連合及び指定都市市長会等が主催する研修等に職員を派遣し、防災対策に関する専門的知識の習得に努めており、それらを室内並びに各区役所の防災担当に周知、共有することで、職員の資質、能力の向上に努めるとともに、必要な人員の確保に努めてまいります。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7378

番号	3.(1)③
項目	地下鉄（大阪メトロ）・地下空間の浸水対策を抜本的に強めること。また、地下空間を利用する地下鉄車両や駅の乗客避難に万全を期すため、大阪メトロとの間で地下空間の防災対策について認識を共通させ一致した方針で対応すること。また、避難計画や避難誘導の進捗状況とともに、地下街に通じる民間ビルへの対策を明確化してください。
(回答) 大阪市域における大規模な地下空間は、地下街管理会社や鉄道会社、接続ビル管理会社など複数の事業者により管理されており、災害時には、各事業者が連携した対策が必要となっていることから、危機管理室が事務局となり、本市、大阪府、国土交通省近畿地方整備局、地下街管理会社、鉄道会社、接続ビル管理会社等で構成する『大阪市地下空間浸水対策協議会』を平成 26 年 3 月に設置しました。 本協議会では、このような地下空間の地下施設管理者が連携した浸水対策（避難対策及び止水対策）のガイドラインの作成及び訓練の実施、情報共有のためのネットワークづくりなどを行い、浸水対策の促進を図ります。 平成 26 年度には「大阪市地下空間浸水対策ガイドライン」の作成や、大阪駅周辺地区において地下街等相互連携訓練を行いました。 さらに、地区ごと具体的な検討を進め、令和 6 年 3 月に「大阪駅周辺地区地下空間浸水対策計画」及び「中之島地区、淀屋橋・北浜地区 地下空間浸水対策計画」の改訂と「難波駅周辺地区地下空間浸水対策計画」の作成、令和 6 年 6 月に「心斎橋駅周辺地区地下空間浸水対策計画」の作成を行いました。この計画において、水害発生時の情報連絡体制や水害別の避難誘導方策、内水氾濫に対する止水対策についてまとめ、各管理者が共通認識を持つことにより連携した浸水対策の強化を図っています。 また、浸水が想定される地下街・地下駅の管理者は「避難確保・浸水防止計画」の作成が義務付けられており、「避難確保・浸水防止計画」において接続する民間ビルへの避難誘導や避難計画について明記し、各管理者において公表を行っております。 なお、「大阪市地下空間浸水対策ガイドライン」につきましては、令和 4 年 2 月に大阪府において旧淀川流域等の河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）の浸水想定区域が新たに指定されたことなどを踏まえ、令和 4 年 12 月に改訂を行いました。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384

番号	3. (1) ④
項目	大阪市が作成している浸水対策のガイドラインや計画にもとづき、実施した災害訓練の結果を踏まえ現状の評価と課題を教えてください。
(回答) 地下街等の所有者又は管理者は、水防法第 15 条の 2 第 8 項に基づき、「浸水防止・避難確保計画」で定めるところにより、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難経路の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならないとなっておりますが、災害訓練の結果については報告義務がないため、本市では把握しておりません。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384

番号	3. (1) ⑤
項目	水道管（大阪市の老地区化率 51.8% 産経新聞 2024 年 5 月 11 日＝令和 3 年）やガス管などライフラインや橋梁などの老築化の点検・更新状況を市民に公表し早急に取り組んでください。
（回答） 本市では、水道施設の更新・耐震化について、令和 5 年 3 月に策定した「大阪市水道施設基盤強化計画【改訂版】」や令和 6 年 5 月に策定した今後 30 年間に取り組んでいく水道施設の整備の基本的な考え方を示した「大阪市水道施設整備中長期計画」に基づき取組を進めていくこととしており、水道管については、地震時に被害が集中する「铸铁管」の更新を優先的に進め、切迫する南海トラフ巨大地震に備える管路網の構築を着実に進めているところです。 このうち、基幹管路（口径 400mm 以上）については、市域における広域断水の回避を早期に実現するため、令和 6 年 4 月より「大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業」を開始し、更新ペースの引き上げを図っているところです。 また、配水支管（口径 300mm 以下）についても水道管の実質的な使用可能年数に基づく長期の更新需要を試算した結果、概ね更新率年間 1 %を目安に整備を進めていくことで、効率的に漏水・破裂事故の未然防止などの観点での管路網全体の機能向上を図っております。 （下線部について回答） 【参考】 ▶大阪市水道施設基盤強化計画の改訂版について URL： https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000581996.html ▶大阪市水道施設整備中長期計画 URL： https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000627179.html ▶「大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業」を開始しました URL： https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000623987.html	
担当	水道局 工務部計画課 電話：06-6616-5512

番号	3. (1) ⑤
項目	水道管(大阪市の老地区化率51.8% 産経新聞2024年5月11日＝令和3年)やガス管などライフラインや橋梁などの老築化の点検・更新状況を市民に公表し早急に取り組んでください。
(回答) 大阪港湾局が所管する橋梁については、基本的な点検や補修方針をホームページにて公表し、計画的な維持管理に取り組んでいます。 (下線部について回答)	
担当	大阪港湾局 計画整備部 施設管理課 電話：06-6572-2674

番号	3. (1) ⑤
項目	水道管（大阪市の老地区化率 51.8% 産経新聞 2024 年 5 月 11 日＝令和 3 年）やガス管などライフラインや <u>橋梁などの老築化の点検・更新状況を市民に公表し早急に取り組んでください。</u>
（回答） 大阪市では、令和 6 年 4 月 1 日現在、760 橋の道路橋を管理しています。 これらの橋梁を対象に「橋梁維持管理計画」を策定し、点検結果、改修等の予定や実施状況をホームページにて公表するなど、計画的な維持管理に取り組んでいます。 （下線部について回答）	
担当	建設局 道路河川部 橋梁課 電話：06-6615-6818

番号	3. (1) ⑤
項目	水道管（大阪市の老地区化率 51.8% 産経新聞 2024 年 5 月 11 日＝令和 3 年）やガス管など <u>ライフライン</u> や橋梁などの <u>老築化の点検・更新状況を市民に公表し早急に取り組んでください。</u>
（回答） 本市が管理する下水道管については、点検・更新に関する基本方針や実施状況をホームページにて公表するなど、計画的な維持管理に取り組んでいます。 （下線部について回答）	
担当	建設局 下水道部 調整課 事業計画担当 電話：06-6615-7597

番号	3. (1) ⑥
項目	改正災害救助法では、政令市が道府県に代わって救助の主体になる「救助実施市」制度を定めており、被災者支援の迅速化が期待され 12 市が指定され、6 市が検討中とされている。大阪市は「予定なし」となっていますが、大阪市独自の課題としても位置付け、国に対して申請してください。
(回答) 救助実施市については、政令指定都市が被災した際に、災害救助法の適用を独自で判断できるようになることから、迅速な災害対応が可能となるものです。 災害救助法の適用に関する権限は、従来から道府県が持っていますが、これは複数の市町村にまたがる大規模災害や小規模自治体が被災した際の調整機能を果たす必要があるためです。このため、政令指定都市が救助実施市になったとしても、道府県の広域調整の考えと協力しながら災害対応にあたることとなります。 もちろん、政令指定都市が単独で被災するような災害であれば、救助実施市の指定を受けたほうが迅速に対応できるものと考えますが、大阪府は府域が狭いこともあり、地震や台風などの大規模災害発生時には、大阪市を含む府域の複数の市町村が同時に被災することが見込まれることから、災害救助法の適用にあたっては、これまでどおり大阪府が府下市町村の被災状況を踏まえ行うほうが効率的・効果的であると考えています。 よって、国に対しての災害救助法第 2 条の 2 に規定する救助実施市指定の申請につきましては行う予定はありません。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7378

番号	3.(1)⑦
項目	災害対策基本法が改正され、「避難勧告」が廃止され「避難指示」に一本化されたが、警戒レベル4の「避難指示」と3の「高齢者等避難」について従来の防災マップと共に繰り返し周知してください。
(回答) 警戒レベルについては、本市の水害ハザードマップへの掲載、周知チラシ及びホームページ、大阪市防災アプリを活用し周知を図るとともに、各区が行っている防災学習等でもお伝えしています。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384

番号	3. (2)
項目	地震による防潮堤の沈下・液状化対策の大阪市内の現状を明らかにし、取り組みを強化すること。
(回答) 平成 25 年 8 月に大阪府から公表された南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水想定を基に、大阪府防災会議に設置した「南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会」において、防潮堤の耐震・液状化対策を「南海トラフ巨大地震対策の大きな柱」として、対策の基本方針と対策区域について取りまとめました。 これらに基づき、府市が連携して、平成 26 年度から 10 年（令和 5 年度）での対策完了を目標とし、一部区域（此花地区）を除き、目標通り対策を完了しました。 大阪港湾局が所管している此花地区の堤防については、令和 6 年度末で大阪市施工分は完了予定です。残る区域については、背後に危険物取扱施設が隣接し、対策にあたって高度な技術力が必要であることから、国に対して早期の直轄事業化並びに早期対策完了を要望しています。 建設局所管の堤防については、道頓堀川等において実施した南海トラフ対策事業に引き続き、東横堀川等において令和 4 年度より老朽化した護岸の耐震対策工事を実施しています。	
担当	大阪港湾局 計画整備部計画課 電話：06-6615-7777 建設局 道路河川部 河川課 電話：06-6615-6838

番号	3. (3)
項目	大阪北港地区では地震によって石油類のタンクが破損するなどして大規模な火災を引き起こす可能性があります。石油コンビナートの対策を行ってください。
(回答) 大阪北港地区に存する石油類のタンクは、消防法令基準に適合した耐震性を有しています。万一、火災が発生した際には、タンク専用の消火設備が設置されているほか、円滑な消火活動の実施及び延焼防止のために周囲に空地が設けられており、また、事業所により共同防災組合が組織されている等、石油タンク火災に対応する体制が整えられています。 また、災害の未然防止と拡大防止のため、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）で大阪府石油コンビナート等防災計画が定められています。さらに事業所の協力のもと、南海トラフ巨大地震の地震・津波による被害想定を踏まえ、実施すべき対策を重点項目として定め、法令基準を上回る防災・減災対策を計画的に実施しているところです。	
担当	消防局 規制課 規制担当 電話：06-4393-6057

番号	3. (4)
項目	原発の積極的活用の方針転換した国に対しても脱原発を求めてください。また、関西電力の筆頭株主として、原発再稼働に反対し、脱原発を提案してください。
(回答) 本市は、原子力発電について、国に対し、世界最高水準の安全基準の設定、審査指針・検査マニュアルの充実など安全性確保を促進し、事故時の原子力損害における事業者の賠償責任の有限化と国の責任による万全な被害者保護措置を実施するとともに、使用済燃料の処理問題を解決する旨を求めています。 また、関西電力株式会社の株主として、関西電力株式会社の今年度の定時株主総会において、原子力発電の課題解決を含めた「ゼロカーボン社会の実現への貢献」を求める株主提案を行っております。 この中で原子力発電所については、ひとたび過酷事故が発生すると広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定され、将来に過大な負担を残す恐れがあるため、天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象について万全の安全対策をとることや、使用済燃料の最終処分方法が確立されないまま原発の稼働や新增設を行い、ツケを将来世代に回すことは、断じて許されることではないことから、これらの課題を早急に解決すべきとする提案を行っています。	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策担当） 電話：06-6630-3483

番号	3. (5)
項目	「福祉避難所」に指定される施設に宿泊施設が含まれているが、大阪市の指定状況はどうなっているか教えてください
(回答) 福祉避難所については、高齢者施設や障がい者施設を中心として順次指定を進めているところであり、令和6年1月29日現在で305施設を指定しております。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380 危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384

番号	3. (6)
項目	学校の統廃合が進められているが、災害時避難所が不足することになり大きな混乱が予想されるので再検討することを求めます。小学校や公共施設の統合・廃止などで「災害時避難所」の確保が困難になる。現時点の避難所数と収容可能人員を明らかにしてください。
(回答) 学校の統廃合により廃校となった学校についても、引き続き災害時避難所として活用可能な箇所については災害時避難所として指定しています。 また、令和6年1月29日現在で、災害時避難所561箇所、避難可能人数は614,908人です。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384

番号	3. (7)
項目	災害救助法では避難中の人に対して1日3食の食事を提供することが定められているが、その体制について明らかにしてください。
(回答) 食糧は南海トラフ巨大地震の想定避難者数 529,787 人の3日分を大阪府とともに備蓄しております。 大阪市が1日分3食、大阪府が2日分6食を備蓄しております。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7389

番号	3. (8)
項目	災害時の大阪市避難行動要支援者の名簿作成の状況と支援や安全確認の計画を明らかにしてください。
(回答) 本市においては、災害対策基本法の定めに基づき、行政情報を基に避難行動要支援者名簿を作成しており令和6年7月1日時点で162,976名の方が対象となっております。 災害時の避難支援については、消防や行政等のいわゆる公助による支援が厳しい状況となることから、自分や家族が自分の命を守る行動としての自助、町会・学校区単位等地域コミュニティ単位で守りあい備える共助が重要となってきます。そのため地域における避難所開設訓練等の際には、避難行動要支援者の安否確認や移送訓練等を行う事も含め周知・啓発を行っているところです。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380

番号	3. (9)
項目	感染症に配慮した災害避難所運営、かつ個人のプライバシー・ＱＯＬに配慮した避難所運営を行うための、大阪市の指針を明らかにしてください。 ①ホテルや旅館の活用計画について ②マスク・手洗い用消毒液の準備状況について ③パーティション・ダンボールベッドについて ④体育館のエアコン・換気装置の整備計画について
	(回答) ① 本年１月の能登半島地震を踏まえ、ホテル等への２次避難について、民間事業者との協定拡充など具体的な方策について、現在検討しているところです。 ② マスク・手洗い用消毒液は、災害時の避難者用として「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき必要数を備蓄しています。 ③ パーティション・簡易ベッドは「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき、必要数を備蓄しています。 ④ 猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等の要配慮者の二次被害を防止するセーフティネットの観点から避難所生活の環境確保を図るため、そして、平時での教育現場における熱中症対策という観点においても効果的であることから、令和２年度から令和４年度までの間に全 127 中学校の体育館への空調機設置工事を完了しました。 なお、本年１月の能登半島地震を踏まえ、避難所となる小学校の体育館への空調機整備に向けた取り組みを、現在教育委員会において実施しているところです。
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7378 危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7389

番号	3. (10)
項目	大阪市防災行政無線システムで、市民に密接な区役所、学校、事業所等の固定系260MHz・デジタルMCA無線800MHz・同報系60MHzの役割分担と管理者をお教えください。
(回答) 固定系については、災害対策本部を設置する本庁、区役所等を専用の無線ネットワークで結び、専用電話機等を使った音声通話やFAXができるものです。災害のため通信事業者による電話やFAXが使用できなくなった時の連絡手段として主に使用するものです。本庁舎に設置している機器は危機管理室に管理者を配置し、本庁舎以外は機器を設置している各所属（区役所等）に管理者を配置しています。 デジタルMCA無線については、各所属（区局室）、国や府等の機関、各区の自主防災組織に配置する可搬型の無線機を用いて、無線機間で音声通話ができるものです。災害のため通信事業者の電話や本市の固定系の無線による電話が使用できなくなった時の連絡手段として主に使用するものです。各所属に配置している無線機は各所属に、国や府等の機関に配置している無線機は各機関に、自主防災組織に配置している無線機は各区役所に、それぞれ管理者を配置しています。 同報系については、区役所、小中学校、防潮堤、公園等に屋外スピーカーを設置し、本市から屋外スピーカーにより市民へ避難情報等を放送するものです。危機管理室に設置している放送用の制御装置及び各屋外スピーカーは危機管理室に管理者を配置し、各区役所に設置している放送用の制御装置は各区役所に管理者を配置しています。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-9793

番号	4. (1) ①
項目	区政会議を充実させ、現在の行政区の権限や財源を拡充してください。
(回答) ○「区政会議を充実させ、」について 区政会議につきましては、各区で地域の状況に応じた運営をすることを基本とすることから、区長が区民の意見やニーズを把握するため、また、区民が区政運営に参画し評価するために、適切な運営を行っていくことが重要であり、これを踏まえ、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例のもと運営を行うとともに、委員に対して、直接アンケート調査を実施し、その結果をふまえ、区政会議の改善に取り組むなど、各区においては、より効果的な会議運営に向けたPDCAを実施し、区政会議のさらなる充実に向け取り組んでいるところです。 ○「現在の行政区の権限や財源を拡充してください。」について ニア・イズ・ベターの観点から、区内の基礎自治に関する施策や事業についての決定権を局から住民により身近な区長に移譲し、24区一律ではなく、区長の権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に即した施策や事業を総合的に展開できるよう、24区体制のもとで、できる限り区長の決定権の拡大を図ってきたところです。	
担当	市民局 区政支援室 区行政制度担当 電話：06-6208-9861

番号	4. (1) ②
項目	区政会議の公募委員の定数を増やし、女性の参画がせめて3割以上になるようにしてください。
(回答) ○「区政会議の公募委員の定数を増やし、」について 区政会議につきましては、各区で地域の状況に応じた運営をすることを基本とすることから、区長が区民の意見やニーズを把握するため、また、区民が区政運営に参画し評価するために、適切な運営を行っていくことが重要であり、これを踏まえ、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」が、区政会議の基本的な事項を定める趣旨として定められています。 区政会議の委員については、本条例第4条第3項において、区政会議に区民等の多様な意見を反映させる観点から、区政会議の委員の選定にあたっての区長の配慮義務を明記する趣旨として、「区長は、委員の選定に当たっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。」と定められております。本市としましては、これまで区政運営に関心がなかった区民の方、これまで熱心に地域活動を行いながら地域を支えていらっしゃる区民の方、いずれにかかわらず、これから、より積極的に区政に参画したいという方の存在が大切であることから、委員の公募は意義のあるものでございます。 従いまして、多様な意見を反映するとともに会議運営の客観性・透明性を担保するため、「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」第3条第2項におきましては、公募等（広く区民等のうちから委員を選定する手続）による委員の定数について、委員の定数の1割以上とすることが定められております。 以上の条例・規則の趣旨を踏まえて、区政会議の委員の選定につきましては、区長が、各区における地域の状況を踏まえ、幅広く多様な区民等の意見が適切に反映されるよう、公募委員の割合も含め、バランスのとれた人選を行うことが重要であると考えております。 ○「女性の参画がせめて3割以上になるようにしてください。」について 本市におきましては、「男女共同参画基本計画」で「あらゆる分野における女性の参画拡大」を掲げており、区政会議につきましても、各区において、取組を進めています。	
担当	市民局 区政支援室 区行政制度担当 電話：06-6208-9861

番号	4. (2) (3)
項目	(2) 区役所業務の民間委託について、費用対効果を含めて検証し、その内容を公開してください。民間委託開始以降の委託業者名と委託費の推移を区役所別に示してください。 (3) 区役所窓口業務を直営に戻すとともに職員を増員し、窓口の混雑緩和、市民が安心して手続きできる窓口にしてください。
(回答) 大阪市では、民間委託が可能な窓口業務についての委託化に取り組んでおり、平成 25 年 2 月から住民情報窓口業務の民間委託を開始し、令和 5 年 7 月現在、全区役所（及び 1 出張所）において当該窓口業務の民間活用を行っています。 本委託事業の効果検証については、各区の住民情報窓口への来庁者アンケートによる満足度調査でも安定して高評価を得ており、民間の顧客対応スキルにより窓口での接遇・接客が一層親切・丁寧なものとなり、また、窓口の繁閑に応じた柔軟な人員の配置を行うといった効率的な運営体制を組むことができる等、民間事業者が有するノウハウの活用を最大限に引き出すことで、区民サービスの向上と効率的な業務運営の実現を図るものとして評価しております。 また、直営を想定した場合の必要経費と比較しても、委託による財政効果は認められるものと評価しております。 費用対効果の検証や委託事業者名及び委託費の推移にかかる資料については、別途情報提供のご依頼をいただきましたら、制度に則って提供させていただきます。 民間委託の強みを活用しながら、市民が不便を感じることなく、安心して手続きできる窓口として事業を持続可能なものとしていくよう、継続して検証を行い、窓口業務運営の安定性の確保に努めてまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06-4305-7345

番号	4.（4）
項目	区役所によっては3～4割近くが非正規職員となっていることから現行体制で災害発生時に対応しきれるものではありません。区役所をはじめとした関係部署の職員を増やしてください。
（回答） 本市におきましては、全ての部署において、防災を含めた様々な市政課題や複雑・多様化する市民ニーズに対応するよう職員を配置しています。 引き続き、様々な市政課題や市民ニーズに対応するため職員の適正な配置に努めてまいります。	
担当	総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431

番号	4. (5)
項目	近年増えている線状降水帯による長時間続く豪雨について、防災・減災対策、発生時の対応、市民周知はどうなっているか教えてください。
(回答) 大雨に対する防災・減災対策、市民周知としては、水害ハザードマップの作成、配布および浸水想定区域図をマップナビおおさかで確認できるようにしているほか、令和5年6月に大阪市防災アプリをリニューアルし、災害発生前の気象情報や防災情報、災害発生後も迅速かつ的確に避難が行えるよう開設された避難所の情報等を確認できるようにしています。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7384

番号	4. (5)
項目	近年増えている線状降水帯による長時間続く<u>豪雨</u>について、<u>防災・減災対策</u>、発生時の対応、<u>市民周知</u>はどうなっているか教えてください。
(回答) 大阪市では、おおむね 10 年に 1 回の大雨（1 時間あたり 60mm）でも浸水しないことを目標に、下水道幹線やポンプ場の新增設、近年の集中豪雨に対する被害軽減対策を進めているほか、降雨レーダーの情報発信や雨水貯留タンクの購入費用への助成制度、これらの施策を市広報紙やホームページに掲載するなど、ハード対策とソフト対策を組み合わせた浸水対策に取り組んでいます。 (下線部について回答)	
担当	建設局 下水道部 調整課 事業計画担当 電話：06-6615-7594

番号	4.(6)
項目	水道事業の民営化を行わないでください。また浄水場等の統廃合は行わないでください。
(回答) 現在、大阪市では、水道事業の運営全般を民間に委ねるという趣旨での、いわゆる「民営化」を行う予定はございません。 大阪市水道局では、地震災害や風水害といった危機事象の発生時においては、浄水場間の相互補完などにより市内配水を行うことを想定していることから、将来的にも3か所の浄水場を引き続き運用しながら施設能力の適正規模化を図っていくこととしており、浄水場の統廃合を行う予定はありません。	
担当	水道局 総務部連携推進課 電話：06-6616-5412 水道局 工務部計画課 電話：06-6616-5512

番号	4.(7)
項目	災害に強い水道にむけた防災・減災計画、復旧対策の強化をしてください。
(回答) 大阪市では、令和6年5月に「大阪市水道施設整備中長期計画」を策定しており、地震や風水害の発生に備えて、取・浄・配水場や水道管の耐震化、停電対策としての施設運転用自家発電設備の整備、浸水対策としての施設の耐水化など、災害発生時においても被害を軽減するための取組を戦略的に進めていくこととしています。 また、災害時に断水した場合に応急給水や応急復旧を行うこととなりますが、これらに要する資材（仮設水槽、ポリ袋、管材料等）を備蓄しています。さらに「公益社団法人 日本水道協会」による相互応援体制、東京都などの19大都市をはじめ近隣事業者との災害時における応援協定や民間事業者との協力に関する協定等の締結により災害時への対応に備えています。加えて、これらの協定に基づいた様々な訓練を実施し、実災害においても柔軟に対応できるよう努めています。	
担当	水道局 総務部総務課 危機管理担当 電話：06-6616-5513

番号	4. (8)
項目	安心・安全は水の提供にむけ水質の監視・検査を強化してください。
(回答) 水道局では、水源から浄水場を経て給水栓（蛇口）に至るまでの総合的な水質管理に関する計画を作成し、実施しております。 具体的には、水源である琵琶湖・淀川の定期的な水質調査や事業所が淀川に排水する水の水質試験、各浄水場の処理過程ごとの水質試験を行い、水に含まれている汚濁物質を厳しく監視しています。また、蛇口の水については定期の水質検査と市内に設置した水質遠隔監視装置により、水質を連続的に監視しています。さらに、水道法に定められた水質基準項目はもとより、今後、もしその存在量が増加してきた場合、健康影響に懸念を及ぼす可能性のある物質にもいち早く注目し、浄水処理等での低減化対策についても常に研究しています。水質試験所では、最新鋭の設備と技術、たゆまざる研究により、水源から蛇口に至るまであらゆる角度から常にきめ細かな水質検査を行い、安心・安全な水道水の供給に万全を期しています。 【参考】 大阪市水道・水質管理計画について https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000014736.html	
担当	水道局 工務部水質管理研究センター 電話：06-6815-2365

番 号	4. (9)
項 目	<u>水は命の源であることから水道料金の引き下げ又は減免制度を復活してください。</u>
(回答) 本市の水道料金は、消費税制度の変更に伴うものを除くと、前回料金水準を引き上げた平成9年6月以降は、経営努力を重ねて、約25年間その水準を維持しています。 一方で、水需要の減少に伴い給水収益の減少傾向が続いていることや、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害への対策や老朽化した管路の更新など、施設整備のために多額の投資を長期にわたって継続する必要があることから、水道事業の経営環境は、今後ますます厳しいものになることが見込まれます。 そのため、現時点では水道料金の引き下げを行う予定はございませんが、今後も引き続き経常経費の抑制や給水収益の着実な確保など収支の改善に向けた経営努力を継続しながら、安全・安心で良質な水道水を将来にわたって安定的に市民・お客さまにお届けすることができるよう、「大阪市水道経営戦略（2018-2027）【改訂版】」の取組を着実に推進してまいります。 水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度については、平成24年7月策定の市政改革プランに基づき、受益と負担の明確化など「施策・事業の聖域なきゼロベースの見直し・再構築」を行ったことから、平成25年9月に廃止いたしました。 現下の厳しい財政状況の中、市政改革プランの趣旨からも、福祉減免制度の復活や新たな助成制度の創設は困難であります。今後とも、都市基盤の機能拡充に努め、将来にわたり安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。 (下線部について回答)	
担 当	水道局 総務部企画課 電話：06-6616-5410 水道局 総務部お客さまサービス課 営業企画担当 電話：06-6616-5473 建設局 総務部経理課 下水道使用料担当 電話：06-6615-7545

番号	4.(9)
項目	水は命の源であることから<u>水道料金</u>の引き下げ又は<u>減免制度</u>を復活してください。
(回答) 大阪市では、「市政改革プラン」に基づき、平成 25 年 10 月に水道料金・下水道使用料の福祉減免措置を廃止し、真に支援を必要とする高齢者の方、障がいのある方等に対する支援施策へ再構築を行ってきたところです。 今後も、高齢者や障がい者等への支援施策等の充実に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（企画） 電話：06-6208-7958

番号	4. (10)
項目	夏季の上下水道の基本料金を減免してください。
(回答) 水需要の減少に伴い給水収益の減少傾向が続いていることや、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害への対策や老朽化した管路の更新など、施設整備のために多額の投資を長期にわたって継続する必要があることから、上下水道事業の経営環境は今後ますます厳しいものになることが見込まれます。 そのため、現時点では夏季の上下水道の基本料金の減免を行う予定はございませんが、今後も引き続き経常経費の抑制や給水収益の着実な確保など収支の改善に向けた経営努力を継続しながら、都市基盤の機能拡充に努め、将来にわたり安心・安全な市民生活に寄与する上下水道事業を構築してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。	
担当	水道局 総務部お客さまサービス課 営業企画担当 電話：06-6616-5473 水道局 総務部企画課 電話：06-6616-5410 建設局 総務部経理課 下水道使用料担当 電話：06-6615-7545

番号	4. (11)
項目	市税事務所化で市民は不便になりました。市民の利便性を後退させる行政区のブロック化は行わないでください
(回答) これまで本市では、ニア・イズ・ベターの徹底の観点から、各区の特性・実情に応じた 24 色の区政運営を推進するとともに、局が実施する事業についても、24 区共通する課題については、区長会議において、区・局が協議・調整しながら、一体的な行政運営を推進しています。 更なる効果的・効率的な行政運営、市民サービスの向上を追求するため、行政区域を越えた効率的な業務執行体制のあり方を検討してまいります。	
担当	市政改革室 行政改革担当 電話：06－6208－9765

番号	4. (12)
項目	区役所にある派出銀行は廃止しないでください
(回答) 区役所にある派出銀行（以下「区役所派出銀行」といいます。）では、本市指定金融機関の派出員により公金の収納業務を行っています。指定金融機関から、これまで無料であった運営に関する経費について有償化することとあわせて、区役所派出銀行を廃止する方針を確定するよう、要望を受けてきたところです。 本市では、令和6年度から新たに経費を負担するとともに、区役所派出銀行の利用状況が減少傾向にあるなか、税で賄われる経費負担が発生する以上、廃止することも含めて、区役所派出銀行のあり方を幅広く検討していくこととしています。 検討にあたっては、区役所派出銀行の利用状況を把握・分析した上で、市民サービスへの影響などについても精査するなど、慎重に進めてまいります。	
担当	会計室 会計管理担当 電話：06-6208-8491

番号	4. (13)
項目	<u>今年4月24日から府下全域で暑さ指数が35以上予測される場合、新たに「熱中症特別警戒アラート」が前日午後2時ごろに発表されます。外出やイベントの中止・延期などを検討するよう求められます。</u>いよいよ夏季のエアコンの電気代の助成が必要になります。高齢者の命を守るためご検討ください。
(回答) 本市では、令和6年(2024年)7月11日より、「熱中症特別警戒アラート」発表期間中に暑さをしのぐための施設「クーリングシェルター」として、市有170施設と民間49施設の合計219施設を指定し、運用を開始しました。 今後も、クーリングシェルターの指定を受けていただける民間施設を募集するなどして、施設数を増やしてまいります。 (下線部について回答)	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 電話：06-6630-3467

番号	4. (13)
項目	今年4月24日から府下全域で暑さ指数が35以上予測される場合、新たに「熱中症特別警戒アラート」が前日午後2時ごろに発表されます。外出やイベントの中止・延期などを検討するよう求められます。いよいよ夏季のエアコンの電気代の助成が必要になります。高齢者の命を守るためご検討ください。
(回答) 本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、広報紙等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、また、各区保健福祉センター、福祉局及び環境局が実施している高齢者宅等への訪問事業の際に熱中症予防についての注意喚起を行っております。 加えて本市全所属に対して、広く市民等に熱中症予防の啓発や注意喚起を依頼するなどの取り組みを強化し、とりわけ高齢者の総合相談機能を持つ地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会など広く関係団体にも協力を求め、見守りや声掛けなど、きめ細やかな対応をお願いしております。 今後とも、気象状況にも十分留意しながら、関係局において熱中症対策に取り組んでまいります。 (参考) 国において、「酷暑乗り切り緊急支援」として、8月・9月・10月分の電気・ガス料金に対する補助が行われる予定です。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号	4. (14)
項目	大阪市では「火葬待ち」はないのでしょうか。2040年には死亡者が全国で167万人になると予想されています。横浜市では平均すると5～6日待ちで斎場を1か所増設するそうです。「火葬待ち」が長引くと遺体の保管料や関係者の待機で葬儀費用が増加します。大阪市の現状と今後の計画をお教えてください。
(回答) 大阪市では、火葬需要の多くなる冬場において4日待ちとなる場合もありますが、通常では2～3日程度で火葬が行える状況です。 一方、死亡者数は年々増加している状況にあり、令和5年度(2023年度)の火葬件数は37,462件でしたが、ピーク時の令和20年度(2040年度)の火葬件数は約44,000件に至ると予測されます。 また、市立斎場の火葬炉は、現在5斎場72基ありますが、施設の老朽化も進んでいることから、将来の火葬需要の増加への対応に合わせて、市立斎場の中長期的な整備計画である「大阪市の立斎場整備基本構想」を令和3年(2021年)6月に策定しました。現在、「基本構想」で直近の整備対象とした小林斎場(大正区)の現地建替を進めており、建替後は、火葬炉を現在の10基から14基へ増加させる予定です。 建替後の小林斎場については、令和10年(2028年)4月からの供用開始を予定しており、その他の斎場についても、順次整備を行っていく計画です。	
担当	環境局 総務部 施設管理課(斎場霊園担当) 電話:06-6630-3137

番号	4. (15)
項目	「新・市政改革プラン」では、取組方針1の幼稚園・保育所・一般廃棄物のゴミ収集業務などの官民連携の推進はある程度読み取れますが、取組方針2や3は難解です。具体的にどう変わるのか明らかにしてください（要約を示していただければと思います）
(回答) ○取組方針2について 本市では、将来的な労働力不足や社会環境の変化に対応するため、限られた行政資源を最大限に活用し、効果的・効率的に行政運営を行い、市民サービスの向上をめざしていきます。 また、職員の業務効率化と質の向上を推進するとともに、多様化・複雑化する行政課題に対応できる専門性・行動力のある人材育成・支援に取り組めます。 さらに、環境負荷の低減に係り、温室効果ガスの排出削減を着実に推進します。 ○取組方針3について 本市財政は、職員数の削減及び市債残高の縮減などの市政改革の取組成果や、税収の堅調な推移もあり、財政健全化が進んでいますが、「今後の財政収支概算（粗い試算）【令和6年2月版】」では、高齢化の進展や障がい福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費の増や0～2歳児の保育無償化に向けた取組などにより、試算期間を通じて収支不足が生じることが見込まれています。さらに、税収、金利・物価動向などの不確定要素が収支に大きな影響を与える可能性があります。 そこで、人員や施設のマネジメント、未利用地の有効活用に取り組んでいきます。 また、大規模事業等のリスク管理の更なる精度向上、未収金対策に加え、施策・事業の点検・精査を推進し、急激な社会環境の変化にも対応できるよう、持続可能な行財政基盤の構築をめざし、取組を進めます。 こういった取組により、将来にわたり豊かな大阪の実現をめざしていきます。	
担当	市政改革室 改革プラン推進担当 電話：06-6208-9885

番号	4. (16)
項目	大阪市の各種申請書等は元号だけでなく、西暦でも記入できるような書式にしてください
(回答) 年の表示方法について定めた法令等は存在しないものの、公的機関では従前から原則として元号が用いられ、本市においても各種申請書等における年の表示については、慣行として元号を使用しています。 一方で、事務の内容に応じて、西暦でも記入できるような取扱いとするなど、事務事業を所管する所属において適切に判断しているところです。	
担当	総務局 行政部 行政課（文書グループ） 電話：06-6208-7433

番号	5. A (1)
項目	感染症拡大防止の一環として、保育職場で働く全職員に検査キットを配布してください。
(回答) 本市では、令和5年度に国の交付金を活用し、保育施設において感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくための補助事業を実施しておりました。なお本補助事業では、施設が職員に対して行ったPCR検査等についても、補助の対象としておりました。 しかしながら、国の交付金が令和5年度で終了したため、本市の補助事業も終了しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 企画調整グループ 電話：06-6208-8665

番号	5. A (2)
項目	民間・公務問わず保育士、幼稚園教諭、学童保育指導員等の人材確保が困難な状況を解消するためにも、賃金の大幅な引き上げをはじめとした抜本的な処遇改善をおこなってください。また、民間施設でもそれを可能とするための大阪市独自の支援策を実施してください。
(回答) 各放課後児童クラブ実施事業者が放課後児童支援員に対し経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金体系を構築し、継続的な人材育成及び保育の質の向上への取り組みを進める観点から、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施しております。 また、「大阪市留守家庭児童対策事業」において、放課後児童支援員や補助員等の職員に対して処遇改善を行っている放課後児童クラブ実施事業者へ「放課後児童支援員等処遇改善事業」を実施するとともに、令和6年度からは、常勤の放課後児童支援員を2名配置した場合の「新たな運営費基準」を設けるなど、処遇改善につながる取り組みを行っているところです。 (下線部について回答)	
担当	こども青少年局 企画部 青少年課 放課後事業グループ 電話：06-6684-9573

番号	5. A (2)
項目	<u>民間・公務問わず保育士、幼稚園教諭、学童保育指導員等の人材確保が困難な状況を解消するためにも、賃金の大幅な引き上げをはじめとした抜本的な処遇改善をおこなってください。また民間施設でもそれを可能とするための大阪市独自の支援策を実施してください。</u>
(回答) 保育士の処遇改善は全国的な課題であるとともに継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。処遇改善等加算のさらなる改善について、他都市と連携を図り、国に対して引き続き要望しております。 (下線部について回答)	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話：06-6208-8105

番号	5. A (2)
項目	民間・公務問わず保育士、<u>幼稚園教諭、学童保育指導員等</u>の<u>人材確保が困難な状況を解消するためにも、賃金の大幅な引き上げをはじめとした抜本的な処遇改善をおこなってください。</u>また民間施設でもそれを可能とするための大阪市独自の支援策を実施してください。
(回答) 市立幼稚園教諭の給与については、本市人事委員会において、給与の公民比較を行っており、当該結果に従うことが地方公務員における給与決定原則となる情勢適応の原則に沿ったものと考えています。このため、本市人事委員会勧告に基づき、給与改定を行うことが基本となりますが、今後とも、国や他都市の動向なども踏まえながら、適切に対応してまいります。 (下線部分について回答)	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	5. A (3)
項目	正規・非正規問わず、保育士欠員の実態を把握し、早急に解消してください。 大阪市内のすべての保育所において、配置基準上の保育士は、保育士資格を持っていることを原則条件としてください。
(回答) 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めておりますが、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 本市としても、保育の質の確保という点において保育士の配置基準等については重要な項目の一つと考えており、今後も保育の安全性を確保しつつ増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話：06-6208-8018

番号	5. A (4)				
項目	災害時や感染症流行時でも、子どもの命と安全、人権が守れるよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。また、既存の保育所での要員確保ができるように配置基準外の保育士制度を創設してください。				
(回答) 本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。 なお、認可保育所の新設や増設等の整備計画策定に際しては、公立保育所をはじめ既存施設の定員や入所申込み状況等も考慮しております。 また、認可保育所の新設等とともに、老朽化した施設や現在の耐震基準に合致していない施設については、建替や大規模修繕補助等を行い、児童の処遇向上と安全確保に努めております。 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。					
担当	こども青少年局	幼保施策部	幼保企画課	環境整備グループ	電話：06-6208-8126
	こども青少年局	幼保施策部	幼保企画課	認可給付グループ	電話：06-6208-8018

番号	5. A (5)
項目	国の保育士配置基準の改正に伴い4～5歳児25：1とすることを、経過措置を待たず早急に行ってください。国の対応を待たず、大阪市独自の予算で当面1歳児5：1、3歳児15：1をおこなってください。また、配置基準を引き上げることにより、待機児童が増えることがないよう、公立や認可保育施設での新設・増設をおこなってください。
(回答) 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であるとともに、継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。配置基準の改善がなされるよう他都市と連携を図り、国に対して引き続き要望してまいります。なお、4～5歳児及び3歳児については子どものための教育・保育給付費、1歳児については大阪市独自事業として、それぞれ予算化を行い、配置基準が充足していると確認できる場合において、通常の運営費に上乗せして必要な経費を給付しております。 また、本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。 なお、認可保育所の新設や増設等の整備計画策定に際しては、公立保育所をはじめ既存施設の定員や入所申込み状況等も考慮しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話：06-6208-8018 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 環境整備グループ 電話：06-6208-8126

番号	5. A (6)
項目	看護師配置について園の持ち出しなしに、早急にすべての保育所に看護師を配置出来るよう市として財政措置をおこなってください。
(回答) 看護師配置については、従来から本市独自事業として0歳児が9人以上在籍する保育施設を対象とした看護師等雇用費助成事業を実施してきましたが、一部の地域において0歳児の入所数の減少により0歳児9人以上在籍という要件を満たせなくなり、経営上、看護師等の雇用継続を断念する施設の増加が懸念されることから、事業を再構築し、令和4年度から、民間の保育所・認定こども園の全施設を対象に、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。なお、上限額は月額374,600円となっております。 また、看護師配置については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話：06-6208-8352

番号	5. A (7)
項目	医療的ケア児の受け入れにあたって国から補助が出ていますが補助に基づく予算はどのように措置しているか明らかにしてください。保育所への看護師配置の状況を明らかにするとともに、<u>全保育所への看護師配置を行ってください。</u>
(回答) 看護師配置については、従来から本市独自事業として0歳児が9人以上在籍する保育施設を対象とした看護師等雇用費助成事業を実施してきましたが、一部の地域において0歳児の入所数の減少により0歳児9人以上在籍という要件を満たせなくなり、経営上、看護師等の雇用継続を断念する施設の増加が懸念されることから、事業を再構築し、令和4年度から、民間の保育所・認定こども園の全施設を対象に、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。なお、上限額は月額374,600円となっております。 また、国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。 (下線部について回答)	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話：06-6208-8352

番号	5. A (7)
項目	<u>医療的ケア児の受け入れにあたって国から補助が出ていますが補助に基づく予算はどのように措置しているか明らかにしてください。</u> 保育所への看護師配置の状況を明らかにするとともに、全保育所への看護師配置を行ってください。
(回答) 本市では「地域社会の中で障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合う」ことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。 医療的ケア児の受け入れにあたっては、民間保育施設を対象に、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、医療的ケアを担当する専任看護師の人件費の助成を行っております。さらに、「大阪市特別支援保育物品購入助成金」により医療的ケアの必要な児童を含む障がい児支援のための物品購入にかかる費用を助成し、環境整備を図っております。公立保育所についても同様の支援を行っており、引き続き、医療的ケアの必要な児童の受け入れ促進に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345

番号	5. A (8)
項目	感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充してください。大阪市の面積基準は国基準よりも低いため、最低でも国基準としてください。
(回答) 保育所の設備基準については、保育を受ける児童の健やかな成長と安全の確保を最優先に考え、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下、「条例」という。)を定めており、この中で保育室や屋外遊戯場の面積基準についても定めています。 保育室の面積基準については、0才児及び1才児においては、国基準の「乳児室 1.65 m²又はほふく室 3.3 m²以上」を上回る「0才児 5.0 m²以上、1才児 3.3 m²以上」としており、2才児以上においては国基準どおり「1.98 m²以上」としています。 また、屋外遊戯場の面積基準については、国基準どおりの2才児以上において「3.3 m²以上」としています。 なお、現在は、一人でも多くの保育を必要とする児童の入所を図るため、全年齢において児童一人当たりの保育室の面積基準を1.65m²以上に緩和できる特例(以下、「面積基準緩和」)を設けています。ただし、運用にあたっては、児童一人につき1.65m²以上を確保すれば当然に保育の実施ができると解するのではなく、個々の保育所の状況を踏まえて、あくまでも児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認したうえで、入所受入れを行うものとしています。 今後の面積基準緩和については、国が定める特例措置期限である令和10年度末までに、条例で定める面積基準の保育スペースが確保できるよう入所枠確保等の取組みを進めてまいります。 本市としては、今後も保育の安全性を確保しつつ、増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 環境整備グループ 電話：06-6208-8126

番号	5. A(9)
項目	障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ専門職として配置できるよう補助金を増額してください。また、手帳の対象にならない子どもに対しても、個別対応で十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配をおこなってください。
(回答) 本市では、「地域社会の中で障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合う」ことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。 民間保育施設に対して、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、障がい児の対応を行うために配置する、特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っており、令和5年度からは算定基準を緩和する等、更なる受入れの促進を図っています。 また、手帳の対象にならないこどもにつきましても、令和2年度から公的医療機関に限らず民間の医療機関の診断書等も支給要件の対象とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345

番号	5. A(10)
項目	「障害児保育巡回指導講師派遣事業」について、講師を増員、定期的な派遣を実施するなど、必要とする全ての子どもたち、保護者、保育士、民間・公立問わずすべての保育所への支援ができるよう制度の拡充を行ってください。巡回指導員については、心理職の専門家を配置してください。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けてください。
(回答) 「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」では、保育の円滑な運営や向上を図るために巡回指導講師を公立・民間問わず派遣し、保育所職員や保護者の相談に応じているところです。支援を要するこどもについても観察を継続し、早期支援や関係機関等へのつなぎのため、必要に応じて助言をさせていただいております。講師の人数については、令和5年度から要員を1名増員し、制度の拡充を図ったところです。 なお、本市では、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、手帳の交付や医療機関の診断書等を支給要件とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当保育士等の人件費を助成しております。 今後も引き続き、「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」により、保育所における障がい児保育の充実に努めて参ります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345

番号	5. A (1 1) ① ②
項目	保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行ってください。 ① アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じてください。 ② 栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置できるようにしてください。
(回答) 民間保育所においては、平成 27 年度より「アレルギー対応等栄養士配置事業」として、食物アレルギー対応給食のほか、栄養指導・栄養管理の取組を充実させ、食の分野における児童の安全確保と食育の推進を目的に、栄養士を雇用するための経費を支援する制度を実施しております。 さらに、栄養士の加配については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、栄養管理加算の単価引き上げについて国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話：06-6208-8352

番号	5. A (1 2)、C (9)
項目	A (1 2) 安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じてください。 C (9) 安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。
(回答) 大阪市では、現状の交通量に対して道路幅に余裕があり、地域の方々や沿道のみなさまの要望がある場合には、ガードレールの設置や段差のある歩道を設置するなどの、対策を行っています。 今後も、保育所等の施設関係者からの相談や要望に際しましては、大阪市関係局や大阪府警本部とも連携しながら、散歩等戸外活動の移動経路の安全対策に取り組めます。	
担当	建設局 道路河川部 道路課 (交通安全施策担当) 電話 : 06-6615-6862

番号	5. A (13)
項目	<u>処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度を拡充してください。</u>また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞いてください。
(回答) 平成 29 年度に創設された処遇改善等加算Ⅱにつきましては、平成 30 年度及び令和 2 年度に職員への配分方法の見直しが行われるなど、運用の柔軟化が図られているところです。 保育士の処遇改善は全国的な課題であるとともに継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。処遇改善等加算のさらなる改善について、他都市と連携を図り、国に対して引き続き要望しております。 (下線部について回答)	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話：06-6208-8105

番号	5. A (13)
項目	処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度を拡充してください。また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞いてください。
(回答) 処遇改善Ⅱの支給要件となるキャリアアップ研修については、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン（平成 29 年 4 月 1 日付雇児保発 0401 第 1 号）」及び大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱に基づき実施しているところです。今後も、保育現場の意見を踏まえながら、オンライン研修を中心とする等、受講者が参加しやすい環境を整え進めていきたいと考えております。	
担当	こども青少年局 保育・幼児教育センター 電話：06-6952-0173

番号	5. B (1)
項目	福祉施設が少なく福祉避難所の協定が進んでいない行政区に対して、市がイニシアチブを取り、支援学校や公共施設等と福祉避難所の協定を結べるように働きかけること。また、福祉避難所の備蓄物資や必要な整備等については、必要な予算措置を講じること。
(回答) 福祉避難所については、高齢者施設や障がい者施設を中心として順次指定を進めているところであり、令和5年10月1日現在で361施設を指定または協定し、本市ホームページに「福祉避難所等の協定締結状況」を掲載しております。今後も、施設の設置状況を把握し、各区および施設を所管する各局と連携しながら新たな福祉避難所の確保に向けて取り組んでまいります。 また、本市においては福祉避難所としてご協力頂ける各対象施設に対しては「福祉避難所・緊急入所施設設置・運営マニュアル」等において主な備蓄物資や災害時必需品の例示を行い、各自での備蓄を要請しております。開設後には福祉避難所としての運営維持のため、本市備蓄倉庫にて備蓄している物資等を当該施設へ配送することも含め、状況に応じた災害対応に努めてまいります。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380

番号	5. B (2)
項目	障害福祉サービスの利用者に対して、特別な事情がある場合は 65 歳を超えても介護保険の認定申請をせず、障害福祉サービスを継続利用することができることを周知（福祉のあらし、市 HP での公表等）すること。
(回答) 自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通知により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。 そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで、介護保険制度においてどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。 本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、周知を図り、65 歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険制度におけるサービスの量や内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスが提供できるよう支給決定しております。 また、本市ホームページや福祉のあらしにおいても、介護保険制度のみでは支援が不足する部分や介護保険には相当するものがない障がい福祉サービスなどの利用が必要な場合、各区へご相談いただくよう周知しております。 今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. B (3)
項目	<u>障害児者への福祉的支援の利用料は原則無料にすること。当面、障害者総合支援制度の理利用負担については、配偶者を有する障害者についても本人の収入だけを基準として利用料を算定すること。</u>また、介護保険に移行した障害者について、新たな利用負担が発生しないようにすること。
(回答) 自立支援給付における利用者負担については、法令に基づき、利用される方の世帯の負担能力に応じて段階的に負担上限月額が設定されることとなっているほか、利用するサービスにより、食費や居住に要する費用に係る負担の軽減措置や、生活保護への移行予防措置等が設けられています。 また、平成 30 年 4 月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、65 歳になるまでに 5 年間引き続き介護保険サービスに相当する障がい福祉サービスの支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険制度移行後に利用した障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担相当額を償還する高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担軽減措置が創設されました。本市では介護保険制度の対象となる方で、当該軽減措置の対象となる可能性のある方に対し、65 歳を迎えた翌月に申請の勧奨を行っております。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. B (3)
項目	障害児者への福祉的支援の利用料は原則無料にすること。当面、障害者総合支援制度の利用負担はについて、配偶者を有する障害者についても本人の収入だけを基準として利用料を算定すること。また、<u>介護保険に移行した障害者について、新たな利用負担が発生しないようにすること。</u>
(回答) 介護保険サービスの利用料は、本人や世帯の所得状況に応じた1割、2割または3割の利用者負担をいただいておりますが、65歳に至るまで相当の長期間（5年間）にわたり障がい福祉サービスを利用していた低所得の高齢障がい者が障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用した場合、介護保険サービスにかかる利用者負担を高額障がい福祉サービス等給付費として償還し、利用者負担が増えないようにする仕組みがございます。 低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話 06-6208-8033

番号	5. B (4)
項目	2024 年度の報酬改定での基本報酬単価の引き下げにより事業運営に大きな支障が生じている。基本報酬の引き上げも含め、各事業が安定して運営できるよう強く国に働きかけること。
(回答) 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい福祉分野の人材確保のため、処遇改善を行うとともに、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされ、全体で1.12%のプラス改定となっております。 また、国においては、従来の処遇改善加算を一本化し、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. B (5)
項目	大阪市障がい者グループホーム整備費補助事業について、土地購入費用及び建物建設費用についても補助対象とすること。
(回答) 本市におきましては、障がい者の地域生活にとって重要な社会資源であるグループホームの整備を促進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に基づき指定を受けることのできる法人が、新規に設置するグループホーム又は現に本市内で運営しているグループホームにおいて、重度の障がいのある方を新たに受け入れる際に必要となる住宅改造に関する補助を実施しているところです。 また、強度行動障がいのある方の地域移行促進を目的として、令和 2 年度より、強度行動障がいの個々の特性に対応するための住宅改造等に係る改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備しております。 なお、グループホームを新築する場合の工事費については、国の社会福祉施設等施設整備費補助金を活用し、補助制度を実施しております。 今後も引き続き、グループホームを取り巻く本市状況を踏まえながら、本市補助制度の内容について検討を行い、グループホームの適切な整備に向け取組んでまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	5. B (6)
項目	地域活動支援センターの委託料や各種加算等について大阪市独自に改善すること。地域活動支援センターは、他事業につながりにくい方々の居場所機能を有するなど障害当事者にとってはなくてはならない存在であることから、委託料を生活介護事業と同等以上の水準に引き上げること。
(回答) 地域活動支援センター事業の委託料については、前年度の平均利用人数を基礎として、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しております。基礎事業に係る経費について、今般の物価高騰の影響をふまえ、令和5年度、令和6年度にて委託料の見直しを行いました。 運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、今後も創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう必要に応じて委託料の見直しを行っていきます。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076

番号	5. B (7) ①
項目	移動支援の通勤・通学・日中活動の場に移行する際の利用禁止などの支給制限をなくし、必要なサービスを自由に利用できるようにすること。利用対象者を拡大し利用時間制限を撤廃するとともに、通院への利用を制限しないこと。障害のある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付の事業として新たに設けるように国に要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じること。
(回答) 本市における移動支援事業のサービス内容については、「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」であって「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く」としております。 通勤や通学、通所については「通年かつ長期にわたる外出」にあたり、基本的に移動支援事業の対象としておりませんが、介護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学や通所が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能とし、日中活動の継続を支援できるよう努めています。 移動支援の一月あたりの支給量の決定については、面接等聴き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサービスに要する時間等を勘案し、支給基準時間の範囲内で必要量について決定することとしております。 なお、重度訪問介護や同行援護、行動援護の対象となる方の就業支援については、令和2年度より重度障がい者等就業支援事業を実施しており、要件を満たす方については、通勤を含めた就業中の日常生活にかかる介助等の支援を利用いただけることとしているほか、重度訪問介護対象者の方の大学への修学にかかる支援については、平成30年度より重度訪問介護利用者の大学修学支援事業を実施しており、大学への修学に必要な支援を受けていただけることとしております。また、令和6年度から大学修学支援事業において、対象となる方がより事業者から必要とする支援を受けることができるように、重度訪問介護事業者の利用を可能としております。 また、医療機関への通院については、居宅介護事業における通院等介助や重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用いただくことが可能です。 本市としましては、今後も国の動向を注視しつつ、他の指定都市等と連携しながら移動支援事業を個別給付とするよう国に対し働きかけるとともに、個別給付化にあたっては通所や通学等にかかる外出について、福祉施策のみならず、関係省庁が役割分担や連携を行い、具体化するよう引き続き要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. B (7) ②
項目	ガイドヘルパーの確保に向けて早朝加算等の加算制度を大阪市独自に整備すること。
(回答) 移動支援は障がいのある方の社会参加や地域生活において必要不可欠な支援であり、ガイドヘルパーの安定的な確保のためにも、移動支援事業を障害者総合支援法における自立支援給付として位置づけることが重要であると考えます。 今後も国に対し、移動支援事業を自立支援給付に位置付けることと併せて、障がいのある方が必要とする支援に対応できるだけの十分な財源措置等を講じるよう要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. B (7) ③
項目	グループホーム入居者への通院介護ヘルパーは、慢性疾患の通院のみが対象となり、突発的な病気や怪我に対応できないことから、グループホーム利用者が必要に応じて通院にも移動支援を利用できるようにすること。
(回答) グループホーム利用者に対する通院の支援については、基本的に日常生活の支援の一環として世話人や生活支援員がその役割を担うこととなりますが、平成 19 年度より、慢性疾患のある利用者については、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、月 2 回まで居宅介護における通院等介助の利用を可能としております。 また、急病時など緊急的に通院を要する場合は、移動支援事業による対応も可能としているところです。 本市としましては、グループホームにおける支援により利用者が安心して地域生活を送ることができるよう、グループホームの安定的かつ継続的な運営のため、支援の実態に即した報酬や職員配置基準等、制度の見直しについて引き続き国に対して要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. B (8)
項目	新型コロナウイルス感染症が5類に移行した以降も、障害福祉事業所においては対策が継続されている。かかり増し経費に関する費用の補助を市として実施すること。
(回答) 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類に移行され、他の疾患との公平性を踏まえ、検査費用等の公費負担を終了しています。 なお、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、施設内で感染した利用者に対して必要な医療や支援を行った場合に評価する、新たな加算が新設されました。 本市としましては、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的な運営が図れるよう、感染症対策を含めた報酬単価の見直しに向けて、引き続き国・大阪府に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	5. B (9)
項目	短期入所（ショートステイ）事業がより利用者の実態に対応したものになるように、大阪市独自の支援策を講じること。緊急利用枠を確保するために空床を確保し、各行政区に利用窓口を設置して利用手続きなどがスムーズに行えるよう支援策を講じること。
(回答) 短期入所の人員配置基準及び報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。 本市では、独自の支援策として、医療的ケアを必要とする方を介護するご家族等のレスパイト（休息）等のため、医療機関でショートステイ（短期入所）をご利用いただける「大阪市重症心身障がい児者等医療型短期入所事業」を実施しています。 また、緊急利用枠を確保するための空床の確保については、令和6年4月の報酬改定により、短期入所における緊急時の受入れが更に評価され、緊急短期入所受入加算の単位数が見直されました。 本市としましては、今後とも国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、利用者の実態に沿ったよりよい支援の提供が可能となるよう、事業所の適切かつ安定的な運営を図るための職員配置及び報酬単価の設定等を引き続き国に対し働きかけることにより、緊急時の利用等にも対応できる体制の確保に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番 号	5. C (1)
項 目	子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を0歳児2:1、1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児10:1、4～5歳児15:1にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることの無いよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。
	(回答) 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。 また、本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。なお、既存保育施設等の定員や入所申込み状況等も考慮しており、必要な保育施設等の整備を行っております。
担 当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話：06-6208-8018 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 環境整備グループ 電話：06-6208-8126

番号	5. C (2)
項目	保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助制度を半年以降も拡充すること。
(回答) 「0歳児途中入所対策事業」については、0歳児は年度途中の入所が多い実態があるものの給付費は入所児童数に基づき支払われること、年度途中の保育士確保の困難さから4月に雇用しておく必要があることにより、人件費について施設の負担が大きくなり、施設経営を圧迫している現状にあることから、この間、施設側より人件費の補助を求めるご意見が多数あり、令和6年度より実施しております。 支給対象につきましては、本市では10月時点で多くの施設がほぼ定員数に達しているという状況を踏まえ、補助期間を4月から9月としております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 企画調整グループ 電話：06-6208-8031

番号	5. C (3)
項目	看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置出来るよう市として財政措置すること。
(回答) 看護師配置については、従来から本市独自事業として0歳児が9人以上在籍する保育施設を対象とした看護師等雇用費助成事業を実施してきましたが、一部の地域において0歳児の入所数の減少により0歳児9人以上在籍という要件を満たせなくなり、経営上、看護師等の雇用継続を断念する施設の増加が懸念されることから、事業を再構築し、令和4年度から、民間の保育所・認定こども園の全施設を対象に、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を行っております。なお、上限額は月額374,600円となっております。 また、看護師配置については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話：06-6208-8352

番号	5. C (4)
項目	感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。
(回答) 保育所の設備基準については、保育を受ける児童の健やかな成長と安全の確保を最優先に考え、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、この中で保育室や屋外遊戯場の面積基準についても定めています。 条例の趣旨を踏まえ、保育室の面積基準については、0歳児及び1歳児においては、国基準の「乳児室 1.65 m²又はほふく室 3.3 m²以上」を上回る「0歳児 5.0 m²以上、1歳児 3.3 m²以上」としており、2歳児以上においては国基準どおり「1.98 m²以上」としています。 また、屋外遊戯場の面積基準については、国基準どおりの2歳児以上において「3.3 m²以上」としています。 本市としては、今後も保育の安全性を確保しつつ、増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 環境整備グループ 電話：06-6208-8126

番号	5. C(5)
項目	障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと
(回答) 本市では、「地域社会の中で障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合う」ことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。 民間保育施設に対して、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、障がい児の対応を行うために配置する、特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っており、令和5年度からは算定基準を緩和する等、更なる受入れの促進を図っています。 また、手帳の対象にならないこどもにつきましても、令和2年度から公的医療機関に限らず民間の医療機関の診断書等も支給要件の対象とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345

番号	5. C(6)
項目	「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とする全ての子どもたちへの支援ができるよう制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。
(回答) 「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」では、保育の円滑な運営や向上を図るために巡回指導講師を各所に派遣し、保育所職員や保護者の相談に応じているところです。 支援を要するこどもについても観察を継続し、早期支援や関係機関等へのつながりのため、必要に応じて助言をさせていただいております。講師の人数については、令和5年度から要員を1名増員し、制度の拡充を図ったところです。 なお、本市では、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、手帳の交付や医療機関の診断書等を支給要件とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当保育士等の人件費を助成しております。 今後も引き続き、「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」により、保育所における障がい児保育の充実に努めて参ります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9345

番号	5. C (7) (ア) (イ)
項目	保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。 (ア) アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じること。 (イ) 栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置出来るようにすること。
(回答) 民間保育所においては、平成 27 年度より「アレルギー対応等栄養士配置事業」として、食物アレルギー対応給食ほか、栄養指導・栄養管理の取組を充実させ、食の分野における児童の安全確保と食育の推進を目的に、栄養士を雇用するための経費を支援する制度を実施しております。 さらに、栄養士の加配については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、栄養管理加算の単価引き上げについて国に対して要望しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話：06-6208-8352

番号	5. C (8)
項目	大阪市内のすべての保育所において、配置基準上の保育士は、保育士資格を持つものを原則とすること。
(回答) 保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めておりますが、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。 本市としても、保育の質の確保という点において保育士の配置基準等については重要な項目の一つと考えており、今後も保育の安全性を確保しつつ増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話：06-6208-8018

番号	5. C (10)
項目	<u>処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度を拡充すること。</u>また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。
(回答) 平成 29 年度に創設された処遇改善等加算Ⅱにつきましては、平成 30 年度及び令和 2 年度に職員への配分方法の見直しが行われるなど、運用の柔軟化が図られているところです。 保育士の処遇改善は全国的な課題であるとともに継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えております。処遇改善等加算のさらなる改善について、他都市と連携を図り、国に対して引き続き要望しております。 (下線部について回答)	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 認可給付グループ 電話：06-6208-8105

番号	5. C (10)
項目	処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度を拡充すること。また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。
(回答) 処遇改善Ⅱの支給要件となるキャリアアップ研修については、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン（平成 29 年 4 月 1 日付雇児保発 0401 第 1 号）」及び大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱に基づき実施しているところです。今後も、保育現場の意見を踏まえながら、オンライン研修を中心とする等、受講者が参加しやすい環境を整え進めていきたいと考えております。	
担当	こども青少年局 保育・幼児教育センター 電話：06-6952-0173

番号	5. C (11)
項目	コロナ禍で保育を継続して担っていた保育士を含む全保育所職員を「慰労金」の支給対象としてもらえるよう、国に訴えること。また、大阪市として特別給付金を支給すること。
(回答) 本市では、令和5年度に国の交付金を活用し、保育施設において感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくための補助事業を実施しておりました。なお本補助事業では、職員に対する慰労金の支給は対象となっておりませんが、職員の感染等による人員不足に伴う職員の緊急確保に要する手当、施設職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当は補助の対象としておりました。 しかしながら、国の交付金が令和5年度で終了したため、本市の補助事業も終了しております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 企画調整グループ 電話：06-6208-8665

番号	5. C (12)
項目	保育士不足な中、現場にさらなる負担を生み、子どもの命や健康に影響を及ぼしかねない「子ども誰でも通園制度」の試行的事業について、大阪市としての取り組みや見解などを教えてください。
(回答) 本市では、保育所や認定こども園等に通っていないこども（生後6か月から満3歳未満）の育ちを支援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、こども誰でも通園制度の試行的事業を令和6年7月1日より実施しております。 試行的事業の実施にあたっては、職員配置や設備に関して一時預かり事業と同等の基準を設けており、試行的事業の実施事業者に対しては、本市職員による書類確認及び巡回指導等を実施することでこどもの安全を確保できるよう努めております。 なお、こども誰でも通園制度は子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和8年度から全国的に本格実施することになります。保護者のニーズや施設での実施方法、課題などの状況を把握し、本格実施を円滑に実施するため、試行的事業に取り組む必要があると考えております。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 企画調整グループ 電話：06-6208-8665

番号	5. C (13)
項目	職場に対立と分断を生みかねない、不十分な『保育人材確保対策事業の拡充』を改善し、一時金の対象を保育士はもちろん調理師や看護師など全職員にするとともに、経験年数に関わらず、支給できるものにしてください。
(回答) 保育士の定着支援事業につきましては、横山市長の施政方針である0～2歳児の保育料無償化を実現するため、増加する保育ニーズに対応するための保育の受け皿整備や保育人材確保などの待機児童対策として、その受け皿となる保育施設の保育士に対し実施するものです。事業構築にあたっては、保育施設からいただいたご意見を鑑み、本市の限られた財政状況の中で調整を図りながら、10年目、15年目、20年目、25年目以上の節目の保育士に対する給付を中心に検討を重ね、加えて、退職者が多い就職7年目までの保育士を対象としたところです。 保育士の処遇改善は全国的な課題であり、継続的に実施する必要があるため、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実が図られるよう、他都市と連携しながら、国に対して処遇改善に必要な財源措置を講ずるよう要望してまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 企画調整グループ 電話：06-6208-8031

番号	5. C (14)
項目	乳児院・児童養護施設におけるコロナやインフルエンザの感染時に、体調がすぐれない職員や新型コロナウイルスの陽性の疑いのある家族を持つ職員が安心して休め、かつ、定められた職員配置基準を下回ることがないよう、大阪市として緊急の職員加配に伴う予算措置を講じること。
(回答) 災害時や感染症流行時、特に新型コロナウイルス感染拡大防止期間については、厚生労働省通知により人員基準、設備等について柔軟な取り扱いが可能となったことから、本市においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るコロナ補助金において、非常勤職員の雇用に要する賃金等の経費補助等を行い、乳児院・児童養護施設等職員の負担軽減を図ってまいりましたが、令和5年度をもって終了しております。今後も災害時や感染症流行時には必要に応じて同様の通知が発出されと考えますが、各施設の状況や国の動向等に注視し必要に応じて国に対して要望してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 要保護児童グループ 電話：06-6208-8050

番号	5. C (15)
項目	災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと。
(回答) 災害時や感染症流行時、特に新型コロナウイルス感染拡大防止期間については、厚生労働省通知により人員基準、設備等について柔軟な取り扱いが可能となりました。今後も災害時や感染症流行時には必要に応じて同様の通知が発出されと考えますが、各施設の状況や国の動向等に注視し、必要に応じて、職員配置基準等の充実が図られるよう、国に対して要望してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 要保護児童グループ 電話：06-6208-8050

番号	5. C (16)
項目	実態に即していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
(回答) 本市においては、国の定める最低基準及び加算職員等の配置状況に基づき措置費保護単価を決定するとともに、併せて本市単独の加算制度である児童養護施設等入所児（者）処遇向上援護費により国の定める基準に比して一定の改善を図っているところです。 職員配置の改善につきましては、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望していきたいと考えています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 要保護児童グループ 電話：06-6208-8050

番号	5. C (17)
項目	夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。
(回答) 社会的養護処遇改善加算（Ⅰ）については、虐待等を受けた子どもや障がいのある子どもなどへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行うための加算であり、全職員を対象とするものではありません。全職員の処遇改善は措置費本体の改定により行うべきものと考えます。 全職員における社会的養護処遇改善加算は民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算が令和元年度より1%増加し、3%に引き上げられ、その財源については配分職員に制限はないことから、職員の処遇改善に寄与するものと考えます。 また、令和4年2月からは、社会的養護を担う施設及び事業所に従事する職員の処遇を改善するため、収入を月額9,000円引き上げるための措置が実施されております。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 要保護児童グループ 電話：06-6208-8050

番号	5. C (18)
項目	困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。
(回答) 社会的養護を必要とする子どもの養育の充実につきましては、児童福祉法の職員配置の最低基準、加算措置に関わる問題であると認識しております。国におきましては、平成 23 年からの家庭支援専門相談員、個別対応職員の配置の義務化をはじめ最低基準や加算措置の改正が行われており、令和元年度からは民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算により、職員の処遇改善が図られています。また、令和 6 年度からは社会的養護経験者の自立に向けて継続した支援を行うことを目的として年齢制限が撤廃されました。 本市におきましても、「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」に基づき、「児童養護施設等体制強化事業」や「乳児院等多機能化推進事業」を活用し、児童養護施設等入所児童に係る処遇向上等事業を実施しております。当該事業におきましては、被虐待児童等への処遇向上や、医療機関との連携強化、障がいの有する児童の円滑な受入と入所中の支援、国家資格を有する者による専門的ケア等の充実を目的としております。 今後の国の動き等を注視し、施設の現状等を踏まえた上で、必要に応じ国に要望してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 要保護児童グループ 電話：06-6208-8050

番 号	5. C (1 9)
項 目	一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額されたい。
(回答) 一時保護委託にかかる単価については、平成 30 年度より一時保護委託開始当初の単価の見直しが行われており、1 ヶ月の一時保護が行われたと仮定した場合、一般生活費以外も措置児童と同等水準が支弁されることとなっています。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 要保護児童グループ 電話：06-6208-8050

番号	5. C (20)
項目	様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化されたい。
(回答) 一定のパソコン等の通信機器の導入にかかる費用につきましては、措置費（事務費）の中で対応するものと考えておりますが、各施設の状況等をふまえ、必要があれば一層の充実に向けて検討を行いたいと考えます。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 要保護児童グループ 電話：06-6208-8050

番号	5. C (21) 5. C (30) 10. ⑭
項目	5. C (21) <u>通所事業・訪問事業・利用施設・生活施設を問わず、すべての障害児・者関連職場で働く職員が新型コロナウイルスに感染したかどうか疑わしいときにすぐに検査ができるよう、抗原定性検査キットを配布すること。</u> 5. C (30) <u>すべての高齢者施設・介護事業所の利用者・職員に対し、新型コロナウイルスに感染したかどうか疑わしいときにすぐに検査ができるよう、抗原定性検査キットを配布してください。</u> 10. ⑭ <u>新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。</u>
(回答) 新型コロナウイルス感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類に移行され、他の疾患との公平性を踏まえて、検査にかかる費用の公費負担を終了しています。 ただし、新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、高齢者や障がい者の入所施設や通所系・訪問系サービス事業所等のすべての介護従事者を対象とする定期的なPCR検査や、高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の当該施設等の入所者及び従事者に対する検査は、国の方針に基づき行政検査として令和6年3月末まで実施していました。 本市として、国、大阪府等と連携しながら、引き続き、感染抑制に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	5. C (2 2)
項目	災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。
(回答) 災害時や感染症流行時において、障がい児者施設等の社会福祉施設では利用者の命と安全、人権を守ることができるよう、施設職員の人材確保・職員体制を整えることが重要です。 社会福祉施設等においては、災害や感染症の発生時には、被災地域等における介護施設、障がい児者施設の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するために必要な職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援体制を確保するなどの対応が求められているところです。また、これにより、派遣元の施設等において、被災地等に職員を派遣したことで職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合、人員、設備等の基準の適用については、国の通知に基づき、柔軟に取り扱う等を行っているところです。 本市としましては、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的に運営を継続することができるよう、国に対し働きかけてまいります。 なお、令和3年度基準省令改正により、障がい福祉サービス等事業所において業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられました。事業者のみなさまにおかれましては、万が一、災害や感染症等が発生した場合であっても、利用者の安全確保や必要なサービスの提供をできる限り維持できるよう、あらかじめ業務継続計画を作成いただきますようお願いいたします。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. C (23)
項目	障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講ずること。
(回答) 障がい児者施設における福祉・介護の人材確保・処遇改善の取り組みについては、これまでの障がい福祉サービス等報酬改定においても継続的に見直しが行われてきましたが、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においても、障がい福祉分野の人材確保のため、従来の処遇改善加算が一本化され、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. C (2 4) (ア)
項目	障害児者入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。
(回答) 児童福祉法に基づく障がい児入所施設における人員配置基準については、令和3年度の基準省令改正において、主として知的障がい児を入所させる施設、及び主として盲児又はろうあ児を入所させる施設における児童指導員及び保育士の総数が、おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上とされ、従前よりも手厚い人員配置基準とされたところです。 本市としましては、障がい児入所施設における支援の実態を踏まえ、よりきめ細かな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができるよう報酬単価への適切な反映等について、国に対して引き続き要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. C (2 4) (イ)
項目	18 歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪 市として増員すること。
(回答) 障がい児入所施設に引き続き入所する 18 歳以上の入所者（いわゆる年齢超過者）の移行については、令和 6 年 3 月末日をもって経過措置適用期間が終了したところです。 しかしながら、障がい児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるための取り組みは引き続き必要であり、本市としてはこども相談センターや障がい児入所施設等と連携し移行調整の協議の場を設け、円滑な地域移行を進めています。 また、地域移行の行き先となることが考えられる共同生活援助事業所に対しても、強度行動障がいにより移行が困難となっている方の受け入れを促進するため、受け入れの際に必要な調整や設備整備にかかる費用を助成する事業についても引き続き実施しています。 このほか、令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定により、移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し連絡・調整を行った場合の評価を行う移行支援関係機関連携加算が新設されたほか、強度行動障がいを有する児童や重症心身障がい児などの特別な支援を必要とする児童が円滑に地域移行できるよう、宿泊・日中サービスの利用体験時に支援を行ったことを評価する体験利用支援加算が新設され、また、日中活動や移行支援の充実を図る観点から職業指導員加算が日中活動支援加算として算定要件の見直しが行われたところです。 本市としましては、障がい児入所施設における円滑な地域移行の促進について、国の示す新たな移行調整の枠組みを踏まえつつ、引き続き障がい児入所施設と調整しながら地域移行を進めていくとともに、障がい児入所施設の本来の役割である障がいのある児童への適切な支援ができる体制や環境の確保に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. C (24) (ウ)
項目	看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。
(回答) 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい福祉分野の人材確保のため、処遇改善を行うとともに、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされ、全体で1.12%のプラス改定となっております。 また、国においては、従来の処遇改善加算を一本化し、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。 障がい児入所施設では、医療的ケアや心理的ケアを必要とする児童のために、通常必要とする人員に加えて看護職員や心理担当職員等を配置している場合に、看護職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)や、心理担当職員配置加算としてそれぞれ評価されることとなっております。 本市としましては、制度の運用実態を注視しながら、入所する児童が必要とする支援の確保並びに良質な人材の確保が図られるよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. C (24) (エ)
項目	入所理由の第1位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。
(回答) 障がい児入所施設に置くべき従業者やその員数については、国の要綱や基準省令により定められており、現状心理指導担当職員については配置が必ずしも求められておりませんが、通常置くべき従業者に加え心理指導担当職員を配置した場合には、心理指導担当職員配置加算が支弁される取扱いとなっております。 一方で、令和2年度に開催された厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」では、その報告書において、障がい児入所施設に入所する障がい児について、被虐待児童が増加していることや、平成29年8月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえ被虐待児が心の傷を癒し回復していけるよう専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育の必要性を指摘しており、障がい児入所施設における社会的養護機能の強化を図ることとして、心理的ケアを行う専門職の配置の推進や職員に対する更なる研修等を行うべきとしています。 また、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、被虐待児に対して関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合を評価するために、要支援児童加算が新設されました。 本市としましても、障がい児入所施設に入所する児童や支援の実態を注視しながら、必要とする職員の配置や報酬について国に対し要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. C (24) (オ)
項目	小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。
(回答) 小規模グループケア加算については、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、より小規模なケアの評価の見直しが行われました。また、サテライト型の評価について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しが行われています。 本市としましても、制度運用の実態を注視しながら、施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置について、引き続き国に要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. C (24) (カ)
項目	サービス継続支援事業補助金について、金額を児童養護施設並みに引き上げるよう、国に要望すること。また、大阪市としても補助金を支給すること。
(回答) 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類に移行され、他の疾患との公平性を踏まえ、検査費用等の公費負担を終了しています。 なお、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、施設内で感染した利用者に対して必要な医療や支援を行った場合に評価する、新たな加算が新設されました。 本市としましては、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的な運営が図れるよう、感染症対策を含めた報酬単価の見直しに向けて、引き続き国・大阪府に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	5. C (25) (ア)
項目	24年度報酬改定で支援区分5、4、3、2の利用者支援の報酬が削減された。大阪市として早急に実態調査をおこない、国に対して制度改善を要望すること。
(回答) 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、障がい支援区分ごとの基本報酬について、重度障がい者の受け入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえた見直しが行われ、重度障がいのある方への支援や職員の配置等、サービス提供の実態に応じて加算する報酬体系に見直されております。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、報酬単価の必要な見直し等について、国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. C (25) (イ)
項目	リスクの高い1人夜間支援体制を改善し、複数体制がとれるよう、大阪市独自の職員配置を行うこと。
(回答) グループホームにおいて、複数の従業者により夜間支援を行う場合については、従業者の数に応じて、夜間支援体制加算を算定いただくことが可能です。 本市としましては、夜間に支援を必要とする障がい者が、グループホームで安心して生活することができるよう、報酬単価の見直し等について、他の指定都市等と連携しながら国に対して働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. C (25) (ウ)
項目	グループホームでの職員による利用者虐待が増え続けている。現場では強度行動障害の利用者と1対1で長時間の対応が必要な場面が多い。大阪市として、グループホームに特化した虐待防止策について労働組合と協議し、策定すること。
(回答) 令和4年度より、グループホームを含む各障がい福祉サービス等事業では、虐待防止委員会及び虐待の防止等のための責任者の設置、従業者への虐待を防止するための研修実施などが義務化され、事業所が自ら虐待防止の措置を講じることが求められています。 また、事業所における具体的な対応などについては、令和5年7月に厚生労働省より「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」が出されており、強度行動障がいのある方への支援や虐待の防止についても掲載されています。 障がいのある方への虐待は、いかなる理由があっても許されないものであり、虐待を防止するために日頃から取組むことは極めて重要です。今後とも適切な支援と虐待の防止について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	5. C (25) (エ)
項目	求人を出しても問い合わせすらなく、入植しても3日、1週間で退職するケースが多くなっている。職員定着の1つとして、人件費部分の大阪市として独自加算を行うこと。
(回答) 障がい福祉サービス等事業所で働く方の処遇につきましては、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算の見直しが行われており、加算率が引き上げられたところです。 本市としましては、障がいのある方が安心してサービスを利用することができるよう、今後も国の動向を注視するとともに、事業所の安定的な運営の観点から報酬単価の見直し等を含め障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国に対し働きかけてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. C (26)
項目	自立訓練（機能訓練）の職員配置は6対1となっているが、視覚障害者に対する訓練は、歩行訓練や日常生活動作訓練等、1対1でおこなうものが多い。訓練を安全かつ効率よくおこなうためには職員配置基準を1対1にする必要があるが、まずは2.5対1以下に改善するよう、国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。
	（回答） 自立訓練事業の人員配置基準及び報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。 本市としましては、今後とも国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、利用者に必要なよりよい支援の提供が可能となるよう、事業所の適切かつ安定的な運営を図るための職員配置及び報酬単価の設定等を引き続き国に対し働きかけてまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	5. C (2 7)
項目	早川点字図書室について、以下のことを実現すること。 (ア) 来年度の契約更新では、プロポーザル方式から随意契約方式に戻すこと。 (イ) 正規職員を雇用できるよう、委託契約額を大幅に引き上げること。
(回答) 早川福祉会館点字図書室運営業務委託事業の事業者の選定については、透明性・公平性を担保するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用し、外部有識者の意見を参考にしながら、当該事業の委託先事業者を決定しています。 早川福祉会館点字図書室では、点字図書や点字刊行物の貸し出しをはじめ、点字・録音図書の作製など、様々な情報提供を行うことやボランティアの養成を通じて、視覚障がいのある方の社会参加の促進・福祉の向上に大きな役割を担っていただいているものと認識しており、今後も事業内容や取り組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072

番号	5. C (28)
項目	日本ライトハウス情報文化センターについて、以下のことを実現すること。 (ア) 国から12名分の人件費を含む補助金が支給されている情報文化センターに対して、大阪市の補助金条例を理由に、支給されている補助金と同額の独自財源を法人に求めることをやめること。 (イ) 情報文化センターの情報化対応特別管理費を、ボランティアへの謝礼や独自に雇用している専門職員の人件費に充てられるようにすること。
(回答) 本市では、点字図書館の円滑な運営を図り、身体障がい者の福祉の増進に資することを目的として、社会福祉法人日本ライトハウスが設置する点字図書館の運営事業に対する補助を、国の身体障害者保護費国庫補助金交付要綱及び本市の点字図書館運営補助金交付要綱に基づいて実施しています。 情報化対応特別管理費にかかる対象経費につきましては、厚生労働省通知(※)に基づき、点字図書や音声図書を製作するために必要なパソコン等の購入経費等をはじめ、点訳・音訳を行う者への謝金等や、専門的な知識を持つものの賃金等も対象にしています。 ※令和3年3月29日付け「読書バリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について(通知)」	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072

番号	5. C (29)
項目	全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。 また聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。
(回答) 聴覚・言語に障がいのある方々の支援としまして、手話通訳者派遣業務や聴言障がい者生活相談業務で専任者を配置して事業を実施しております。 聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段確保及び生活相談の重要性については本市としても認識しており、現在、複数の区役所において、窓口案内業務のなかで、手話通訳者を配置しているところです。 引き続き、区役所への手話通訳者の配置など手話で対応できる市民窓口の充実に向けて、必要に応じて当事者等の意見も参考にしながら、検討を進めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	5. C (31)
項目	<u>災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切におこなわれるよう、災害時と感染症対策用にセンターを設け、専任の職員を配置するなど体制を整えること。</u>
(回答) 本市では、災害発生時にひとりでの避難が困難な方や一般的な避難所では避難生活を行うことが困難な方などの要配慮者への支援について、要配慮者自身、自主防災組織、大阪市のそれぞれの果たすべき事項を取りまとめた「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」（以下、「計画」という。）により取組みを進めています。 この計画において、一般の災害時避難所では対応できない要配慮者のための特別な配慮がなされているなどの条件や選定方針をあらかじめ定めております。 大規模災害の発生直後など、安全な場所への避難が必要な場合においては、行政の支援体制が整うまでに時間を要することから、要配慮者の避難支援は自主防災組織等、地域住民による支え合いがもっとも重要となります。そのため、自主防災組織など地域においては、日頃から要配慮者の情報を把握し、災害時には迅速な避難支援等が行えるよう取組みを進めていただいております。引き続き、自主防災組織による要配慮者の避難支援の取組みに支援を行ってまいります。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話： 06-6208-7380

番号	5. C (3 1)
項目	<u>災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切におこなわれるよう、災害時と感染症対策用にもセンターを設け、専任の職員を配置するなど体制を整えること。</u>
(回答) 本市では、災害が発生した際や、感染症が発生した際は、各発生段階に応じた高齢者及び介護サービス事業所等への対応を大阪府、危機管理、医療、福祉の関係部局及び関係団体等と連携し対応してまいります。 介護施設等は、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の作成が義務付けられており、感染症や災害が発生した場合の対策として、必要な研修及び訓練の実施等、日ごろから備えをしておくことが重要であり、業務継続計画が未策定とならないよう、ホームページ等での周知をはじめとして、集団指導や運営指導を通じ、指導・助言に取り組んでまいります。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	5. C (32)
項目	大阪府と連携して、 <u>災害や感染症の発生時に高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。</u>
(回答) 福祉避難所については、高齢者施設や障がい者施設を中心として指定しております。 また、小中学校の災害時避難所において、バリアフリー等に配慮した部屋を福祉避難室として活用することとしております。	
担当	危機管理室 危機管理課 電話： 06-6208-7380 危機管理室 危機管理課 電話： 06-6208-7384

番号	5. C (3 3)
項目	災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること
(回答) 介護保険施設等の事業者は、災害時や感染症拡大時にも事業を継続できるよう事業継続計画書を作成することが令和6年4月より、経過措置期間が終了し完全義務化されました。 本市では、厚生労働省において作成された「ひな形」と策定支援のための「ガイドライン」について本市ホームページに掲載し、社会福祉施設のBCP（事業継続計画）の策定に向けた取組みについて支援を行っております。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 電話：06－6208-8028 福祉局高齢者施策部介護保険課（指定指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	5. C (34) (35) (36)
項目	(34) 新型コロナウイルス感染症による消毒等の業務過重を軽減するための職員の増員等のための財政支援を講じること。 (35) 高い感染リスクを抱えながら日々業務をこなしている職員に大阪市として特別手当を支給すること。 (36) 訪問介護の感染者・濃厚接触者宅へのサービス提供にあたっては、従事者と家族の安全を確保するため、ホテル等の宿泊が可能になるよう、支援策を講じること。
(回答) 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されました。 位置付け変更後においても、特別な対応から通常への移行していくための期間として、感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的として、令和6年3月31日までに発生した、通常への介護サービス提供時では想定されないかかり増し経費に対する補助を継続してきたところです。 令和6年3月末をもって、通常への移行期間を終了とし、介護施設等の事業者におかれましては、恒常的な感染対策に取り組んでいただくようお願いしています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	5. C (3 7) (4 0)
項目	(37)体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財政支援を講じること。 (40)人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財政支援を講じること。
(回答) 介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、介護職員処遇改善加算につきましては、平成 27 年度及び平成 29 年度の拡充に加えて、平成 31 年度の介護報酬改定においても新たな加算の区分が創設されました。令和 2 年度は取得促進に向けて取得促進事業も行いました。 なお、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、収入を 3 % 程度（月額 9,000 円）引き上げる「介護職員等処遇改善支援補助金」が令和 4 年 2 月から、大阪府より対象・申請事業所へ交付され、令和 4 年 10 月以降は、介護報酬改定によりベースアップ等支援加算が創設され、令和 6 年度よりは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度 2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。 介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応するべきものであることから、本市独自で対象を拡大することは困難と考えますが、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	5. C (38)
項目	夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること
(回答) 介護保険制度における夜勤を行う介護職員については、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」に規定されています。 介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応すべきものであることから、本市独自で対象を拡大することは困難と考えますが、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06－6208-8028

番号	5. C (39)
項目	利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。
(回答) 介護保険サービスの利用料は、本人や世帯の所得状況に応じた1割、2割または3割の利用者負担をいただいておりますが、利用者負担額が高額となる場合は、高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。 また、平成20年4月から各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、申請をいただくことで高額医療合算介護サービス費等を支給しております。 加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給される制度がございます。さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8033

番号	5. C (41)
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、コロナ後の地域福祉活動支援や災害においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配など行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。
(回答) 本市と大阪市社会福祉協議会においては、地域福祉活動の支援にかかる連携協定を締結し、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域づくりのための取組みを行っております。また、災害時におけるボランティア活動支援に関する協定を締結するなど、防災の面においても連携を行っております。さらに、区役所においては、区社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動の推進に向けた情報共有と協力体制の強化を図り、また、災害等への対応に関しても、防災訓練を行うなど、相互に協力・連携を行う必要があるものと認識しています。 しかしながら、コロナ後の地域福祉活動支援や災害時に対応できる体制の構築といった人員配置に関することについては、各々の福祉職場において、雇用主との間で検討されるべき事項であると考えております。 本市と社会福祉協議会が連携・協働して地域福祉を推進していくためにも、社会福祉法に基づき社会福祉協議会が実施する事業に対する交付金を支出するとともに、今後も引き続き、本市と社会福祉協議会が双方の役割分担のもと、地域福祉活動を支援する取組に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7973

番号	5. C (42)
項目	大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。 調査員の CSW 転換増員数は正規職員に置き換えて実施体制を強化すること。
(回答) 本市の指定管理業務における事業者選定については、客観的な観点で公正公平に選定するため、選定委員会を開催することとされており、研修・情報センター事業においても、指定管理者の公募に当たって選定委員会を開催して、業務内容の専門性や求められる知識及び技術等を評価した上で選定し、令和2年4月1日から5か年を指定期間として、大阪市社会福祉協議会に事業を委託しております。 「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」においては、現在、全市にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を98名配置し、実施しております。 また、各区における地域の特性等に応じて、区独自の取組みと併せて事業を実施しており、各区・地域の実情に応じた取り組みを進めております。 今後も事業内容や各区における取り組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7958

番号	5. C (43)
項目	コミュニティソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。
(回答) 「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」においては、現在、全市にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を98名配置し、実施しております。 また、各区における地域の特性等に応じて、区独自の取組みと併せて事業を実施しており、各区・地域の実情に応じた取組みを進めております。 今後も事業内容や各区における取組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	5. C (44)
項目	要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。
(回答) 要介護認定・障がい支援区分認定調査業務の委託につきましては、中立性・公平性を図り当該調査を適正に実施することが求められております。 要介護認定調査業務にかかる委託契約の条件等については、令和3年度に実施した、マーケットサウンディング（市場調査）の意見を踏まえ、令和4・5・6年度の3年間の長期継続契約とし、令和3年度までの調査実施件数に連動して業務委託料が確定する契約から、調査実施件数によらず定額で支払う固定経費と調査実施件数に連動する流動経費の合計により支払い額が確定する契約に見直し、想定より件数が下回った場合に連動して業務委託料が減少するリスクの低減を図ったところです。 障がい支援区分認定調査については、令和4年度より、要介護認定調査業務と同様、調査実施件数によらず定額で支払う固定経費と調査実施件数に連動する流動経費の合計により支払い額が確定する契約に見直しました。また、令和5年度から市内24区ごとに委託する法人を募集し、令和6年度までを契約期間とする長期継続契約で複数の法人に委託して障がい支援区分認定調査業務を実施しております。 要介護認定・障がい区分認定にかかる令和7年度からの調査業務の委託事業者公募のため、参入しやすい公募条件の検討や法人のアイデアを把握するためマーケットサウンディング（市場調査）を令和5年7月に実施しました。 令和7年度からの契約手法につきましては、昨年のマーケットサウンディングの結果等を踏まえ、より安定的な事業運営ができるよう検討を行っているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ） 電話：06-4392-1727 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（認定グループ） 電話：06-4392-1730

番号	5. C (45)
項目	日常生活支援事業（あんしんさぽーと事業）は独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保でき、利用者の権利が守られるよう国に対しても要求を行い正規職員の大幅増員を行うこと。
（回答） 日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）につきましては、社会福祉法に定める福祉サービス利用援助事業として、実施主体である大阪市社会福祉協議会が事業のための体制整備、人員配置を行っており、本市としては、市民の権利擁護を推進することを目的に、当該事業に対し補助を行っているところです。 平成 26 年度には、利用者増への対応と体制強化を図るため、専門相談員を大幅に増員できるよう、大阪市社会福祉協議会への補助金を増額いたしました。 しかしながら、平成 27 年度に補助金の特定財源である国庫補助の大幅な見直しが行われたことにより、「利用者 1 人あたり」による算定基準に改められ、この算定基準によっては必要な財源確保がかなわないため、国に対し個別協議を実施しているところです。平成 31 年度には、平成 30 年度に比べて国庫補助算定基準額がわずかに引き上げられましたが、十分な額とは言い難く、本市の補助事業として円滑な事業運営が図られるよう、引き続き国に対し財源措置に関する要望を行うとともに、今後とも予算確保に努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課（相談支援） 電話：06-6208-7974

番号	5. C (46)
項目	生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。2層コーディネーター配置にあたっては、コロナ禍で集い場が閉じてしまうなど、再開に向け厳しい状況も踏まえ安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。
(回答) 生活支援体制整備事業については、受託者である各区社会福祉協議会に対して、生活支援コーディネーターの配置及び各事業の実施を委託しております。生活支援コーディネーターの配置は急激な高齢化の進展に伴う喫緊の課題解決に向けた施策であり、各区社協の地域支援員が行う地域づくりをベースに、各区社協の地域支援員と連携を図りながら、地域支援員では対応できなかった高齢者に特化した生活支援・介護予防サービスの開発等を行っております。 また、生活支援コーディネーターが効果的に活動できるよう、受託者である各区社会福祉協議会が各区役所と連携して策定した年間事業計画に基づく取組みに対して検証・見直しを行い、PDCA サイクルに沿って進めているところです。 なお、有識者会議の意見を踏まえ、第2層コーディネーターの配置についても、有機的な連携や、効果的な支援体制の構築を図るため、第1層コーディネーターと同様に各区社会福祉協議会へ委託しており、生活支援コーディネーターの配置にあたっては、第2層だけでなく、第1層も含めた柔軟な職員体制及び事業実施体制が確保できるよう努めております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケア G）電話：06-6208-8060

番号	5. D (1)
項目	大阪市の放課後対策として児童いきいき放課後事業と学童保育を両輪として拡充していくこと。 大阪市では、昭和 44 年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営で実施されている事業へ補助金の交付を行う留守家庭児童対策事業を実施しております。 一方、近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化による子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成 4 年度 から小学校の余裕教室を活用した児童いきいき放課後事業を開始し、現在では市内の 全市立小学校で実施しております。 その上で、留守家庭児童対策事業については、児童いきいき放課後事業の補完的役割として民設民営で実施されている放課後児童クラブ（学童保育所）に対して補助を継続しており、平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、大阪市でも国の基準単価の改訂や制度変更にとともに、「こども未来戦略」における国の「加速化プラン」に基づき、令和 6 年度からは、新たに常勤の放課後児童支援員を 2 名配置した場合の運営費基準を設けるなど、補助金の拡充を行っているところです。
担当	こども青少年局 企画部 青少年課 放課後事業グループ 電話：06-6684-9573

番号	6. (1) ①
項目	就学援助制度の捕捉率を上げること。就学援助の費目を拡大すること。
(回答) 就学援助の申請につきましては、毎年、市立の小・中・義務教育学校に在学する児童及び生徒（入学予定者も含む）の保護者全てに対して「就学援助制度のお知らせ」及び「申請書」を配付し、学校を通じて保護者から申請いただけるようにしております。 その他、大阪市のホームページに「就学援助制度のお知らせ」及び「申請書」を掲載したり、区・大阪市の広報記事掲載や「子育ていろいろ便利帳」などの市民向け手引への掲載など、定期的に行っています。 今後も引き続き、就学援助を必要とされる方が、申請いただき、十分に活用していただけるよう制度の周知に努めてまいります。 本市における就学援助の支給対象である学用品費、通学用品費等につきましては、平成 20 年度から保護者の方が学校に納めていただいている学校徴収金を対象とし、その相当額を支給しております。 また、校外活動費についても、宿泊代、食事代、保険代を含む学校徴収金相当額の全額を支給対象としております。 他にも、従前は支給対象外となっておりました尿検査等の「保健費」、学級写真代等の「その他諸費」、卒業アルバムや茶話会等の「卒業諸費」につきましても支給対象に加えております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653

番号	6. (1) ②
項目	「授業料無償」に加え、「修学費無償」(学校に通うために必要な教育費)が先進国の施策であり、通学手段や交通費も含む「教育費完全無償」が目指されています。教材、絵具、リコーダー、制服、体操服、ランドセル、指定カバン、遠足、修学旅行、クラブ活動、筆記用具、学習用ノートなどの自己負担をなくし教育完全無償化を実現すること。
(回答) 学校において使用する消耗品などの購入経費、図書や光熱水費、建物修繕などの費用については、「学校維持運営費」として公費で負担することとしています。一方、児童・生徒個人に直接還元される教材などや、遠足・修学旅行などの費用については、保護者の方にご負担いただいております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話：06-6115-7832

番号	6. (2)
項目	<u>幼稚園・小学校・中学校統廃合をやめること。</u>大阪市の独自措置で、中学校の 35 人学級、さらに、小・中学校の 30 人学級を実現すること。<u>幼稚園、幼稚園型認定こども園を 25 人学級とすること。</u>
(回答) 市立幼稚園につきましては、「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方にに基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、民営化を進めることとしています。 また、1 学級の定員については幼稚園設置基準等に基づき、幼稚園の 4、5 歳児は 35 人、幼稚園型認定こども園の 4、5 歳児は 30 人と定めているところです。 今後も引き続き、市立幼稚園等の果たすべき役割や在り方について検証しながら個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、方針を決定してまいります。 (下線部について回答)	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 幼稚園運営企画グループ 電話：06-6208-8165

番号	6. (2)
項目	幼稚園・小学校・中学校統廃合をやめること。大阪市の独自措置で、中学校の 35 人学級、さらに、小・中学校の 30 人学級を実現すること。幼稚園・幼稚園型認定こども園を 25 人学級とすること。
(回答) 大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。 今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取り組みを進める必要があることから、大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。 施行した条例の内容については、小学校の規模を適正規模である 12 学級から 24 学級にするよう努める義務を教育委員会に課すること、また、適正規模を下回り、今後も適正規模になる見込みがない小学校について、学校再編整備計画を策定・公表すること、その計画には再編の実施時期、実施後の小学校の所在地やその他、教育委員会規則で定める事項を記載することとし、その計画等について、保護者等の意見を聴かなければならないと義務付けるものとしています。また、計画の変更についても規定しています。 また、中学校については条例に定めはないものの、小学校と同様の課題があることから、取り組みを進めていく必要があると考えております。 学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。 公立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」により、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は 1 学級の標準を 35 人とし、中学校及び義務教育学校後期課程は 1 学級の標準を 40 人として、小学校及び義務教育学校前期課程については令和 7 年度までに段階的に改めていくこととされています。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。 (下線部について回答)	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9111・9114

番号	6. (3) ①
項目	「教育ブロック指導担当主事」や「スクールアドバイザー」から構成される「支援チーム」が小中学校を定期的に訪問する「学力向上支援チーム事業」について、各学校の研究部が行う「研究授業」とは別の授業支援の内容として行われる、「効果検証授業」（年間３回の授業参観）及び「若手教員（１～５年目、常勤講師等）への直接指導による研修」が、日々の授業準備や校務分掌、研修などで多忙な教員に対して、授業指導案の作成など、さらなる負担を強いている現状がある。「学力向上支援チーム事業」の内容を各学校の現状に合わせて、訪問回数や若手教員の研修などの負担を減らす措置を速やかにとること。
	（回答） 「学力向上支援チーム事業」については、教育ブロック担当指導主事やスクールアドバイザーなどから構成される「支援チーム」が担当校に対して、各種調査の分析から見えた各校の取組の成果や課題を共有するとともに、校長マネジメントのもと、各校の実情に応じて支援をしています。 本事業内で実施される「効果検証」における年間３回の授業参観や若手教員への直接指導については、各校で実施している学習指導案の作成を伴った研究授業や校内研修に兼ねてもよいことを最初の訪問で各校に説明しており、訪問回数や学習指導案の作成等については若手教員の負担の増加とならないよう留意しながら、若手教員の授業力向上をめざし取り組んでまいります。
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7457 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	6. (3) ②
項目	各学校での研究授業の取り組みにおいて、「スクールアドバイザーの意見により授業予定日の数日まえに内容が変更され、前日に 22 時過ぎまで学校に残って授業準備を行った。」「若手研修の参観授業と学年の研究授業の年間 2 回の研究授業を行った。」「学年の研究授業、行政区内の研究授業の年間 2 回の研究授業授業者を行い、大きな負担だった」など、各学校で行われている研究授業は授業者の業務上の大きな負担になっている。 また、「学力向上支援チーム事業」などの導入により、特に若手教員は年間複数回の「研究授業」を行うことが多くなっている。多い時には 6～8 ページ程度 (約 5000 字～約 7000 字) に及ぶ「授業指導案」の作成と、他の教員と指導案について話し合う「指導案検討会」などの会議も行い、意見も取り入れながら添削・再検討などを行うため、「授業指導案」の作成だけでも膨大な時間がかかる。そのため、多くの教員は休日などの勤務時間外に「授業指導案」の作成を行うことになる。また、日々の担任業務・校務分掌の仕事も並行に行いながら、研究授業の準備を行うため、授業者は必然的に時間外の勤務を行うことが当たり前になっている。加えて、若手研修や行政区内の研究授業 (スクールアドバイザー、行政区の研究部等による授業参観・公開授業) が重なると、年に数回の研究授業 (授業参観・公開授業) を行うことになり、その都度、授業準備を行うことになる。 これらの「研究授業」に関わる大阪市の学校現場での勤務実態は、大阪市教育委員会の「第 2 期 学校園における働き方改革推進プラン」の方針 (1 か月の時間外勤務時間が 45 時間を超えない。1 年間の時間外勤務時間 360 時間を超えない等) や、2024 年 (令和 6 年) 【「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について (審議のまとめ)】 https://www.mext.go.jp/content/20240524-mxt_zaimu-000035904_1.pdf において示されている、「教師が十分な生活時間や睡眠時間を確保し、心身ともにゆとりを持ち教育活動を行うことができるよう、教師の健康福祉を確保するため、11 時間を目安とする『勤務時間インターバル』を確保するための取組が促進されるよう、国は、学校の特性も踏まえた留意事項や工夫事例を整理していくことが必要である。」(P30) などの方針に大きく反している。 教員が「11 時間を目安とする勤務間インターバルを確保するため」(P29) に、授業指導案の作成及び授業準備を、時間外勤務で行うことが当たり前になっている「研究授業」の進め方を抜本的に見直すこと。
(回答)	「学力向上支援チーム事業」の授業参観においては、学習指導案を略案にする等、教員の負担軽減につとめております。 また、2024 年 (令和 6 年) 【「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について (審議のまとめ)】

https://www.mext.go.jp/content/20240524-mxt_zaimu-000035904_1.pdf において、「わが国の学校教育は、世界トップレベルの学力の育成や、知・徳・体にわたる全人的な教育の提供など国際的にも高く評価されており、その背景には、多くの教師が、日々子供たちのために絶えず自らの力を高めようと励んでいることがあげられる。例えば各学校において行われる校内授業や授業研究など、同僚との学び合いも含め、現場の実践を通した、より良い授業に向けた教師の学びが進められており、このような取組は非常に重要である。」(P11)と書かれているように、「研究授業」により、教師の学びが進められていることも事実でございます。そのため、これからも教員の負担も考慮しつつ、教師の学びを進められる「研究授業」のあり方について検討してまいります。

担当

教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7457
教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	6. (3) ③
項目	大阪市教育局の「学力向上支援チーム事業」の取り組みにおいては、各小中学校で1名選出する「対象教員」(スクールアドバイザーによる授業力向上への支援を重点的に受け効果検証の対象とする教員)と「対象教員」の担当する1学級に対し、年間3回の「授業参観」(実質の「研究授業」)と意識調査等を行う「効果検証」授業は、多くの小中学校では、若手教員が担当している。これら「効果検証」授業は年間3回の指導案作成と「授業参観」を行うため、ただでさえなれない業務を日々進めている若手教員には大きな負担となっている。これらは「時間外勤務」の抑制や「インターバルタイムの確保」をさらに難しくしている。若手教員への負担を強いる「効果検証」授業を速やかに廃止すること。
	(回答) 各校では、年次研修において、校内または校外での研究授業が必修となっている現状等も踏まえながら、「学力向上支援チーム事業」の「対象教員」を1名選出しております。ただ、「対象教員」が対象となる「効果検証」の「授業参観」における学習指導案については、略案とする等、負担を減らすよう努めております。
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7457 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	6. (4) ①
項目	障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現するための基礎的環境整備を、行政機関の責務として進めること。2024年度の特別支援学級に在籍する子どもの数ならびに特別支援学級の設置数について、説明を求める。
(回答) 本市では、従来より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めています。 共生社会の実現に向けて、障がいのある人の日常生活や社会生活を制限し、社会への参加を制約する社会的障壁を取り除く取組が強く求められており、教育委員会としましても、大阪市教育局振興基本計画に掲げるインクルーシブ教育の推進にむけて、引き続き、基礎的環境整備を進めてまいります。 また、令和6年度小・中学校及び義務教育学校における特別支援学級在籍児童生徒は、12,411名、特別支援学級設置数は2,170学級となっております。 引き続き、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置ができるよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (4) ②
項目	これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯がある。通知を受けた方向性の変更があるならば、これまでの経緯と変更の理由について説明をすること。また、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育により、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきたことを鑑み、子ども、保護者や学校現場に混乱が起きないような形で、子どもの発達に応じた障害児学級（特別支援学級）での実践の充実を、市教委として進めること。
(回答) 本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではないです。 引き続き、特別支援学級における児童生徒の発達に応じた教育実践をすすめるとともに、通常学級での交流及び共同学習での実践など、障がいのある子どもが達成感を持って充実した時間が過ごせるよう、教員研修において、特別支援教育に関する専門性を高め、一人一人の障がい状況に合わせた特別支援教育の充実が図れるよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (4) ③
項目	特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもとその保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更の強要は行わないこと。 特別支援学級担任・通常学級担任ならびに特別支援教育コーディネーター・通級指導教室担当教員を含む教職員に、学びの場の変更を保護者に促すような役割を課さないこと。市教委としての保護者向けの説明会や、相談窓口を設置すること。
(回答) 本市では、これまで、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。一人一人の障がい状況に応じた教育課程が編成され、「共に学び、共に育ち、共に生きる」ための特別支援教育が充実するよう、引き続きインクルーシブ教育のより一層の充実を図ってまいります。 学びの場の適切な判断には、一人一人の障がい状況に合わせて、本人保護者としっかりと検討する必要があることを、研修等を通し、全教職員に周知しております。引き続き、本市における多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいります。 相談等に関しましては、インクルーシブ教育推進室の就学相談員等が、電話や来所による相談に応じております。なお、保護者向けに障がいのある子どもの就学・進学や、進路・就労等に関する講座を今年度も実施しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (4) ④
項目	特別な教育的ニーズのある子どもの学びの場の決定にあたっては、文科省 2022 年 4 月 27 日通知に示された学びの時間や、文科省 2013 年 10 月 4 日通知で示される「障害の種類及び程度」を入級制限するものとして扱うことなく、子どもや保護者が必要とする教育的ニーズに応じた就学・入級の相談・決定を行うこと。特に LD・ADHD 等の発達障害の子どもにおいても、子どもの実態に即した特別支援学級での学習を必要とする場合には、特別支援学級への入級も可能とし、その旨を各校にも周知すること。
	(回答) 特別支援学級設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」や関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日付け文科初第 756 号）等の通知や、令和 3 年 6 月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、校長とのヒアリングを重ね適切に行ってまいります。
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (4) ⑤
項目	通級指導教室を開設する学校において、特別支援学級からの学びの場の変更の強要が行われないようにすること。通級指導教室の設置を「受け皿」にするような特別支援学級への入級抑制、特別支援学級からの安易な学びの場の変更を行わないこと。
(回答) 本市では、従来より、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めています。 教育委員会としましては、通級による指導を希望する児童生徒の実態を把握し、必要に応じて通級による指導を開設する等、学びの場の充実に努め、今後も引き続き、インクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (4) ⑥
項目	特別支援学級担任・通常学級担任ならびに特別支援教育コーディネーター・通級指導教室担当教員を含む教職員に対し、学びの場の変更を保護者に促すような役割を課さないこと。
(回答) 学びの場の適切な判断には、一人一人の障がい状況に合わせて、本人保護者としっかりと検討する必要があることを、研修等を通し、全教職員に周知しております。引き続き、本市における多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (4) ⑦
項目	特別支援学級からの学びの場の変更や在籍する障害種別の変更等にもない、特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行うこと。
(回答) 特別支援学級の設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置ができるよう努めております。 また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 総務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (4) ⑧
項目	次年度の特別支援学級設置計画にあたっては、障害種別による学級設置と既定の学級定数を遵守すること。また、学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合もその種別での学級設置を行うこと。障害の重複する児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行うこと。
(回答) 特別支援学級設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」や関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け文科初第756号）等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、校長とのヒアリングを重ね適切に行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (4) ⑨
項目	通級による指導担当教員を全校に配置し、指導を実施できる体制を整えること。通級による指導を利用する児童・生徒が 13 人に満たない場合も、教員配置を行うこと。また、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行うこと。
(回答) 本市では、これまでより、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めています。引き続き一人一人の教育的ニーズに合わせた指導・支援が受けられるよう、通級による指導を希望する児童生徒の実態を把握し、多様な学びの場の一つである「通級による指導」を自校に開設する「自校通級」を令和 8 年度をめどに全校設置に向けて順次拡充していく予定です。国の動向を注視しつつ学びの場の充実に努めてまいります。 教員の配置につきましては、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 総務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (4) ⑩
項目	障害のある子どもの学びの充実を各校で進めるためにも、特別支援教育コーディネーターを専任で配置すること。専任配置にあたっては、教員加配を行うこと。
(回答) 特別支援教育コーディネーターは、校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、障がいのある子どもの学びの充実における重要な役割を担っていると認識しております。 また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6.(4)⑪
項目	特別支援教育サポーターの増員をすること。
(回答) 教育委員会といたしましては、校内における特別支援教育の充実に向け、各学校の状況を把握するとともに、一人一人の障がい状況に応じた支援ができるよう、引き続き適切な配置に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (4) ⑫
項目	特別支援学級在籍者を含めると定数を超える通常学級に対して、加配を講じること。
(回答) 公立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」により、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級の標準を35人とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級の標準を40人として、小学校及び義務教育学校前期課程については令和7年度までに段階的に改めていくこととされています。また、特別支援学級の学級編制基準については、1学級の標準が8人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。 教員の加配につきましては、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。 また、定数配置による教員に加え、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互に理解を深め、互いを認め合うための支援等を行う「特別支援教育サポーター」を配置し、各校の支援体制の充実を進めているところです。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114 教育委員会事務局 総務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (4) ⑬
項目	看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて配置すること。
(回答) 教育委員会では、各校園における特別支援教育体制の構築にむけて、特別支援教育に関する巡回指導や教員に対する特別支援教育研修を実施しております。 巡回指導では、一人一人の障がいの多様化に伴い、各校園からの相談ニーズに応じ、平成 28 年度より巡回アドバイザーを、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士の 4 領域体制とし、学校園を巡回して各専門領域からの助言を行っております。 また、教育委員会では、医療的ケアが必要な子どもの在籍する各校園に対し、看護師の配置・訪問を行っております。 今後も、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に向け、引き続き、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6.(4) ⑭ア
項目	大阪市立の学校に配備されている「車椅子用階段昇降機」の事故防止のための操作説明研修、安全点検、整備、修理などを教育委員会の責任で行うこと。また、安全点検、整備、修理にかかる費用を全て教育委員会の予算で負担すること。
(回答) 教育委員会では、エレベーターが設置されていない等で、階段の昇降が困難な児童生徒のために、障がいの状況に応じ「車いす用階段昇降機」を配置しております。配置が決定した場合には、配置前に、昇降機の安全点検、整備、修理などを行うとともに、担当の教職員に対し取扱い業者による操作説明研修を実施しております。 引き続き、児童生徒の安心安全のための基礎的環境整備に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (4) ⑭イ
項目	特別支援学級の設置数に応じた教室を確保すること。通級による指導を行う教室を、通常教室と同様の規模で確保すること。
(回答) 大阪市教育委員会といたしましては、特別支援学級在籍児童生徒の障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい状況に応じた学級設置及び教室の整備に努めてまいります。 また、通級による指導を行う教室においても障がい状況に応じた教室の整備に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9097 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番 号	6. (4) ⑭ウ
項 目	通級による指導に必要な環境整備に係る予算を開設校に配当すること。
(回答) 通級による指導については令和5年度に33校、令和6年度に93校を開設し、令和8年度をめどに全校設置に向けて順次拡充していく予定です。また、令和6年度は既開設校には日常運営費が、新規開設校には環境整備を含めた運営費がそれぞれ配当されております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6.(4)⑮
項目	大阪市域での支援学校の新設を、大阪府教育委員会に働きかけること。
(回答) 大阪市内を含めた支援学校の整備につきましては、学校設置者である大阪府がその責任と権限において、府内の支援学校全体の状況を把握したうえで、総合的な視点から適切に対応するものと認識しております。 大阪市教育委員会といたしましては、引き続き、府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (4) ⑯
項目	障害のある子どもが学校生活を送る上での合理的配慮について、本人ならびに保護者が申し立てをおこなう窓口を明らかにすること。その上で、当該申し立て内容が、教育行政の過重な負担にあたるかを学校・教育委員会としてすみやかに判断し迅速に対応すること。ただちの解決が困難な場合においても、申立者との継続的・建設的な対話を通して、当該要望が実質的に実現するよう努めること。
(回答) 本市では、従来より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めています。 教育委員会におきましては、大阪市教育局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づき、各教育ブロック及びインクルーシブ教育推進担当に相談窓口を設けております。 引き続き、相談等があった場合に、相談内容に関係のある部局と連携を図り、的確に対応を行うよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (4) ⑰
項目	障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止すること。全ての子どもたちの発達が保障される教育の実現のために、学力テスト体制や、「学校安心ルール」等による管理教育を改め、少人数学級の実現、教職員の増員等による学校教育の充実を進めること。
(回答) 「学校安心ルール」は、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的としております。「学校安心ルール」の運用については、各校に対して、児童生徒一人ひとりの状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示しております。 また、各校の「学校安心ルール」については、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。今後も、校内教職員の共通理解、並びに保護者及び関係機関等との連携のもと、児童生徒が安心できる学校づくりに向けて、「学校安心ルール」を適切に活用してまいります。 学力テスト等を受ける際には、合理的配慮に基づき、個々の実態に合わせて柔軟に対応しております。 少人数学級について、公立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」により、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級の標準を35人とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級の標準を40人として、小学校及び義務教育学校前期課程については令和7年度までに段階的に改めていくこととされています。 学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。 また、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9174 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186 教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (4) ⑱
項目	大阪市立の学校に配備されている「車椅子用階段昇降機」の事故防止のための操作説明研修、安全点検、整備、修理などを教育委員会の責任で行うこと。また、安全点検、整備、修理にかかる費用を全て教育委員会の予算で負担すること。
(回答) 教育委員会では、エレベーターが設置されていない等で、階段の昇降が困難な児童生徒のために、障がいの状況に応じ「車いす用階段昇降機」を配置しております。配置が決定した場合には、配置前に、昇降機の安全点検、整備、修理などを行うとともに、担当の教職員に対し取扱い業者による操作説明研修を実施しております。 引き続き、児童生徒の安心安全のための基礎的環境整備に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	6. (5) ①
項目	中学校給食は、学校調理方式が円滑に進むよう条件整備をおこなうこと。当面、中学校実施量にみあった食器の改善を行うこと。
(回答) 中学校給食は、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」に令和元年度２学期で移行が完了いたしました。 また、現在は中学校においても小学校と同じ食器を使用しております。食器の改善につきましては、財政状況をはじめ、施設設備、作業面等難しい点がございますが、今後、研究してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (5) ②
項目	学校給食は民間委託ではなく、自校直営方式を貫くこと。
(回答) 本市の学校給食につきましては、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」により提供しており、学校給食の水準を確保しつつ、200校の小学校・中学校・小中一貫校において、民間事業者への委託により実施しております。 委託校にあっても、給食実施は直営と同様に安全衛生面に十分に配慮された本市の給食調理・衛生管理マニュアル等に基づいて行われており、また学校行事への協力や、児童・生徒への声かけなども行われ、これまでと変わらない学校教育の一環としての学校給食を提供しております。 今後も引き続き、適切な業務管理に留意しつつ、本市の担うべき責任を遂行しながら、「安全・安心でおいしい給食」の提供が効果的・効率的に実施できるように、給食調理業務の民間委託を進めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (5) ③
項目	食育の一貫である給食では、生産者の顔が見える地場産の食材を取り入れ、有機野菜の活用も進めること。
(回答) 大阪市の農業は、全農家戸数 909 戸、全農地の総面積が約 76. 4ha (『大阪市都市農業振興基本計画』より引用) という状況において、近郊からの野菜で日々約 18 万食分の必要量をまかなうことは非常に厳しい現状にあります。府下を含めましても、必要量の安定的確保や流通上の問題等で大変難しい面がございます。 また有機野菜においても同様に流通量が限られており、必要量を安定して確保するには困難な状況にあります。 本市としましては、こうした現状の中にありながらも、食材につきましては国産を基本とし、きゅうり・こまつな・きくなどについては地場産物の食品を活用しております。その他「大阪市なにわの伝統野菜」である田辺大根や金時にんじんを給食実施単位である区単位で順に給食で使用しております。 今後も、地場産の食材の更なる取り入れについて検討するとともに有機野菜に関する情報収集に努めて参ります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (5) ④
項目	ポリカーボネイトの食器ではなく、日本の文化を育むことのできる食器に変更すること。三つ切り皿では、献立にふさわしい配膳ができないうえ、食器を持って食べることもできないので、個々の献立に合わせた食器に変更すること。
(回答) 学校給食用食器の種類としては、三つ仕切り皿、中食器（お椀）、小食器（お椀）がありますが、その日の献立により各学校で使用食器を決めております。 食器の改善や種類の多様化につきましては財政状況をはじめ、施設設備、作業面等難しい点がございますが、引き続き必要に応じて検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (5) ⑤
項目	アレルギー対応の除去食については、より安全に実施する為、中学校給食で使用している個別対応容器を小学校にも導入すること。また、米粉パンの導入も進めること。
(回答) アレルギー対応につきましては「食物アレルギー対応の手引き」を整備し、アレルギー対応の除去食は、誤食・誤配防止のため除去食用（ピンク色）食器に盛り付けることとしております。食器に盛り付けた状態では、親子給食の子校となる学校への配送に適さないため、個別対応容器を使用しているものです。また、より多くの児童生徒が喫食可能な給食の提供にむけ、使用食材や献立の作成において、引き続き研究してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	6. (6) ①
項目	就学時健康診断は、市教委の責任において実施し、小学校の教職員に業務を押し付けないこと。検診業者への委託や医師会と連携した実施等を検討すること。
(回答) 就学時健康診断については、教育委員会として学校に協力をいただきつつ実施しております。 来年度以降の就学時健康診断について、学校の負担軽減についても検討を行い、就学時健康診断をより円滑に実施できるよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	6. (6) ②ア
項目	「児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配」増となるよう国に要求すること。
(回答) 児童生徒の心身の健康への対応のための加配につきましては、心身の健康を害している児童生徒に対して、学校において、その回復のための特別の指導が行われる場合に、国の加配定数を活用し、当該校へ配置しております。 また、本加配定数につきましては、これまでも国に対して増員の要求を行っているところであり、今後も引き続き、増員の要求を行ってまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (6) ②イ
項目	「預け加配」を拡大すること。
(回答) 「預け加配」につきましては、各年度において全体の定数状況を見極めながら、可能な限り年度途中に欠員が生じることがないように、その配置に努めているところです。 今後も引き続き、全体の定数状況を見極めながら、欠員状況等を加味し、その配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6.（6）②ウ
項目	再任用短時間勤務の養護教諭枠を拡大すること。
（回答） 養護教諭の再任用につきましては、原則としてフルタイムでのご勤務をお願いしているところであり、その枠には限りがありますが、希望者の個別事情に応じて、可能な限り配置できるように努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (6) ②エ
項目	中規模～大規模校や新任及び若手養護教諭への支援としての加配を行うこと。
(回答) 大規模校への加配につきましては、児童数 851 名以上の小学校及び生徒数 801 名以上の中学校について複数配置を行っているところです。 教員の加配につきましては、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (6) ②
項目	子どもの命と安全にかかわる設備として、保健室と各教室・特別教室等をつなぐインターフォン（内線電話）の設置状況を調査すること。未設置の学校園にはインターフォン（内線電話）を速やかに設置すること。
(回答) 各教室・特別教室等をつなぐインターフォン（内線電話）の設置状況については、校舎新築工事及び保健室全面改修など大規模改修工事を行う際に調査し、設置又は設置に向けた検討を行う方針としております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9063

番号	6. (7) ①
項目	妊娠中の体育実技・負担軽減措置について、妊娠判明時（本人申請）から非常勤講師を必ず配置すること。
(回答) 妊娠中の体育実技負担軽減措置につきましては、校園長からの申請に基づき、妊娠判明時から産前休暇等を取得するまでの期間、必要な措置を講じているところです。 今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (7) ②
項目	妊娠障害休暇を 14 日間に戻すこと。妊娠者の体育実技軽減講師を配置すること。
(回答) 平成 29 年 4 月に府費負担教職員の給与負担等の権限が本市に移譲されたことに伴い、教育委員会所管の学校園の教職員は、本市の職員の休暇に関する規則の適用を受けることとなりました。妊娠障害休暇については、1 回の妊娠につき 7 日を超えない範囲内で取得できると規定されていたことから、教育委員会所管の学校園に勤務する教職員の妊娠障害休暇の取得日数についても、7 日となったところです。 妊娠者の体育実技軽減講師の配置につきましては、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (7) ③
項目	産休・育休講師を市の責任としてすみやかに未配置を解消すること。
(回答) 正規教諭の産休・育休にかかる代替講師の確保につきましては、教育委員会としましても重要な責務として認識しているところです。 これまでも講師確保に向けた取り組みとして、地下鉄主要駅でのポスターの掲示や映画とのタイアップ広告等のPRの強化、講師登録会の夜間・休日開催、行政オンラインシステムを利用した講師登録やオンライン面接等、さまざまな方策を講じております。 加えて、大学に対する卒業生や学生の紹介依頼、校園長と連携した退職教員等への働きかけ等にも取り組んでおります。 また、令和2年度より本市独自の取り組みとして、4月以降の産・育休取得予定者の代替講師の一部について、年度当初より前倒しして配置を行うことで、可能な限り年度途中で欠員が生じることのないよう対策を講じているところです。 なお、令和5年度より国においても、5月～7月までの産・育休取得予定者について、年度当初より前倒しして代替講師を配置した場合、その一部が加配定数として措置されることとなりました。 さらに、本市においては今年度（令和6年度）より、教員が安心して産休・育休を取得できる職場環境、ひいては、子どもや保護者が安心できる学習環境を実現するために、全国初の制度として「本務教員による欠員補充制度（特別専科教諭）」を導入しました。 本制度では、産休・育休等による年度途中の欠員を補充するため、法律に基づく教員定数に加えて、市独自に本務教員を採用し（令和6年度：小学校50名/中学校15名、令和7年度以降：小学校100名/中学校30名（予定））、年度途中で欠員が発生した場合の代替教員（特別専科教諭）として配置することで、年度途中の教員不足を抜本的に解消することを目的としております。 今後も引き続き、産休・育休代替講師の確保のため、国に対して加配定数の増員及び要件緩和を要望するとともに、代替講師の未配置の解消のため、様々な取り組みに努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (7) ④
項目	感染症の防止の観点から、妊娠中の女性労働者に対する特別休暇を創設すること。
(回答) 妊娠中の女性労働者に対する特別休暇の創設については、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (7) ⑤
項目	育児部分休業は、府に準じて 15 分単位にすること。
(回答) 育児部分休業の取得単位につきましては、本市の取り扱いに基づき、30 分単位での取得と しているところです。 今後の改正につきましては、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (8) ①
項目	学校事務職員の採用を継続して行い、小・中学校へ複数配置すること。年度当初、年度途中とも欠員が起こらないようにすること。産育休の代替は、本務事務職員を配置すること。
(回答) 学校事務職員の採用につきましては、今年度も引き続き行う予定となっております。 複数配置につきましては、基本定数のほかに大規模加配や就学援助加配など標準法に基づく複数配置を行っております。しかしながら、標準法を超えた学校事務職員の配置につきましては、困難な状況でございます。 産育休も含め、欠員に対する配置につきましては、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、今後も引き続き、欠員が生じないよう適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	6. (8) ②
項目	事業を特定した予算配当を廃止して学校維持運営費に集約すること。複雑な執行を簡素化して学校運営に即した事務手続きとすること。
(回答) 学校園に配当する予算は、教育委員会事務局全体の各事務事業に基づき執行しております。 特定の事業予算については、学校の教育活動及び学校運営に日常必要な経常経費である学校維持運営費と区別して、予算管理を行う必要があることから、校園ネットワーク業務システムにおいて会計コード（事業コード）に分類して予算配当をし、学校運営に即した事務手続きを行っております。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話 06-6115-7794

番号	6. (8) ③
項目	学校事務職員に職制を導入しないこと。
(回答) 学校事務職員の職制導入につきましては、必要性等を精査のうえ、適宜適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	6. (8) ④
項目	市教委や学校運営支援センターが本来すべき説明会や研修等の業務を「共同学校事務室」に肩代わりさせないようにすること。
(回答) 共同学校事務室において実施する業務については、「大阪市共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱」に基づき、各グループの実態に応じて実施しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	6. (8) ⑤
項目	臨時的任用職員・任期付職員の最高号給賃金を府費臨時主事と同等のレベルに引き上げること。
(回答) 本市学校事務職員については行政職給料表を適用しているところです。 当該給料表については、情勢適応の原則に則り、本市人事委員会勧告の意見、内容を踏まえ改定を行っておりますが、今後とも、本市人事委員会勧告を注視しながら適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	6. (8) ⑥
項目	学校園における「働き方改革」に学校事務職員の働き方改革を示すこと。
(回答) 令和5年度に全市実施した共同学校事務室におきましては、学校事務職員の資質向上・人材育成を図るとともに、各校の業務進捗状況・処理内容を点検・確認し、各校において適切な業務遂行が行われるよう監督する観点から、室長・副室長を設置し、事務主任を充てております。 今後も、共同学校事務室において、業務の標準化・効率化を図るとともに、各構成校の業務をグループ単位で進捗管理するなど、必要な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。 また、共同学校事務室においては、構成校内の全ての学校に兼務発令が行われ業務システム等の処理も可能になっていることから、育児・介護事情等を抱える学校事務職員の支援体制をより一層確立してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	6. (9) ①
項目	大阪市の労働条件（給与・待遇など）が講師の任用にも大きく影響している。労働条件の悪化は、正規採用だけではなく、「講師の不足」にも影響して、それが教職員の「定数不足」、人員不足が発生する原因となっており、学校現場の大きな負担となっている。直ちに講師の待遇改善を行い、大阪市で働きやすい環境を整えること。
(回答) 講師の待遇改善としましては、常勤講師の給与について、本務職員との均衡を考慮し、令和2年度より引き上げを行ったところです。 しかしながら、全国的な教員不足の状況にあり、代替講師の確保については、各自治体とも共通の課題であります。今後も引き続き、学校現場に欠員を生じさせないよう、休日及び夜間の講師登録会の開催やPR活動など、講師確保のための取組みを実施してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (9) ②
項目	学年主任や学級担任を担当するなど、正規教員と同じ職務を担っているにもかかわらず、講師であることが理由で給料表が「1級」に格付けされている実態をなくし、厚生労働省のガイドラインでも示されている「同一労働・同一賃金」や「職務給の原則」の考え方に基づき講師の給料表を速やかに「2級」にすること。
(回答) 講師の待遇改善としましては、常勤講師の給与について、本務職員との均衡を考慮し、令和2年度より引き上げを行ったところです。 常勤講師に適用される級につきましては、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (9) ③
項目	大阪市での講師経験が優遇されるように、「大阪市教員採用選考テスト」での優遇措置を大幅に拡大すること。
(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第1次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしており、令和6年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおきましては、同特例を活用した合格者が全体の約3割となっています。 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (9) ④
項目	現職講師の受験者の採用選考テストの試験日については、学期中もしくは学期末の繁忙期を避けて、夏季休業中（7月21日～8月24日）の平日も含めた期間に実施すること。
(回答) 教員採用選考テストについては、試験の公平性の観点から、現職講師以外の方も含め、原則として同一日に実施しております。 なお、令和7年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおきましては、第2次選考はすべての日程を夏季休業期間中に実施しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (9) ⑤
項目	大阪市立の学校園において、数年にわたり講師として在職経験があり、かつ何年も連続して「大阪市教員採用選考テスト」を受け続けている現職講師については、「教職大学院推薦特別選考特例」や「大阪市教師養成講座修了者特例」と同等の扱いとし、1次試験のすべてを免除し、2次試験からの選考とすること。
(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第1次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしております。 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (9) ⑥
項目	文部科学省、令和5年5月31日「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示」 (https://www.mext.go.jp/content/20230531-mxt_kyoikujinzai02-000011998_1.pdf) の方針により、(令和7年度)採用「大阪市教員採用選考テスト」も6月から実施されることになった。5月～6月は学校現場で働いている現職講師にとっては、宿泊行事や運動会などの学校行事と重なる繁忙期にあたり「教員採用選考テスト」に万全の準備をして臨めない。特に「教員採用選考テスト」の「大阪市現職講師特例」の試験日程について5月～6月の繁忙期避けて行うこと。
	(回答) 大阪市教員採用選考テストについては、試験の公平性の観点から、現職講師以外の方も含め、原則として同一日に実施しております。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6.(9)⑦
項目	令和5年5月31日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」、「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」(P7)で「各教育委員会において、教員採用選考試験の1次試験合格者等については、翌年度の当該試験を免除することにより、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。2021年度(令和3年度)採用「教員採用選考テスト」で廃止された「前年度1次合格者特例」を復活させること。
	(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (9) ⑧
項目	令和5年5月31日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」の「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」(P7)では、「各教育委員会において、教職経験者を対象とした現職教員としての経験を適切に評価する特別選考を導入・活用する等により、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。「大阪市現職講師特例」の合格率が毎年約30%に抑えられている現状を改善し、経験のある現職講師を多く採用できる教員採用制度に改善すること。
	(回答) 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第1次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしております。 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (9) ⑨
項目	非常勤講師の給与、「時間額 2890 円」を「時間額 5000 円」以上に大幅に増額すること。 また、試験の作成、採点に要する時間も勤務時間とすること。
(回答) 非常勤講師の報酬につきましては、令和 6 年 3 月より、授業 1 時間（付随する準備及び評価の時間を含む）あたり、それまでの 2,890 円から 2,920 円に増額改定しております。 なお、非常勤講師の年間勤務可能時間数につきましては、学習指導要領の「年間授業週数に関する規定」に基づき、35 週を上限としております。 引き続き、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (9) ⑩
項目	近年不足している臨時講師を確保するため、10 月に教員採用試験で合格判定がでた大阪市で現職講師として働いている「定数内講師」を次年度の 4 月の任用を待たず、年度の途中で採用するなど、新たな採用制度を検討すること。
(回答) 現職講師については、学校園における産休・育休取得者の代替要員等として、年度末までご勤務をいただいていることから、採用を前倒ししての勤務は難しいと考えますが、引き続き、講師不足解消のために、あらゆる方策を検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	6. (10)
項目	大阪市が専修学校として直営することになったデザイン教育研究所をさらに充実・発展させるため、大阪市全体としてデザイン教育のあり方について現場教職員を含めての検討の場を設置し、検討を開始すること。また、府立となった工芸高校との連携のあり方や共有部分がある建物の問題など、市教委としての明確な運営等の方針を明らかにすること。 さらに、デザイン教育研究所が専修学校として独自性を発揮していくために、高等学校教諭との人事交流を含めた高校教育との持続性についての方針を明らかにすること。
(回答) デザイン教育研究所につきましては、平成 30 年 5 月 29 日の教育委員会会議において、平成 31 年度以降の入学選抜において 3 年連続で志願者が募集定員を下回った場合、その翌年度以降の入学者の募集停止について検討することとしております。令和 3 年度から令和 5 年度までは定員を上回っていましたが、令和 6 年度は募集定員を下回りました。志願者増加に向けて、デザイン教育研究所は、様々な取組を進めているところです。 教育委員会といたしましては、デザイン教育研究所の取組や実情・実態等を把握するとともににより一層連携に努め、持続可能な運営について検討してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9197 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	6. (11)
項目	学校統廃合や統廃合をすすめる学校選択制をやめること
(回答) 大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。 今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取り組みを進める必要があることから、大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。 施行した条例の内容については、小学校の規模を適正規模である 12 学級から 24 学級にするよう努める義務を教育委員会に課すること、また、適正規模を下回り、今後も適正規模になる見込みがない小学校について、学校再編整備計画を策定・公表すること、その計画には再編の実施時期、実施後の小学校の所在地やその他、教育委員会規則で定める事項を記載することとし、その計画等について、保護者等の意見を聴かなければならないと義務付けるものとしています。また、計画の変更についても規定しています。 また、中学校については条例に定めはないものの、小学校と同様の課題があることから、取り組みを進めていく必要があると考えております。 学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。 教育委員会では、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、また子どもや保護者の意向に応じていくため、学校選択制の制度化と指定外就学の基準拡大を方向性とする「就学制度の改善について」を平成 24 年 10 月に策定いたしました。 この方針のもと、平成 26 年度入学より順次、各区長が子どもや保護者を中心とした区民及び区内の学校長等の意見を丁寧にお聴きした上で検討を行い、区の実情や区民の意向に即した方針案を策定し、教育委員会会議の議決を経て、学校選択制を実施しております。学校選択制は、	

平成 26 年度入学者より一部の区において開始し、平成 31 年度入学者からは全区実施となっております。

令和 5 年 3 月には学校選択制にかかる検証報告書において検証の取りまとめを行いました。学校選択制は多くの保護者から良い制度であると評価されていることから、今後とも制度実施は必要と考えております。

この検証をもとに、学校の負担を軽減し、子どもたちの最善の利益を図るため、今後とも学校、区、関係機関との連携を図りながら、学校選択制などの就学制度そのものが今後も良い制度となるよう取り組んでまいります。

番号	6. (12)
項目	小学校の体育館のエアコン設置を急いでください
(回答) 小学校体育館へのエアコン設置については、令和6年6月に「小学校体育館空調設備整備PFI事業支援業務委託」を契約しており、事業を行うにあたって必要となる事業費、整備期間等を決定する業務を進めております。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9063

番号	7. (1) ①⑨
項目	① 大阪市内に1か所しかない保健所のあり方の見直しを要望します。各区ごとの保健所の増所や、公衆衛生分野の予算を増額してください。 ⑨ 緊急時に府民の命と暮らしの救済に応えられる公衆衛生分野の職員配置をしてください。この間の新型コロナ対策で人材不足が起こるたびに、外部委託に頼る場当たりの対応に終始し、医療の基本的知識を理解できていないスタッフの対応で医療現場は混乱を極めました。この事態を打開するためには、保健所職員など公衆衛生分野の市職員を増やすことが必要です。危機管理を経験し教訓を蓄積した人材は今後の大阪市の医療・公衆衛生行政の力に必ずなります。保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めます。今後の新興感染症の拡大に備えるためにも、大阪市の保健所を増設してください。また、当面は各区の保健福祉センターの体制を強化してください。
(回答) 本市では、平成12年度から1保健所24保健センターの地域保健体制のもと、本市の公衆衛生の維持向上に取り組んでまいりました。 各区保健福祉センターにおいては、各種健康相談をはじめとする生活習慣病予防や子育て支援など市民ニーズに沿った保健事業の強化や、生活環境相談や生活環境学習会の開催など、住民に身近な保健サービスの充実に努めているところです。 市全域を所管する保健所では、情報部門や調査研究部門の強化を図るとともに、環境や食品衛生にかかる監視指導の実施や病院・診療所などに対する医療指導、新興・再興感染症に対する健康危機管理体制の強化など、広域的・専門的な保健衛生の拠点施設としての機能の向上に努めています。 引き続き1保健所、24区保健福祉センター体制のもと、今後も各区保健福祉センターと保健所の役割分担と相互連携し、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。 公衆衛生分野の強化の一環として、保健所を兼務し、平常時はアウトリーチをはじめとした各種地域保健活動に従事し、非常時には速やかに保健所に参集する保健師（健康危機管理担当保健師）を各区に配置するなど、令和4・5年度で各区保健福祉センターの保健師を合わせて50人増員しています。 また、将来の新興・再興感染症の発生やまん延等に備えて、改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定し、検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症の発生の予防及びまん延の防止をはじめとした感染症危機等への対応可能な保健所体制等の構築に向けた取り組みを進めるとともに、大阪府などの関係機関と引き続き連携してまいります。	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951 健康局 保健所 管理課 電話：06-6647-0660 健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	7. (1) ②
項目	保健所移転の進捗状況、移転後の業務執行体制について説明してください。
(回答) 保健所移転について、機械設備工事を除き令和5年中に改修工事の請負事業者の業者選定を完了し、周辺住民や関係者への周知を実施のうえ、令和6年6月から改修工事を実施している。令和5年度中に請負事業者が決定しなかった機械工事については、令和6年8月の入札を予定しています。 新保健所では、現行の業務体制に加えて、仮に大規模感染症が発生しても、執務スペースの不足による分散化・狭隘化及び業務効率化の低下などを招くことがないよう、非常時に整備する人員体制を一元的に配置できるスペースを確保する予定です。	
担当	健康局 保健所 管理課（移転の進捗状況に関すること）電話：06-6647-0660 健康局 保健所 管理課（業務執行体制に関すること）電話：06-6647-0641

番号	7. (1) ⑤
項目	大阪市の公衆衛生研究所として、環境科学研究所の機能を元に戻してください。また当面府立大阪健康安全基盤研究所の機能強化と研究者・研究予算の増額を行ってください。
(回答) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、平成 29 年 4 月、大阪市立環境科学研究所と大阪府立公衆衛生研究所が統合し発足しました。令和 5 年 1 月には分散する二つの施設を一元化し、最新の試験検査機器等の整備や人材の集積による検査能力の強化、研究の高度化など、ハード・ソフト両面での機能強化を図ってきたところです。 本研究所は大阪府市の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象に積極的に対応してまいりました。また、行政機関等へ科学的かつ技術的な支援を行い、住民の健康増進及び生活の安全確保に貢献しております。 今後も、法人の検査・研究業務に必要な人員を確保し、公衆衛生分野における高度な知見を有する人材の育成、養成に取り組むとともに、健全な財務運営を確保し業務を充実させるよう予算編成を行ってまいります。	
担当	健康局 総務部 総務課 大阪健康安全基盤研究所支援担当 電話：06-6208-7367

番号	7.（１）⑥						
項目	公衆衛生医師・保健師・検査技師等の専門職の大幅な増員、公衆衛生分野で働く事務職員を増やすなど公衆衛生分野の強化を行ってください。また、今年度の専門職の採用者数、離職者数を教えてください。						
（回答） 令和４年３月に策定された「市政改革プラン3.1」において、市長が必要と認める、万博・IRの推進等にかかる臨時的な増員や、児童虐待防止等の本市重点施策の推進にかかる増員等を除き、原則として増員しないこととしています。 今後も所属マネジメントを適切に行いながら適正配置に努めてまいります。 また、公衆衛生医師・保健師・検査技師等の公衆衛生分野の専門職の採用者数及び離職者数については、次のとおりです。 <table><tr><td>令和５年度</td><td>退職者数</td><td>３２名</td></tr><tr><td>令和６年度</td><td>新規採用者数</td><td>４９名</td></tr></table>		令和５年度	退職者数	３２名	令和６年度	新規採用者数	４９名
令和５年度	退職者数	３２名					
令和６年度	新規採用者数	４９名					
担当	健康局 総務部 総務課 電話：06-6208-9921						

番号	7. (1) ⑦
項目	大阪市保健所の「感染再拡大を想定したマニュアル」について、内容を市民・医療従事者に周知して下さい。
(回答) 新型コロナウイルス感染症については、国において、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に位置付けられました。 5類化後においても本市では、ホームページで「新型コロナウイルス感染症について」(https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html) を掲載しており、市民の方などに向けて感染予防等と呼びかけております。 本市として、今後も感染の拡大防止に取り組んでまいります。	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0797

番号	7.(1)⑧
項目	公的な検査センター、公的な発熱外来センターの設置をしてください。 国の長年の医療政策により、医療現場は人手が不足しており、特に医師・看護師不足は深刻な状況です。そうした中で、自院では発熱者対応が難しい医師でも、公的な検査・発熱外来センターが設置された折には、地域医療に少しでも貢献するため出務をしてもよいと考えている医師（開業医）は少なくありません。急激な感染拡大が起こった際にも迅速に対応できるよう、医療機関任せにするのではなく、大阪市として常設の公的な検査センター、発熱外来センターを市内に複数箇所設置してください。
(回答) 令和4年12月に、改正法が公布された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、平時から新興感染症への備えを進めるとともに、有事には感染フェーズに応じて機動的に対応できるよう、国が策定する「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」及び都道府県が策定する予防計画の記載事項を充実させるほか、保健所設置市においても予防計画の策定が義務付けられ、本市においても令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定し、検査体制及び人材養成、保健所の体制整備等の数値目標を設定するなど、感染症危機等への対応可能な保健所体制等を構築することで、感染症の発生の予防及びまん延の防止に向けて取り組んでまいります。	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0797

番号	7.（1）⑩		
項目	大阪・関西万博における公衆衛生について、万博協会や万博推進本部等での協議会や分科会での議論内容や方針を明らかにしてください。		
（回答） 大阪府・大阪市では、各部局や区役所が主体的に自らが有する機能をフルに発揮し、迅速・的確に取り組みを進め、万博の円滑な開催を支援することを目的として、2025 年大阪・関西万博推進本部を設置しています。また、推進本部の下に設置している各専門部会において、課題の抽出や今後取り組むべき方向性について検討を行っており、医療衛生部会では、万博開催期間中における救急医療体制や感染症対策、衛生対策等の課題解決に向け、取り組んでいます。こうした各専門部会の取組状況は、適宜、推進本部会議にて確認、共有されております。 万博協会においても、会場内における医療救護や感染症対策、衛生対策等に取り組むため、医療救護協議会や会場衛生協議会といった会議体を設置しており、健康局を含むその他関係機関も同会議体の構成員として協議会に参加しており、意見交換等を行っております。 なお、万博推進局及び万博協会において、下記 URL より各会議体の議事概要等を掲載しております。 （ご参考） ・ 2025 年大阪・関西万博推進本部 https://www.pref.osaka.lg.jp/o030010050/bampaku_suishin/2025bampaku_suishin/index.html ・ 医療救護協議会 https://www.expo2025.or.jp/report/report-20240424-01/ ・ 会場衛生協議会 https://www.expo2025.or.jp/report/report-20240318-02/			
担当	万博推進局 企画部 企画課	電話：06－6690－7556	
	健康局 総務部 総務課	電話：06－6208－9892	
	健康局 健康推進部 健康施策課	電話：06－6208－9940	
	健康局 健康推進部 生活衛生課	電話：06－6208－9981	
	健康局 保健所 感染症対策課	電話：06－6647－0656	

番号	7.（2）①		
項目	子ども医療費助成制度の自己負担を撤廃し、完全無料としてください。 子ども医療費助成制度は全国の市町村の65%以上が自己負担無料となっています。大阪市においても完全無料化してください。また、現在議論されている所得制限撤廃については確実に施行してください。		
（回答） 本市のこども医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱のもと実施しており、対象者の方が医療機関を受診した際、保険診療が適用された医療費の自己負担部分の一部を助成しています。 一部自己負担額の撤廃につきましては、大阪府の制度が給付の仕組みそのものに関わるものであること、また、本市の厳しい財政状況から、困難であると考えます。 本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。 なお、令和6年4月に所得制限の撤廃を実施しています。			
担当	こども青少年局　子育て支援部こども家庭課　医療助成グループ 福祉局　生活福祉部保険年金課　医療助成グループ		電話： 06-6208-7971

番号	7.(2)②
項目	妊産婦医療費助成制度の創設してください 妊婦の保険診療における自己負担部分の助成制度は、全国では200を超える市区町村で実施されています。日本産婦人科医会が2019年に出した提言では「生育基本法が掲げる妊娠期から切れ目のない支援のために、妊産婦にも社会の暖かい援助があるべき」とし「とりわけ妊娠中から出産において何らかのご病気になられ治療を要する方々には(略)大変心強い助けになります」と指摘しています。大阪市において妊産婦の医療費助成を創設してください。
(回答) 本市では、妊婦の安全な出産を確保し、かつ経済的負担の軽減を図る観点から、妊産婦健康診査の公費負担を実施しております。 妊婦健診診査については、国の示す基準にある検査項目すべてを公費負担するとともに、平成31年度からは超音波検査の公費負担回数を4回増やし、令和2年度には多胎妊娠の方に対し、基本健診の公費負担回数を2回増やすなど、さらなる負担軽減を図ってきたところであります。 今後においても、妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、より安心・安全な出産となるよう体制を確保して参りますとともに、妊産婦医療費助成制度の創設につきましては、国等の動向にも注視して参りたいと考えております。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課 母子保健グループ 電話：06-6208-9966

番号	7.(2)③、10.②④
項目	7.(2)③「重度障がい者医療制度」を拡充してください 大阪府の福祉医療費助成の再編で障がい者・難病患者の医療費助成制度が「重度者」に限定されました。このことで従来対象者だった中度・軽度の障がい者・難病患者の方は医療費助成制度の対象から外されました。そもそも障がい者・難病患者の世帯は経済的にも厳しく、医療費助成の対象から外されたことでさらに暮らしを追い詰めることになり、影響は非常に大きいものがあります。大阪市として対象から外された方の調査を至急実施し、現在の重度障害者医療制度を拡充させ、中度・軽度の方も助成制度の対象にしてください。 10.②④ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。
(回答) 大阪府において、重度障がい者医療費助成を始めとする福祉医療費助成制度に関し、対象者や助成の範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図るため、平成30年4月診療分から制度の変更が行われました。 本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、大阪府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。 また、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号	7. (2) ④
項目	75 歳以上の患者負担軽減のために老人医療費助成の再構築してください 22 年 10 月 1 日より 75 歳以上高齢者の医療費 2 割負担が実施されました。大阪府は 2021 年 3 月をもって老人医療費助成を廃止しましたが、今回の負担増は多くの高齢者に影響を及ぼし、受診抑制による健康への影響も国会審議で指摘されています。大阪市の高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした老人医療費助成制度の再構築を強く求めます。
(回答) 大阪府の福祉医療費助成制度は、助成の対象や範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図ることとして、平成 30 年 4 月診療分から制度変更が行われました。 本市の福祉医療費助成制度は大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、大阪府とともに制度変更を行ったものです。本市の厳しい財政状況から、大阪市独自の制度として老人医療費助成制度を創設することは困難であると考えますので、ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、本市では従前から大阪府市長会を通じて国に対し、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号	7. (4)
項目	带状疱疹ワクチン接種の助成制度を創設してください 带状疱疹は特に 50 代以上が罹患しやすい疾病であり、加齢や疲労、ストレスによる免疫力の低下で 80 歳までには 3 人に 1 人が発症すると言われています。また、20%の患者が带状疱疹後神経痛を併発し、長ければ数年以上疼痛に苦しむことになります。 頭部や顔面に带状疱疹が出た場合、視力低下や失明、顔面神経麻痺などの重い後遺症が残る可能性もあります。带状疱疹を防ぐにはワクチン接種が有効とされていますが、現在带状疱疹のワクチンは任意接種です。接種から 9 年後の時点でも有効性があるとされる不活化ワクチンは計 2 回で数万円と高額であり、接種を断念する人も少なくありません。経済的な理由からワクチン接種を諦め、病気に罹患することは医療者として看過できません。行政として、ワクチン接種で病気を防ぎ、苦しむ市民が生じないような施策を要望します。 ので、国の定期接種化と自治体の助成制度が必要です。国への働きかけと大阪市独自の助成制度を実現してください。
	(回答) 带状疱疹ワクチンにつきましては、予防接種法に基づく定期接種ではなく、被接種者の希望と医師の責任と判断によって行われる任意での接種となっております。 带状疱疹ワクチンの定期接種化については、現在、国の審議会において検討が行われており、令和 6 年 6 月 20 日には「ワクチン評価に関する小委員会」が開催され、定期接種化に向けた議論がなされたところです。 今後、上位部会でさらに検討が進められることとされていることから、引き続き国における審議状況を注視するとともに、早期の定期接種化に向けて国に働きかけてまいります。
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	7. (5)
項目	<u>住吉市民病院跡地の新病院は、誰がどのように利用できる病院になるのかわからない等の声が上がっています。住民説明会を開催し、新病院の計画について市民へ丁寧に説明し、市民の要望を聞き新病院の計画を進めてください。</u> 市立住之江診療所の機能を診療時間の拡充など強化するとともに、その機能を新病院に継承してください。住吉市民病院跡地に設置する新病院に「産科 10 床、小児科 10 床」を設けてください。
(回答) 住吉市民病院跡地に整備する新施設に関する住民の方等を対象とした説明会については、令和 5 年 12 月 21 日にすみのえ舞昆ホールにて開催しました。 本説明会では、本市担当者から病院機能を含む新施設の概要説明のほか、本市担当者及び建築工事請負業者から工事説明を行った後、参加いただいた方からのご質問やご意見を伺う時間を設けたところです。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 弘済院 管理課（経営企画グループ） 電話：06-6208-7930 健康局 総務部 総務課（病院機構支援グループ） 電話：06-6208-9897

番号	7. (5)
項目	住吉市民病院跡地の新病院は、誰がどのように利用できる病院になるのかわからない等の声が上がっています。住民説明会を開催し、新病院の計画について市民へ丁寧に説明し、市民の要望を聞き新病院の計画を進めてください。 <u>市立住之江診療所の機能を診療時間の拡充など強化するとともに、その機能を新病院に継承してください。住吉市民病院跡地に設置する新病院に「産科 10 床、小児科 10 床」を設けてください。</u>
(回答) 小児科医、産科医については、慢性的な医師不足が課題となっており、住之江診療所の機能を強化することは、現時点においては極めて困難な状況となっております。なお、住吉市民病院跡地に整備する新施設では、小児科・産婦人科ともに、現在の住之江診療所の機能を外来診療で継承することとしております。 病床については、大阪公立大学医学部附属病院において、産科 10 床の拡充と新生児室の増設、小児科病棟の改修など、新施設の開設を待つことなく整備しており、住吉市民病院における小児・周産期の医療機能等を継承した大阪府市共同住吉母子医療センターとともに、大阪市南部基本保健医療圏における小児・周産期医療の充実に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	健康局 総務部 総務課（病院機構支援グループ） 電話：06-6208-9897

番号	7. (6)
項目	生活保護医療要否意見書に係る返送費を大阪市負担とすること 医療機関に係る医療要否意見書の返送費、返信用封筒および文書作成等の事務負担が過剰となっています。行政の求めにより応じているため、返送費等は行政が負担すべきです。医療要否意見書の要旨を医療機関に郵送する際に、返信用封筒を同封してください。また、医療要否意見書の返送費は大阪市の負担とし、記載を要する同意見書に同封する返信用封筒は受取人払いとしてください。
(回答) 要否意見書等の提出は、医療扶助運営要領にあるように、必ずしも郵送の必要はなく、直接福祉事務所の窓口を持参していただく方法や、被保護者自身に提出していただくことも可能ですので、返送方法についてご検討をお願いします。 なお、本市としても、当該郵送料の取り扱いについて、厚生労働省において明確な基準を示すとともに、行政負担の場合はその費用について全額国庫負担とするなど必要十分な財政措置を講ずることが妥当と考えていますが、現時点で厚生労働省から基準等は示されていません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	7. (7)
項目	補聴器購入の助成制度を創設すること 府下でも実施自治体が増えている（4月15日現在8市1町、実施予定2市2町）全ての世代の軽・中等度の難聴者を対象とした補聴器購入助成制度を国待ちでなく大阪市において創設してください
(回答) 本市では、身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児を対象として「大阪市難聴児補聴器給付事業」により難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進に寄与することを目的として補聴器購入費用・修理費用の全部又は一部を支給しています。 聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付を受けた方及び難病患者等で身体障がい者手帳を所持している方と同程度以上の方を対象とし、補装具費で補聴器購入費・修理費用の全部又は一部を支給しています。補装具費は障害者総合支援法により種目対象者等が定められており、全国一律の基準となっています。 加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましては、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。 国においては、平成30年度から「補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」が行われており、国に対し大都市民生主管局長会議等においても要望しているとおり、まずは国が研究結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度を創設すべきものであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について強く要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケア G）電話：06-6208-9995

番号	7. (8) ①
項目	市内全小中学校・特別支援学校で給食後などに歯磨きの時間を設けるとともに、フッ化物洗口（週1回）に取り組んでください。
(回答) 学校での昼食後の歯みがき指導について、幼児期・学童期からの歯と口の健康づくりは生涯を通じて健康な生活を送るための基盤となり、食後の歯みがき習慣の定着は長く健康な歯を維持するために大変重要なものであることから、各学校の状況に応じて実施していただくよう協力を依頼しているところです。 また、乳歯と永久歯への混合歯列でむし歯予防の比較的困難な時期の小学校4年生を対象に、フッ化物洗口（フッ化ナトリウム）を行っています。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話番号：06-6208-9141

番号	7. (8) ②
項目	妊婦歯科健康診査を近くの医療機関で個別健診として受けられる制度に改善してください。
(回答) 本市では、妊婦歯科健康診査を各区保健福祉センターにおける妊婦教室に併設し、概ね月 1 回実施しています。事業の周知は、保健福祉センターが、妊娠届出時面接など、従来からの妊婦教室の勧奨と合わせ、その他の各種保健事業開催時や広報掲載など、あらゆる機会を利用し周知に努めています。近くの医療機関で個別健診としての受診につきましては、国における歯科保健施策の動向を注視してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課 母子保健グループ 電話：06-6208-9966

番号	7. (8) ③
項目	<u>歯周病検診は、満 18 歳以上のすべての市民と満 15 歳以上の障がいのある人を対象に年 1 回、無料で実施してください。また検診内容は、現在の問診・口腔内検査だけでなく、市民が受診したくなる内容へ拡充してください。</u>
(回答) 歯周病検診は、健康増進法第19 条の 2 に基づく健康増進事業として、国の健康増進事業実施要領に基づき市町村は40、50、60 及び70 歳の住民を対象として歯周疾患検診を実施するよう努めることとされており、本市においては、45, 55, 65 歳の住民も対象として実施してまいりました。令和 6 年度からは国の対象年齢の拡充に合わせ20, 30歳の住民を追加するとともに、本市においては25歳、35歳の住民も対象に追加しております。 対象者のうち、20 歳については対象者全員に、その他の対象年齢者については大阪市国保加入者で前年度に歯科受診をしていない者に対し、受診勧奨ハガキを送ることで健診機会の確保に努めています。 また、歯周病検診の受診者負担金は受益と負担の関係から 500 円としておりますが、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方については、無料で受診いただいております。検診の内容については、国の歯周病検診マニュアルに準拠して実施しています。 (下線部について回答)	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9963

番号	7. (8) ③
項目	<u>歯周病検診は、満 18 歳以上のすべての市民と満 15 歳以上の障がいのある人を対象に年 1 回、無料で実施してください。</u>また検診内容は、現在の問診・口腔内検査だけでなく、市民が受診したくなる内容へ拡充してください。
(回答) 本市においては、有料ではありますが、一般歯科医院で治療が困難な障がいのある方が容易に受診できるよう、大阪府と共同で、障がい児・者歯科診療事業を実施しており、こうした方々の受診機会を保障するため、本事業や医療機関の情報提供の充実に努めているところです。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	7. (9) ①
項目	<u>経済的な困窮から重症化してから受診される方が後を絶ちません。2023 年の 1 年間で大阪市内の民医連病院で 5 人の「経済的事由による手遅れ事例」が報告されています。また経済的な困窮から日々無料低額診療利用についての問い合わせが続いています。就学援助世帯への無料低額診療の案内を行なう（札幌市で先例あり）など、無料低額診療の利用についての案内の幅を広げてください。</u>
(回答) 無料低額診療事業は、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業で、社会福祉法の規定に基づき第二種社会福祉事業として位置づけられています。 減免を受けることができる方は、低所得者等で経済的理由により診療費の支払いが困難な方であり、減免金額は、各医療機関によって異なりますが、診療費の 10%以上となっております。市内 49 か所の医療機関が本事業を実施しています。 無料低額診療事業の周知については、本市ホームページのほか、市民の皆さんの暮らしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市暮らしの便利帳」に当該事業の概要に関する記事を掲載しています。また、実施医療機関の一覧を、一部負担金減免制度の周知ビラと合わせて区役所窓口を設置するなど、周知に努めています。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 総務課 法人監理担当 電話：06-6241-6540

番号	7. (9) ①
項目	経済的な困窮から重症化してから受診される方が後を絶ちません。2023 年の 1 年間で大阪市内の民医連病院で 5 人の「経済的事由による手遅れ事例」が報告されています。また経済的な困窮から日々無料低額診療利用についての問い合わせが続いています。就学援助世帯への無料低額診療の案内を行なう（札幌市で先例あり）など、無料低額診療の利用についての案内の幅を広げてください。
(回答) 教育委員会では、子どもの医療費の助成に関する制度として、「就学援助制度の学校医療券」や「こども医療費助成制度」などを学校に対して周知しているところです。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	7. (9) ②
項目	医療で無料低額を行っても診療保険調剤薬局での負担を軽減する方法がなく、無料低額診療利用者が処方薬の受け取りで困窮しています。全国的には青森市、高知市、那覇市などで「無料低額診療事業への調剤費助成」が行われています。大阪市においても同様の制度を作るなど、無料低額診療利用者が薬を安心して受け取れるよう対策を講じてください。
(回答) 生計困難者が経済的理由により必要な医療を受ける機会が制限されることのないよう、社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業では、無料又は低額な料金によって診療を行う、いわゆる無料低額診療が規定されているところです。 この無料低額診療により受診され、処方箋を交付されたとしても、保険調剤薬局（院外処方）で調剤を受けた際には、自己負担が発生すると聞いております。 国は、「今後の無料低額診療事業を行う医療機関における調剤の在り方については、厚生労働省の関係部局において、現在、検討しているところであり、その結果を踏まえて適切に対応してまいりたい。（平成29年12月15日内閣参質195第35号）」との見解を示しております。 本市としては、引き続き国に対し、無料低額診療に係る調剤のあり方についての検討を要望するとともに、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	福祉局総務課・法人監理担当 電話：06-6241-6540

番 号	8. (1)、(2)、(10)、(12) ①
項 目	(1) 今年度の国保料（一人当たり平均・介護含む）は昨年度につづき 1 割の大幅値上げとなった。一方、大阪市国保会計は黒字が続いており 2023 年度末の基金残高は 107 億円が見込まれる。直ちにこれらの財源を活用し、国保料を協会けんぽ並みに引き下げること。 (2) 完全統一の下でも、府下では基金を原資に全ての国保加入者に現金を給付して、実質負担の軽減に努力している自治体がある。大阪市として負担軽減策を実施すること。 (10) 国保料の大幅連続値上げと減免改悪をもたらす府内統一化は中止するよう大阪府に求めること。全国知事会、全国市長会も要望している通り、1 兆円の公費負担増を強く国に求めること。 (12) ①支払い能力に応じた国保料とすることを求めます。そのために、全国知事会も求めている、国庫負担を大幅に増やすことを国に対して強く求めてください。また当面は自治体の一般会計からの繰り入れ等で国保料を引き下げることを求めます。
(回答) 国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっており、事業を安定して運営していくためには、保険給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いすることになります。 平成 30 年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても、令和 6 年度に府内統一保険料率とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。 令和 6 年度以降は、前述の府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなりますが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用するなどによる、財政調整事業の取組を進めることとしております。本市においても、健康寿命の延伸のための施策をしっかりと進めていくことが、引いては国民健康保険料の軽減につながるものであることから、国民健康保険の特定健康診査を受診していただいた方に対する「アスマイル」ポイントに、本市独自ポイントを上乘せ付与し、受診率の向上を図るなど積極的に取り組んでまいります。 また、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実	

施について、引き続き国に要望を行ってまいります。

担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理） 電話：06-6208-7961
----	-------------------------------------

番 号	8. (3)、(6)
項 目	(3) 減免申請は国保料の決定通知発送前でも受け付けること。申請時期に関わらず年度当初に遡及して適用すること。昨年度までの減免申請書、添付書類による申請でも受け付けること。 必要書類が急に増え、申請者にとってあまりに負担が大きい。年齢や経済状況、営業・生活実態等により市の求める資料に対応できない場合も少なくないことから、簡素で柔軟な運用に見直すこと。 減免適用後の所得状況の変化は、本人からの届け出による把握が原則である（「手引き」p12）。被保険者にとって負担となる確定申告書控の提出は求めないこと。確定申告時期まで審査を保留する取扱いが納付能力の乏しい申請者にとって多大な負担となることから、最小限度に留めること（「手引き」11 ページ）。保留する場合でも、減免決定までの間は払える額での分納や徴収猶予適用などを認めること。減免適用保険料額を超えて納付した場合は、超過分を返金すること。申請者が確定申告書控の提出をきちんと行えるよう、提出期限が近づいた段階で改めて文書等で徹底すること。確定申告書控の他に所得確認の資料を求めることはやめること。 (6) 被保険者から納付困難の申出があれば申請がなくても減免制度や納税緩和措置を案内し、積極的に活用すること（「納税の猶予等の取扱要領」）。必要に応じて生活保護など他の制度へつなぐこと。
(回答) 保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところです。 保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。今後も納付義務者等の置かれた状況に十分配慮し、徴収猶予についても適切に対応いたします。 市町村が行う保険料の減免につきましては、法令等の規定に基づき、条例の定めるところにより申請によって減免することとされています。このため、所得減少減免につきましても、減免を受けようとする月の納期限までに申請書を提出しなければならないとしているほか、減免の対象となる保険料は、特別な事由がない限り申請のあった月以降の保険料を対象としているところであり、何らかの事情により審査を保留することとなった申請者に対しては、追加書類について、必ず期限までに提出するよう勧奨しているところです。引き続き適正に実施してまいります。 また減免制度につきまして、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同	

封するとともに本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードすることが可能です。

担	福祉局	生活福祉部	保険年金課（保険）	電話：06-6208-7964
当	福祉局	生活福祉部	保険年金課（収納）	電話：06-6208-9872

番号	8. (4)
項目	未就学児の均等割軽減を独自で拡充し、18 歳まで対象とすること。災害減免を拡充し「事業所」や「一部損壊」等も対象とすること。
(回答) こどもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援につきまして、令和4年度より未就学児の均等割保険料の5割が公費により軽減されたところですが、子育て世帯の負担軽減を図るためには、未就学児のみならず、さらなる軽減措置の拡充が必要であることから、国に対し要望を行っているところです。加えて、大阪府に対しましても、軽減措置の拡充について、国へ働きかけるよう要望を行っております。 また、保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	8. (5)
項目	減免基準だけでなく、減免事務運用、手引き、Q & Aを府民に公開し、市町村や府民からの要望・意見を反映できる仕組みをつくるよう強く大阪府に求めること。
(回答) 保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。 減免制度につきまして、本市におきましては、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封するとともに本市ホームページにて周知を行っているところですが、制度周知の手法等につきましては、今後とも大阪府及び他市町村と協議を重ねて、より被保険者にとって分かりやすいものとなるよう努めてまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	8. (7)、(8)
項目	(7) 傷病出産手当金を創設すること。 (8) 医療費の一部負担金減免（国保法 44 条減免）について、低所得者への受療権を保障するため、「恒常的な低所得者」を適用対象に加えること。また、認定は区役所の裁量・判断で行えるようにすること。
(回答) 傷病手当金制度は、協会けんぽなど他の社会保険においては、健康保険法に基づく法定給付として、被保険者が病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬を受けられない場合に、期間等の要件を定め支給されています。 一方、国民健康保険の場合、加入者には様々な就業形態の方がおられ、妥当な支給額の算出が難しいという課題もあることから、国民健康保険法で定める任意給付とされているところであり、国庫支出金の対象とされていないこともあり、本市を含め全国の市町村国保ではこれまで実施しておりません。 国民健康保険における傷病手当金並びに出産手当金の対応については、引き続き国の動向を注視してまいります。 療養の給付を受ける場合の一部負担金は、保険財政の安定的な運営を行うとともに、療養の給付を受ける被保険者と他の被保険者との受益と負担の公平を図る観点から、国民健康保険法の定めるところにより、療養の給付を受ける際に負担することとされています。 一方で、「特別な理由」がある被保険者に限っては、保険医療機関等の一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合、一部負担金の減免や徴収猶予を行うことができるとされており、その特別の理由として、厚生労働省通知において、災害や、失業等により収入が著しく減少したとき等と規定されています。また、「大阪府国民健康保険運営方針」においても、法の趣旨に則り、府内統一基準として、災害や失業等の特別の理由がある場合に、一部負担金の減免または徴収猶予を行うことができると定められています。 このことから、本市におきましても、大阪市国民健康保険条例及び同施行規則において、災害により重大な損害を受けたときや、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことにより、一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者の方に対して、一部負担金の減免、徴収猶予を行っています。 なお、一部負担金の減免等の決定については、大阪市国民健康保険条例及び同施行規則等の規定に基づき、全ての区において同一の基準で実施しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付） 電話：06-6208-7967

番号	8. (9)
項目	(9) 被保険者の生活と営業を脅かす無理な納税の強要、売掛金の差押えは行わないこと。国税庁「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて（指示）」(2020年1月31日付通達)を踏まえ、市として「実質的に差押禁止債権等を差し押さえたものと同視できると認められる場合には、差押可能部分以外の部分については、差押えを行わない」こと。
(回答) 保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。 それでもなお、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押等の滞納処分を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9872

番号	8. (11)
項目	保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化すれば、無保険者が生まれ、皆保険制度が根底から覆される。また「資格書」「短期証」の仕組みが廃止されることにより滞納者に対して窓口10割負担を求めることが容易になる恐れがある。2024年秋の保険証廃止は中止するよう国に求めること。
(回答) 保険証を廃止し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和5年6月9日公布され、令和6年12月2日に施行されます。 これに伴い、現行の保険証は令和6年12月2日以降廃止されます。令和6年12月1日までに交付された保険証は、経過措置により有効期限が到来するまで使用することが可能です。 保険証の廃止後は、保険証利用登録をされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）をお持ちでない方が、引き続き保険診療を受けられるよう、資格確認書を交付することされており、本市においても法令等に基づき適正に対応してまいります。 なお、マイナ保険証に対する国民の不安払拭に向けた取組については、引き続き国の責任において全力で講じていくことや、マイナ保険証を基本とする趣旨やメリットについて、国民が納得できる丁寧な説明や制度の周知徹底を図るとともに、医療機関関係者等の理解と協力が得られるよう、必要な支援を行うなどあらゆる措置を国の責任において講じるよう、他の政令指定都市とともに国へ要望してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理） 電話：06-6208-7961 福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964

番号	8. (12) ②
項目	国民健康保険の短期証と資格証明書の発行や被保険者証発行の保留を直ちにやめるよう求めます
(回答) 本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、督促状を送付するとともに、電話等による納付の督促を行っています。 これによっても納付いただけずに滞納状態が改善されない世帯に対して、催告書を送付して納付を促すとともに、被保険者証の有効期限切れ前に「短期有効期限被保険者証（短期証）」を交付する旨を文書によりお知らせして接触を図り、その世帯の実情把握に努めるとともに必要に応じて減免制度や分割納付による納付方法をお示しするなど、各種相談を実施することにより滞納状況が改善するよう努めています。 短期証の交付後もなお、特別の事情がなく、長期（一年以上）にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、被保険者証の返還を求め、「資格証明書（資格証）」の交付を行うこととなりますが、その際にも、まず文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行い、来庁できない事情のある方についても個々の実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別の事情」に該当しないか、慎重に審査を行っています。 なお、令和6年12月2日以降、保険証の廃止に伴い、短期証と資格証明書は廃止されます。また、資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととなります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納） 電話：06-6208-9871

番号	8.（12）④		
項目	経済的困窮に対する、国保法 44 条（一部負担金減免）、77 条（保険料の減免）の積極的な適用を求めます		
（回答） 保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しております。 減免制度につきましては、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封するとともに本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードすることが可能です。 また一部負担金減免制度についての制度周知はこれまでも、保険証送付の際に同封する「国保だより」や、該当する世帯に2か月毎に送付する「医療費のお知らせ」、「大阪市の国民健康保険（パンフレット）」、「区役所等へのビラの配架」といった紙媒体のほか、「大阪市ホームページ」において情報発信を行ってきたところです。ホームページにつきましても一部負担金減免を案内するページに、よりアクセスしやすくなるよう関連するページでの制度案内、リンクの増設などの充実を図っており、申請については、郵送での申請も可能としているところです。			
担当	福祉局	生活福祉部	保険年金課（保険） 電話：06-6208-7964
	福祉局	生活福祉部	保険年金課（給付） 電話：06-6208-7967

番号	9. (1)
項目	2020 年 4 月 7 日の厚生労働省の「事務連絡」にもとづく生活保護行政を徹底してください。
(回答) 「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について（令和 2 年 4 月 7 日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）」については、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等の取扱いの見直しについて」（令和 5 年 5 月 8 日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡 以下「当該事務連絡」といいます。）により廃止されています。 また、当該事務連絡においては、新型コロナ特例の廃止に伴う当面の対応や廃止する事務連絡以外の新型コロナ特例に関する通知・事務連絡の取扱いが示されており、本市においても各実施機関へ事務連絡を発出し、関係事項について取り組んでいます。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (2)
項目	生活保護基準は、2013 年 7 月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すよう国に要望すること。また冬期加算は改悪前に戻し、夏期加算の新設を国に要望すること。
(回答) 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (3)
項目	申請権の確立について ① 申請用紙はカウンターに置いて申請権を保障すること。申請時にしおりにもとづき権利と義務を説明すること。 ② 申請保護の原則を守り、口頭による申請も認めること。申請は、申請の意思を示した日とすること。
(回答) ① 保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。申請書については必要な方は受付面接担当員からお渡しすることとしています。保護のしおりについては、保護申請時にしおりを活用し説明を行い、手渡しているところです。 ② 申請に際しては、要保護者の申請の意思確認について必要な援助を行うよう配慮しているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (4)
項目	扶養義務について ① DVや長年音信不通の場合など実態を無視した扶養照会はやめること。 また、扶養照会を行う時は、本人の同意を得て行うこと。 ② 扶養義務者の収入申告、資産調査の強制をしないこと。
(回答) ① 扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。 ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするということではなく、個々の状況から判断して行っています。 また、扶養照会を行うにあたっては、必ずしも本人の同意を得るものではないが、一律に扶養照会を行うものではなく、個々の状況から判断して扶養照会を行っております。 ② 扶養義務者の収入申告・資産調査にかかる照会については、扶養義務履行が期待できる程度を個別に判断し、行っております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (5)
項目	資産申告書について ① 資産申告書提出の強要はしないこと。 ② 生活保護利用者に対して、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。 ③ 生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認めること。 ④ 預貯金等の保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。
(回答) ① 資産については少なくとも 12 箇月ごとに申告していただく必要がありますので、趣旨を説明のうえご理解をいただき、資産申告書を提出していただきます。 ② 資産申告書を提出していただく際には、資産の取扱い等、適切に説明しています。 ③ 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合は、活用すべき資産に当たらないものとして保有を容認することができます。 ④ 被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出についても助言指導することとしています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (6)
項目	住宅扶助について ① 住宅扶助基準を元に戻すこと。 ② 住宅扶助は家賃・敷金の実勢価格で支給すること。 ③ 実態を無視した転居の指導指示はせず、生活保護利用者の意思を尊重すること。 ④ 転居の際の原状回復費用は、一時扶助で支給すること。
(回答) ① 生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。 ② 国により定められた保護の基準の範囲内において、必要と認められる額を支給額として決定しています。 ③ 指導指示は、生活保護法の目的である自立への支援を行う中で、被保護世帯に対しケースワーカーによる病状や家庭状況の把握などに基づき、実施機関が行うものです。 今後とも指導指示については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。 ④ 賃貸契約時に敷金を払っておらず、転出時に原状回復費用を請求された場合は、原状回復の範囲が、社会通念上、真にやむを得ないと認められる範囲で、故意や重過失により毀損した部分の修繕でないものについては、国の定める保護の基準の範囲内において支給することが認められています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (7)
項目	保護開始前に違法な就労などの助言指導はしないこと。大阪市は「助言指導書」を撤回すること。
(回答) 保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを要件として行われるものです。その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。 今後とも助言指導については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (8)
項目	福祉事務所への警察OBの配置をやめ、捜査まがいの調査をやめること。 福祉事務所内に監視カメラは設置しないこと。
(回答) 各区の生活保護業務主幹担当に警察官OBを配置することにより、その経験を生かして窓口の安全管理の確保等に努めています。 調査を行う場合はケースワーカーや担当係長の指示に基づき補助的な役割を担っています。また、防犯カメラについては、各実施機関が庁舎管理担当と調整し、保安対策として設置しているものです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8022

番号	9. (9)
項目	ケースワーカーの外部委託は実施しないこと。
(回答) ケースワーカーの外部委託は行っておりません。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	9. (10)
項目	生活保護利用者の人権、生存権を守るために、利用者の意見や要望をしっかりと聞き、共に考えるケースワークができるように異常な要員配置基準を見直し、ケースワーカーの大幅増員を図ること。
(回答) 福祉局においては、総務局との連携のもと、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、質の高いケースワーカーの確保に努めているところです。 また、段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。 加えて、調査業務の補助をおこなう職員や高齢世帯への訪問をおこなう職員、自立支援プログラムによる必要な支援をおこなう職員等を配置し、保護の適正実施に努めているところです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012

番号	10. ①
項目	第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあつては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。
(回答) 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。 介護保険料を引き下げるために一般財源を投入することは、健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国から見解が示されております。 本市の介護保険につきましても、この国の見解に沿った運営を行うとともに、制度を長期的に安定して運営するため、国の負担割合の引上げなど必要な財政措置を講じるよう、機会あるごとに国に要望しているところです。 なお、本市では、第9期の介護保険料を算定するに際し、介護給付費準備基金の取崩しを行い、月額368円の軽減を行いました。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	10. ②
項目	非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。
（回答） 介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められています。 本市では一人暮らしの高齢者や低所得者が多く、また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっており、介護サービスに係る費用も大きくなっています。令和6年度から令和8年度までの第9期の介護保険料につきましては、こうした状況に加え、介護保険料に直結する国の介護報酬の増額改定の影響により、基準となる月額保険料を9,249円と設定させていただいたところです。 なお、低所得者の保険料軽減として、平成27年度からは、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、低所得者の保険料軽減として保険料段階が第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減を行っており、令和元年度からはさらに軽減幅を拡大し、第1段階から第4段階の方を対象として実施しております。 また、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	10. ③
項目	介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。
（回答） 介護保険サービスの利用者負担は、本人の所得金額等に応じた負担割合により利用料を負担していただいておりますが、利用者負担が高額となる場合は、高額介護サービス費の支給により利用者負担の軽減を図っております。 また、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスについて、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。 低所得の要介護者が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した際は、食費・居住費の負担軽減を目的に特定入所者介護（介護予防）サービス費を補足給付として支給しております。 低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的行われるべきものと考えているため引き続き国に要望してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話 06-6208-8033

番号	10. ④
項目	介護認定結果の遅れによる利用者・家族・介護事業所などに負担がかかる状態が懸念されます。予算を大幅に引き上げ、認定調査員体制を大幅に改善し、法令で規定されている30日を超えないようにしてください。
(回答) 要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第27条に基づき当該申請を受理してから30日以内に行う必要があります、また、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えております。 本市におきましては、申請受領後結果が出るまでの期間の短縮のため、要介護・要支援認定事務を委託している事業者に対し、申請受領後速やかに調査依頼及び意見書作成依頼を行うとともに、依頼後15日を経過しても回答がない場合には速やかに督促を行うなど、進捗管理の徹底を指示しています。 また、認定調査業務の委託事業者については、複数の事務受託法人や居宅介護支援事業者へ委託を行い、本市からの調査依頼後10日以内の調査完了を指示しているところです。 引き続き法定期間で適正な要介護認定を行うよう取り組んでまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ） 電話：06-4392-1727

番号	10. ⑤
項目	介護事業所へ物価高騰などへの対応するために、助成金を支給するために、大阪市独自の予算措置をしてください。
(回答) 本市では、物価高騰の影響が長期化している中、社会福祉施設等がその影響を強く受けている状況を踏まえ、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、令和5年10月に「令和5年度大阪市社会福祉施設等に対する物価高騰対応支援金給付事業」として、財政支援策を実施したところです。 また、令和6年4月には報酬改定が実施されたところですが、引き続き、物価の変動や、国・大阪府の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号	10. ⑥イ
項目	利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。
	（回答） 総合事業の訪問型サービスについては、総合事業移行前（平成29年3月31日以前）に既にサービス利用している要支援者及び認知機能・コミュニケーション課題のある方、身体介護の提供が必要な方など専門的なサービスを必要とする方については、引き続き従来の介護予防訪問介護に相当する介護予防型訪問サービスを利用することが可能です。 また、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、介護予防及び生活支援を目的として、適切なアセスメントにより利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が理解した上で、目標の達成に取り組むよう促すとともに、利用者の個々の状態に応じた多様なサービスを適切に利用することについて検討し、ケアプランを作成することが重要です。ケアマネジャーの専門性がこれまで以上に重要になると考えられたことから、本市では、利用者の状態に応じた適切なサービスの選択について、市域全体でサービス決定のプロセスを標準化し、有資格の訪問介護員による介護予防型訪問サービスが必要な状態像を統一することにより、公平性を確保するため、介護予防型訪問サービスの利用対象者の振分の仕組みを設定して実施しています。 なお、当該振分の仕組みによると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しないが、サービス利用対象者の状態像により予防支援事業者が介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サービスを利用していただいています。 通所型サービスについては、全ての要支援者が従来の介護予防通所介護に相当する介護予防型通所サービスを利用することが可能です。 また、新規・更新者ともに、サービス利用にあたっては、要介護（要支援）認定申請又は基本チェックリストの実施のいずれかを利用者が選択することができます。
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	10. ⑥ロ
項目	総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。
（回答） 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の各サービスについては、介護保険制度の改正に基づき実施していますが、利用対象者が要支援者及び事業対象者に限定されており、要介護認定を受けるとサービス事業の利用継続ができなくなることから、国において総合事業の対象者の弾力化の取組みとして、2021(令和3)年度から市町村の判断により要介護者についても、介護予防・生活支援サービス事業の対象とすることを可能とする見直しが行われました。 この総合事業の対象者の弾力化については、要介護認定による介護給付等のサービスを受ける前から市町村が補助により実施する総合事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者を対象としており、本市においては現時点で、補助によるサービスを実施していないことから総合事業の対象者の弾力化の取組みについては実施していません。 しかしながら、総合事業の対象者の弾力化の取組みについては、介護予防・生活支援サービス事業の継続的な利用による効果的な支援が可能となる一方で、利用者やケアマネジメントを行う地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に大きな混乱を招く可能性も考えられることから、総合事業の効果的な推進に向け、国の制度改正の趣旨を踏まえつつ、本市の実情に合わせて、その必要性について検討していきたいと考えています。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028 福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060

番号	10. ⑥ハ
項目	「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。
（回答） 本市では、訪問型サービスも含めた総合事業のサービス単価を国のガイドラインに基づき、国が定める基準額やサービス内容、提供時間、基準等を踏まえ定めております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話 06-6208-8033

番号	10. ⑥ニ
項目	いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。
(回答) 本市では、生活課題の解決や状態の改善を導くことで、高齢者が有する能力に応じて地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、ケアマネージャーによる自立支援と重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントを支援する「自立支援型ケアマネジメント検討会議」を実施しています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケア G）電話：06-6208-8060

番号	10. ⑦
項目	保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。
(回答) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、介護保険法の一部が改正され、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護保険給付等に要する費用の適正化に関して、市町村が取り組むべき施策及びその目標に関する事項について、市町村の介護保険事業計画の記載事項に追加することが必要になりました。 本市におきましては、こうした法令や国から示された「評価指標」の項目は、本市の高齢者施策や介護保険事業を推進する上で重要なものであると考えておりますが、この「評価指標」の目標への達成を重視するあまり、介護サービス等を必要とする利用者の要介護認定の抑制やサービス利用を阻害することのないよう取り組んでまいります。	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	10. ⑧
項目	介護現場の人手不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。
(回答) 介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、介護職員処遇改善加算につきましては、平成27年度及び平成29年度の拡充に加えて、平成31年度の介護報酬改定において新たな加算の区分が創設され、令和2年度は取得促進に向けて取得促進事業も行いました。令和3・4年度は「介護職員等処遇改善支援補助金」が令和4年2月から、令和4年10月以降は、介護報酬改定によりベースアップ等支援加算が創設され、令和6年度からは、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、令和6年度に2.5%、令和7年度2.0%のベースアップや事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から新しい加算への一本化が行われたところです。 介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定により対応すべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	10. ⑨
項目	入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。
(回答) 高齢者施策につきましては、介護や援護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要です。 特別養護老人ホームは、制度改正に伴い、平成27年4月1日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られ、新たに入所する方については原則要介護3以上の方となっていますが、要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められます。 特別養護老人ホームの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）における整備目標については、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が引き続き概ね1年以内に入所が可能となるよう要介護認定者数の伸び等を勘案しながら計画的に必要な整備を進めており、令和8年度目標の定員数を14,900人に設定しております。令和6年7月現在、大阪府は169施設14,610人分の特別養護老人ホームが開設されているところです。 また認知症高齢者グループホーム等の介護施設につきましても、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、令和8年度目標の定員を認知症高齢者グループホームは5,300人、特定施設入居者生活介護施設は11,400人に設定しております。令和6年7月現在、認知症高齢者グループホームは238施設4,857人、特定施設入居者生活介護施設は169施設10,781人分が開設されているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話 06-6241-6530

番号	10. ⑩
項目	次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1、2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。
(回答) 介護保険制度は全国統一の制度であり、制度改正については国において適切に審議されているところでありますので、本市としては制度改正等に当たっては、被保険者の生活や保険者の運営に配慮するよう国に要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	10. ⑪
項目	⑪ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。
（回答） 本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、広報紙等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、また、各区保健福祉センター、福祉局及び環境局が実施している高齢者宅等への訪問事業の際に熱中症予防についての注意喚起を行っております。 加えて本市全所属に対して、広く市民等に熱中症予防の啓発や注意喚起を依頼するなどの取り組みを強化し、とりわけ高齢者の総合相談機能を持つ地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会など広く関係団体にも協力を求め、見守りや声掛けなど、きめ細やかな対応をお願いしております。 今後とも、気象状況にも十分留意しながら、関係局において熱中症対策に取り組んでまいります。 （参考） 国において、「酷暑乗り切り緊急支援」として、8月・9月・10月分の電気・ガス料金に対する補助が行われる予定です。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026 健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951

番号	10. ⑫
項目	介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげる こと。
(回答) 現在、地方自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備すること等について調査・検討が進んでいます。 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化などマイナンバーカードの活用については、国で調査・検討が進んでいるところであり、本市としても国の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	10. ⑬
項目	軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。 (回答) 加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましては、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。 国においては、平成30年度から「補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」が行われており、国に対し大都市民生主管局長会議等においても要望しているとおり、まずは国が研究結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度を創設すべきものであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について強く要望してまいります。
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケア G）電話：06-6208-9995

番号	10. ⑭
項目	<u>新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施</u>するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。
(回答) 令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種については、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として毎年度秋冬に1回行うこととされました。 また、対象者については「65歳以上の者」および「60歳以上65歳未満のものであって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」と定められています。 被接種者の自己負担額については、市民税非課税世帯等の低所得者は無料とし、それ以外の方については接種費用の一部をご負担いただくことで接種できるよう検討を進めております。 今後、接種の実施期間や自己負担額などの詳細について決定次第、広報紙やホームページ等で周知を行う予定です。 (令和6年7月8日現在) (下線部について回答)	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	10. ⑮
項目	2022 年 10 月より 75 歳以上の医療費が 2 割化され、「2 割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は 2021 年 3 月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。
(回答) 大阪府の福祉医療費助成制度は、助成の対象や範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図ることとして、平成 30 年 4 月診療分から制度変更が行われました。 本市の福祉医療費助成制度は大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、大阪府とともに制度変更を行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、本市では従前から大阪府市長会を通じて国に対し、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成） 電話：06-6208-7971

番号	10. ⑯⑰⑱⑲
項目	⑯障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。 ⑰日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。 ⑱介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。 ⑲介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。
（回答） 自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通知により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。 そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで、介護保険制度においてどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。 本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、周知を図り、65歳以上の方であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険制度におけるサービスの量や内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスが提供できるよう支給決定しております。 また、本市ホームページや福祉のあらましにおいても、介護保険制度のみでは支援が不足する部分や介護保険には相当するものがない障がい福祉サービスなどの利用が必要な場合、各区へご相談いただくよう周知しております。 今後とも引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優	

先させることがないよう、また、要介護認定等の申請について理解を得られるよう努めながら、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。

担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245
----	------------------------------------

番号	10. ⑳
項目	介護保険対象となった障害者が、介護保険へ移行せず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること
(回答) 自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通知により介護保険サービスが優先されることとなりますが、相当するサービスが介護保険（総合事業を含む）にあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。 そのためにも、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで、介護保険制度においてどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされております。 障がい福祉サービス固有と認められるサービスの利用を希望される場合又は要介護認定等申請を行った結果非該当となった場合で、引き続き障がい福祉サービスの利用が必要であると判断される際は、障がい福祉サービスを受けられるよう支給決定しております。なおこの場合、本市におきましては、介護保険対象となる前と同様の基準に基づき支給決定を行っております。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	10. ②1
項目	介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること
(回答) 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、介護保険対象者に係る居宅介護の国庫負担基準が新たに創設される等の見直しが行われておりますが、単位は依然として低く、実態に合わないものとなっていることや、介護保険制度への移行に係る基準等が明確化されていないことから、国庫負担基準の引上げや基準の明確化について、引き続き国に対して要望しているところです。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	10. ②
項目	障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。
(回答) 本市では、利用者の状態に応じた適切なサービスの選択について、市域全体でサービス決定のプロセスを標準化し、有資格の訪問介護員による介護予防型訪問サービスが必要な状態像を統一することにより、公平性を確保するため、介護予防型訪問サービスの利用対象者の振分の仕組みを設定して実施しています。 なお、当該振分の仕組みによると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しないが、サービス利用対象者の状態像により予防支援事業者が介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サービスを利用していただいています。 総合事業の訪問型サービス、通所型サービスのサービス提供を行う職員については、介護福祉士等生活援助サービスに従事するために必要な知識を習得した者としていますので、適切なサービス提供が行われるものと考えています。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	10. ㉓
項目	<u>障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用者負担はなくすこと。</u>
(回答) 障がい福祉サービス（自立支援給付）における利用者負担については、国において利用者等の負担能力に応じた負担上限額が設定されておりますが、平成22年4月以降、市民税非課税世帯については利用者負担は無料となっております。 利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられております。 また、平成30年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、65歳になるまでに5年間引き続き介護保険サービスに相当する障がい福祉サービスの支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険制度移行後に利用した障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担相当額を償還する高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担軽減措置が創設されました。本市では介護保険制度の対象となる方で、当該軽減措置の対象となる可能性のある方に対し、65歳を迎えた翌月に申請の勧奨を行っております。 (下線部について回答)	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	10. ㉓
項目	障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。
(回答) 介護保険サービスの利用料は、本人や世帯の所得状況に応じた1割、2割または3割の利用者負担をいただいておりますが、利用者負担額が高額となる場合は、高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っていると同時に、医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、申請をいただくことで高額医療合算介護サービス費等を支給しております。 また、65歳に至るまで相当の長期間（5年間）にわたり障がい福祉サービスを利用していた低所得の高齢障がい者が障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用した場合、介護保険サービスにかかる利用者負担を高額障がい福祉サービス等給付費として償還し、利用者負担が増えないようにする仕組みがございます。 低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話 06-6208-8033

番号	11.(1)
項目	二酸化窒素の環境基準はゾーンで定められており、全局で上位値（1時間値の1日平均値 0.06ppm）を下回るなか、今後は「大阪市環境基本計画」が目標とする下位値（1時間値の1日平均値 0.04ppm）以下をめざす取り組みが必要である。名実ともに環境基準を「達成」するための目標と計画を示すこと。
（回答） 窒素酸化物対策については、本市ではこれまで工場等に対して「大気汚染防止法」や、法より厳しい基準を設定した「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」に基づき対策を進めてきました。また、自動車等の移動発生源対策についても「大阪市自動車交通環境計画」、「大阪市環境基本計画」に基づき、「大気汚染防止法」による単体規制の強化、最新規制適合車の開発促進の要望やエコカー（低公害・低燃費車）の普及促進、グリーン配送の推進、港区の「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト」などの広域対策のほか、道路管理者等との連携により、交差点改良などの局地対策を進めてきました。 これらの対策の結果、工場等及び自動車からの窒素酸化物排出量は大きく減少しており、また一般環境大気測定局、並びに自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の年間平均値は減少し、効果が現れているものと考えています。 本市としては「大阪市環境基本計画」の環境保全目標（二酸化窒素については、環境基準の達成を維持し、さらに1時間値の1日平均値 0.04ppm 以下をめざす）の達成に向け、引き続き窒素酸化物削減対策を推進していきます。	
担当	環境局 環境管理部 環境規制課（環境保全対策グループ） 電話：06-6615-7923 環境局 環境管理部 環境規制課（自動車排ガス対策グループ） 電話：06-6615-7965

番号	11.(2)
項目	PM2.5 の測定体制を充実させるために測定局を増やすこと。船舶からの影響が予測される湾岸部に新設すること。
(回答) 現在本市では、PM2.5 の大気汚染常時監視測定局を 12 局設置しており、これは「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の常時監視に関する事務の処理基準」の必要測定局数を満たしています。 また、港湾地区では、南港中央公園測定局において、PM2.5 濃度を測定しています。	
担当	環境局 環境管理部 環境管理課（環境情報グループ） 電話：06-6615-7981

番号	11.(3)
項目	光化学オキシダントの環境基準未達成が続いており、を全局で達成するための計画と具体的な対策についてしめすこと。
(回答) 光化学オキシダントの排出抑制策としては、主にその前駆物質とされている窒素酸化物や揮発性有機化合物の削減などに取り組んでいます。具体的な対策として、これまで窒素酸化物では「気体燃料などの軽質燃料への転換」、「適正な燃焼管理」、「集塵装置の適正管理」等の固定発生源対策や、「エコカー（低公害・低燃費車）の普及促進」、「エコドライブや環境に配慮した自動車利用の啓発」等の移動発生源対策による排出削減、揮発性有機化合物では事業者における自主的取組の推奨などの排出削減に取り組んでいます。 本市としては、これまでの取組を継続するとともに、国の動向を注視しつつ、より効果的な施策を検討したいと考えております。	
担当	環境局 環境管理部 環境規制課（環境保全対策グループ） 電話：06-6615-7923 環境局 環境管理部 環境規制課（自動車排ガス対策グループ） 電話：06-6615-7965

番号	11.(4)
項目	<u>ディーゼル自動車の規制を国に働きかける</u>とともに自動車交通量の減少を図ること。
(回答) 国に対し、メーカーに対する大型ディーゼル車の低排出ガス化への技術開発支援等の施策を推進するとともに、開発された車両の導入に対する助成について、十分な財政措置を講ずるよう、引き続き他の政令指定都市と連携して働きかけてまいります。 (下線部について回答)	
担当	環境局 環境管理部 環境規制課（自動車排ガス対策グループ） 電話：06-6615-7965

番号	11.(5)
項目	国道43号の大型車交通量を少なくとも1万台以上減らすために、湾岸線への誘導促進、ロードプライシングの充実を国、阪神高速道路株式会社に働きかけてほしい。大型車を湾岸線に誘導するための対策を国土交通省や警察と連携して実施すること。
(回答) 国道43号については、まずハード面の環境対策として、道路管理者である国土交通省によって遮音壁の設置や低騒音舗装の敷設などが実施されています。また、ソフト面の環境対策として、国土交通省と阪神高速道路(株)の連携による環境ロードプライシングが実施されているほか、国道43号等の走行車両に対する道路情報板や横断幕による啓発や、阪神高速のコーポレートカード会員に対するリーフレットの郵送による広報活動など、阪神高速5号湾岸線への迂回を促すための取組が積極的に実施されていると聞いております。 大阪市としても、引き続き、大阪府道路環境対策連絡会議の場などを通じて、国及び阪神高速道路(株)に対して、環境ロードプライシングの充実や国道43号を走行する車両を湾岸線に誘導するための対策について働きかけてまいります。	
担当	計画調整局 計画部 都市計画課(幹線道路担当) 電話:06-6208-7871 環境局 環境管理部 環境規制課(自動車排ガス対策グループ) 電話:06-6615-7965

番号	11.(6)
項目	大阪市自転車活用推進計画に基づき、市内の幹線道路に自転車道の整備をすること。
(回答) 大阪市自転車活用推進計画に基づく自転車通行環境整備は、「歩行者の安全確保を第一に、自転車の安全性・快適性を確保すること」等を目的に、まずは、大阪市内の周辺部より事故発生頻度の高い市内中心部(北区・福島区・西区・中央区・浪速区・天王寺区)の幹線道路(約65km)において、自転車交通量や自転車関連事故の多い路線を選定し、緊急対策として、青矢羽根、自転車マーク及び矢印等の路面表示を連続的に設置する環境整備に取り組んでおり、令和6年度での整備完了をめざしております。 令和7年度以降は、道路幅員に余裕のある路線や、道路の交通容量に余裕があり車線の削減可能な路線に限られますが、可能な範囲で自転車道や自転車専用通行帯で整備を進めます。 今後も、限られた道路空間の中で道路の利用状況に適した整備形態を選定し、歩行者・自転車・自動車にとって、より安全に通行できる自転車通行空間の確保に努めてまいります。	
担当	建設局 道路河川部 道路課(交通安全施策担当) 電話:06-6615-7699

番号	11.(7)
項目	大阪市に、公害・環境資料館を整備してほしい。 (回答) 本市では、花博記念公園鶴見緑地内にある環境活動推進施設（愛称「なにわECOスクエア」）において、環境資料の展示や、AR等技術を活用した気候変動や生物多様性に関する体験学習、併設する自然体験観察園での体験型講座など、各種環境啓発事業を実施しています。 また、区との連携を強化し、地域密着型の環境講座やECO縁日などのイベントも実施しています。 さらに、地球温暖化、生物多様性、ごみ減量、都市環境保全など、持続可能な社会づくりに向け、小・中学校及び義務教育学校の授業の中で使用するための副読本「おおさか環境科」（小学校・義務教育学校3・4年生用、小学校・義務教育学校5・6年生用、中学校・義務教育学校用）を市立の全小・中学校及び義務教育学校に配付し、一貫した環境教育に取り組んでいます。 そのほか、大気汚染の状況等について本市のホームページや環境白書にて公表しています。
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 電話：06-6630-3491 環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213 環境局 環境管理部 環境管理課（環境情報グループ） 電話：06-6615-7943

番号	11.(8)
項目	公害の経験を次世代に伝える「公害と環境に関わる教育」をすべての小中、高等学校で実施してほしい。
(回答) 本市では、地球温暖化、生物多様性、ごみ減量、都市環境保全など、持続可能な社会づくりに向け、小・中学校及び義務教育学校の授業の中で使用するための副読本「おおさか環境科」(小学校・義務教育学校3・4年生用、小学校・義務教育学校5・6年生用、中学校・義務教育学校用)を作成しています。 この副読本は、市域で見られる昆虫や植物など都市に残された貴重な自然や、大阪市が経済成長を遂げる過程で経験し、市民、事業者とともに克服してきた公害問題のほか、地球温暖化などグローバルな環境問題も取り上げています。この副読本を市立の全小・中学校及び義務教育学校に配付し、小・中学校及び義務教育学校で一貫した環境教育に取り組んでいます。 また、地域密着型の環境講座やイベントを実施するとともに、環境シンポジウムや自然体験観察園での体験型講座、出前講座、ECO 縁日、こどもエコクラブ及び小学生を対象としたこどもポスターコンクールなどの環境学習事業を実施しています。 さらに、令和5年度(2023年度)からはAR技術等を活用した気候変動・生物多様性に関する体験型環境学習講座を市内の小・中学校、イベント等で実施しており、引き続き将来世代への環境問題の意識醸成に取り組んでまいります。	
担当	環境局 総務部 企画課 電話：06-6630-3213 環境局 環境施策部 環境施策課 電話：06-6630-3491

番号	11.(8)
項目	公害の経験を次世代に伝える「公害と環境に関わる教育」をすべての小中、高等学校で実施してほしい。
(回答) 公害等の学習につきましては、各校において、学習指導要領に示された各教科の目標や内容をふまえ、適切に教育課程を編成し、教育活動に取り組んでいるものと認識しております。 小学校学習指導要領には、社会科の学習において、関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解するとともに、公害から国土の環境や国民の健康な生活を守ることの大切さを理解することができるように指導することが大切であると示されています。 また、中学校学習指導要領には、社会科の公民的分野の学習において、地理的分野及び歴史的分野の学習との関連を考慮しながら、個人の生活や産業の発展などに伴う公害など環境汚染や自然破壊の問題について理解できるようにすることが大切であると示されています。 これらの学習指導要領で示された内容をふまえ、今後も引き続き公害や環境保全の学習指導をすすめてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	11.(9)
項目	アスベスト対策を重点課題にすること。専門職の配置やアナライザー（測定器）の無償貸し出しなど今後も建設・解体業者中心に被害が拡大しないような対策が必要と考えるが、市としての考えを示すこと。
(回答) 本市では、建築物の解体・改修工事の発注者や施工者に対し、「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき石綿の飛散防止に係る規制・指導を行っています。 令和2年（2020年）の大気汚染防止法の改正により、令和3年（2021年）4月より事前調査の方法が法定化され、令和4年（2022年）4月から工事の元請業者等に石綿の事前調査結果を自治体に対して報告することが義務付けられました。このことから、本市が主催する特定建設作業の講習会や本市ホームページにおいて、適正な事前調査を実施するよう周知徹底を図っています。 また、この事前調査結果報告や工事に関連する他の法令の届出内容を踏まえ、工事現場に立入し、適正な事前調査の実施や除去作業に必要な届出、飛散防止措置など、法令を遵守した作業を指導しています。 さらに、石綿の除去作業の届出のある現場に対しては、原則全件立入を行い、法令に基づく石綿の飛散防止措置の実施などを確認しています。 なお、現場立入を実施する各環境保全監視グループの職員については、国が主催する研修を受講することなどにより、事前調査や飛散防止措置に関する知識習得を行っています。	
担当	環境局 環境管理部 環境規制課（環境保全対策グループ） 電話：06-6615-7923

番号	11.(10)
項目	<u>有機フッ素化合物（PFAS）による河川・地下水の汚染</u>で、環境破壊や健康被害の危険が社会問題になっています。米国は飲み水の濃度の上限を代表的なPFOSとPFOAで1リットルあたり各4ナノグラムと決めました。（29年適用予定）日本の暫定目標値は計50ナノグラムです。<u>東淀川区の淀川、神崎川沿いでは高濃度が検出されています（21年調査）</u>。大阪市においても、市民にPFAS汚染の危険性を知らせ今後も継続的に調査し、汚染河川の周辺で希望する人に血中濃度測定を実施してください。
	（回答） 大阪市では、環境中の有機フッ素化合物の存在状況等を把握するため、市内主要河川において、大阪府が毎年策定する水質測定計画に基づきPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）を調査するとともに、各区1か所以上で同様に調査しており、調査結果につきましては、本市ホームページなどを活用して市民のみなさまに周知しています。 調査の結果、暫定的な目標値（50ng/l）を超過したことが確認された井戸につきましては、井戸所有者（周辺の井戸を含む）を通じ、井戸水を飲用しないよう要請するとともに、令和6年（2024年）6月には、本市広報誌を通じ、地下水は細菌や有害物質によって汚れている可能性があり、飲み水は地下水ではなく水道水を利用するよう広く周知を図っています。 （下線部について回答）
担当	環境局 環境管理部 環境管理課（土壌水質担当） 電話：06-6615-7984

番号	11.(11)
項目	市民に説明もなく、納得できる理由も不十分な「木」に「触状」をただけで、「安全事業」と称して多くの公園樹・街路樹を伐採することは許されません。「木」には歴史があり役割もある生きた植物です。その命を絶つのは住民の犠牲を強いる今の市政に通じるものを感じます。早急な中止と植樹や剪定を求めます。これ以上大阪市の「都市格」を低下させることはやめてください。
(回答) 公園樹・街路樹の安全対策事業は、市民の安全・安心を目的とし、日常の維持管理では、道路・公園の安全性と快適性を維持できなくなった樹木を対象に、撤去・更新を行っており、樹木の健全な育成を促す空間を確保しつつ、将来の生育を考慮した上で、可能な限り植え替えを行っております。 本事業に関する市民の方々への周知、説明につきましては、地域活動協議会への周知を全区で行うとともに、必要に応じて、その他の地域団体にも説明を行うなど、きめ細やかな周知に努めてきました。 また、ホームページにおいても、本事業の趣旨・目的に加え、1本ごとの撤去理由などをまとめた対象樹木一覧表を掲載するとともに、現地の対象樹木へ工事着手の約1ヶ月前から貼り紙を行うなど、日頃、公園や道路を利用される皆様にも事前に周知できるよう取り組んできております。 これまで、本事業について周知、説明を行いながら事業を進めてきており、公園樹については、令和2年度から進め、今年の7月で事業が完了しました。 また、街路樹については、令和4年度から今年度までの3か年の計画で事業を進めております。 引き続き、市民の皆様に、本事業の必要性和実施内容を、丁寧に説明しながら事業を進めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	
担当	建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891

番号	12.(1)
項目	<u>大阪市で働く労働者の採用賃金を基本給時給1,700円以上（諸手当などを除いて）、非正規労働者も時給1,700円以上となるよう引き上げること。</u>また、大阪市内で働く労働者の最低賃金が時給1,700円以上となるよう大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること。
(回答) 地方公務員の給与については、地方公務員法において社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされており、本市においては、本市人事委員会からの勧告に基づき、議会での議決を経て職員の給与に関する条例に定めています。 本市における任期付職員、臨時的任用職員については正規職員と同様の給料表を適用し、会計年度任用職員についても、当該給料表を基にして報酬を決定しています。 なお、令和5年の人事委員会勧告による改定後の高卒初任給は地域手当込で188,732円となっています。 (下線部について回答)	
担当	総務局 人事部 給与課（給与グループ） 電話：06-6208-7527

番号	12.(2)
項目	公共事業における公正な賃金・労働条件の確保のため、大阪市が発注する事業に関してはそこで働く労働者の賃金が時給 1,700 円以上、月 28 万円以上となるように「大阪市公契約条例（仮称）」を制定すること。また実際に大阪市が発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること。
(回答) 【いわゆる公契約条例の制定について】 労働者の賃金水準などの労働条件については、労使間で決定されるべきものであり、最低賃金をはじめとする労働条件の基準については、基本的には国において制定されるべきと考えております。また、公契約の条例化については、従事する労働者の賃金労働条件が向上する効果が見込まれる一方、解決すべき課題が多いことから、国の動向だけでなく、他の自治体の動向も注視しながら、政策課題の解決に向けた入札契約制度について引き続き検討してまいります。 【「実際に大阪市からの発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、『大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合』に限らず、すべての業者に確認すること」について】 労働者への賃金の支払いについては、最低賃金法により「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」とされており、本市としても、本市が発注する業務委託契約等において業務に従事する労働者の最低賃金額が確保されることについては、発注者として重要であると認識しています。 しかしながら、労働者の賃金水準などの労働条件については、労使間で決定されるべきものであり、発注者が介入することは労働関係法令に馴染まないことから、本市発注の業務委託契約等において、本市が、すべての業者に対し、労働者への賃金の支払い状況を確認することについては、現在、実施する考えはありません。 このため、平成 29 年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する業務委託契約等において、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に大阪労働局へ情報を提供する取組みを行っているほか、労働関係諸法令の周知や契約相手方から労働関係諸法令を遵守する旨の誓約書を徴取するなど、最低賃金の履行確保を推進する取組みを実施しております。	
担当	契約管財局 契約部 制度課（契約制度グループ） 電話：06-6484-7062

番号	12.(3)①
項目	公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について ①各種審議会委員は、幅広い労働界からの選出を義務付け、大阪労連からの委員を選出すること。
(回答) 審議会等の委員の選任については、当該審議会等を所管する局等において、審議会等の設置及び運営に関する指針（以下「指針」といいます。）に基づき行っています。 指針の「第5 委員の選任」では、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置目的が的確に達成されるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中からふさわしい人材をバランスよく選任するなど、審議等の目的に照らして、当該審議会等が実質的かつ効果的に機能するよう十分留意するものとしており、ご要望のような特定の団体からの選出を義務付けることは、指針の趣旨に反するものです。	
担当	総務局 行政部 行政課（法務グループ） 電話：06-6208-7443

番号	12.(3)②
項目	公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について ②1つの審議会で複数の労働組合員を選出する場合は連合、全労連それぞれから選出すること。
(回答) 審議会等の委員の選任については、12.(3).①で回答したとおり、指針において留意事項が定められています。 各審議会等の委員の選任は、当該審議会等を所管する局等において指針に基づき行っておりますが、ご要望のような特定の団体からの選出を義務付けることは、指針の趣旨に反するものです。	
担当	総務局 行政部 行政課（法務グループ） 電話：06-6208-7443

番号	1 2 . (3) ③																																																						
項目	公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について ③公募で選ばれている委員をすべて明らかにすること。また労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること。																																																						
(回答) 「公募で選ばれている委員をすべて明らかにすること。」とのご要望については、「審議会等の委員等の選任において、公募を実施している審議会等を明らかにすること」と理解してお答えしますが、下記〔1〕のとおりとなります。 「また労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること」とのご要望については、「審議会等の委員等が労働組合の組合員から選任されている場合の事例を明らかにすること」と理解してお答えしますが、下記〔2〕のとおりとなります。																																																							
〔1〕 公募を実施している審議会等（令和5年8月1日現在）																																																							
<table><tr><th>審議会等を所管する局又は区</th><th>審議会等名称</th><th>公募で選ばれている委員等の人数</th></tr><tr><td>各区役所</td><td>各区区政会議（24 会議）</td><td>139 名※ 1</td></tr><tr><td>住吉区役所</td><td>住吉区地域福祉専門会議</td><td>2 名</td></tr><tr><td>西成区役所</td><td>住吉区防災専門会議</td><td>1 名</td></tr><tr><td>市民局</td><td>大阪市消費者保護審議会</td><td>2 名</td></tr><tr><td>市民局</td><td>大阪市人権施策推進審議会</td><td>2 名</td></tr><tr><td>市民局</td><td>大阪市男女共同参画審議会</td><td>2 名</td></tr><tr><td>市民局</td><td>大阪市民活動推進審議会</td><td>2 名</td></tr><tr><td>市民局</td><td>大阪市民活動推進事業運営会議</td><td>1 名</td></tr><tr><td>計画調整局</td><td>大阪市空家等対策協議会</td><td>2 名</td></tr><tr><td>福祉局</td><td>大阪市地域包括支援センター運営協議会</td><td>2 名</td></tr><tr><td>健康局</td><td>すこやか大阪 21（第2次後期）推進会議</td><td>1 名</td></tr><tr><td>健康局</td><td>第3次大阪市食育推進連絡調整会議</td><td>1 名</td></tr><tr><td>環境局</td><td>大阪市環境審議会</td><td>2 名</td></tr><tr><td>環境局</td><td>大阪市路上喫煙対策委員会</td><td>1 名</td></tr><tr><td>教育委員会事務局</td><td>天王寺区教育会議</td><td>8 名</td></tr><tr><td>教育委員会事務局</td><td>東淀川区教育会議</td><td>4 名</td></tr><tr><td>教育委員会事務局</td><td>平野区教育会議</td><td>1 名</td></tr></table>		審議会等を所管する局又は区	審議会等名称	公募で選ばれている委員等の人数	各区役所	各区区政会議（24 会議）	139 名※ 1	住吉区役所	住吉区地域福祉専門会議	2 名	西成区役所	住吉区防災専門会議	1 名	市民局	大阪市消費者保護審議会	2 名	市民局	大阪市人権施策推進審議会	2 名	市民局	大阪市男女共同参画審議会	2 名	市民局	大阪市民活動推進審議会	2 名	市民局	大阪市民活動推進事業運営会議	1 名	計画調整局	大阪市空家等対策協議会	2 名	福祉局	大阪市地域包括支援センター運営協議会	2 名	健康局	すこやか大阪 21（第2次後期）推進会議	1 名	健康局	第3次大阪市食育推進連絡調整会議	1 名	環境局	大阪市環境審議会	2 名	環境局	大阪市路上喫煙対策委員会	1 名	教育委員会事務局	天王寺区教育会議	8 名	教育委員会事務局	東淀川区教育会議	4 名	教育委員会事務局	平野区教育会議	1 名
審議会等を所管する局又は区	審議会等名称	公募で選ばれている委員等の人数																																																					
各区役所	各区区政会議（24 会議）	139 名※ 1																																																					
住吉区役所	住吉区地域福祉専門会議	2 名																																																					
西成区役所	住吉区防災専門会議	1 名																																																					
市民局	大阪市消費者保護審議会	2 名																																																					
市民局	大阪市人権施策推進審議会	2 名																																																					
市民局	大阪市男女共同参画審議会	2 名																																																					
市民局	大阪市民活動推進審議会	2 名																																																					
市民局	大阪市民活動推進事業運営会議	1 名																																																					
計画調整局	大阪市空家等対策協議会	2 名																																																					
福祉局	大阪市地域包括支援センター運営協議会	2 名																																																					
健康局	すこやか大阪 21（第2次後期）推進会議	1 名																																																					
健康局	第3次大阪市食育推進連絡調整会議	1 名																																																					
環境局	大阪市環境審議会	2 名																																																					
環境局	大阪市路上喫煙対策委員会	1 名																																																					
教育委員会事務局	天王寺区教育会議	8 名																																																					
教育委員会事務局	東淀川区教育会議	4 名																																																					
教育委員会事務局	平野区教育会議	1 名																																																					
※ 1 各区区政会議分の合計																																																							
〔2〕 労働組合の組合員から委員等を選任している事例（令和5年8月1日現在）																																																							

審議会等を所管する 局又は区	審議会等名称	労働組合等名称
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	釜ヶ崎地域合同労働組合
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	全日本港湾労働組合西成分会
西成区役所	あいりん地域まちづくり会議	釜ヶ崎日雇労働組合
経済戦略局	大阪市中小企業対策審議会	JAM大阪
市民局	大阪市消費者保護審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会
市民局	大阪市男女共同参画審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会
福祉局	大阪市福祉有償運送運営協議会	日本労働組合総連合会交通労連関西地方総支部
環境局	大阪市環境審議会	日本労働組合総連合会大阪府連合会
大阪港湾局	大阪市港湾審議会	大阪港湾労働組合協議会
大阪港湾局	大阪市港湾審議会	全日本海員組合大阪支部
教育委員会事務局	大阪市社会教育委員会	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会
担当	総務局 行政部 行政課（法務グループ） 電話：06-6208-7443	

番号	13. ①
項目	<u>ワンストップセンターである性暴力センター・大阪 SACHICO をひろく市民に知らせてください。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点で性暴力被害者が適切なケアを受けられる体制を整えてください。</u>市としてワンストップセンターを創設してください。
(回答) 大阪市では各区役所、大阪市配偶者暴力相談支援センター、クレオ大阪女性総合相談センターにおいてDV相談業務を行っております。 DV相談業務担当者へは、例年実施しております研修の機会を通じて、性暴力救援センター・大阪 SACHICO について周知しており、相談の中で性暴力があったことが判明した場合には、性暴力救援センター・大阪 SACHICO の案内をしております。 また、窓口での啓発・案内カードの設置や、HP・情報誌等を活用した広報周知に努めており、さらに、市内中学生向けに作成したデートDV防止啓発教材（リーフレット）にも相談先として掲載し、令和2年度から予防教育の授業において市内中学生等に配布しております。 引き続き、各種広報媒体を活用した広報に努めてまいります。 さらに、大阪市では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」をふまえ、令和6年3月に「大阪市 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定し、8月より女性相談支援員による困難な問題を抱える女性への支援を開始しました。 同計画では、性暴力被害者への支援に関し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携する旨、記載しております。 性暴力被害者が適切なケアを受けられるよう、引き続き支援に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください
(回答) 本市では、子どもや女性の安全と身近なところで発生する犯罪の防止に重点をおき、大阪府や大阪府警察等の関係機関や市民の皆様の自主防犯活動と連携して、地域安全防犯対策を推進しています。 その一環として、市民局では「安全ガイドブック」を作成しています。このガイドブックは、女性を狙った性犯罪をはじめとする各種犯罪についての防犯対策等を紹介し、犯罪被害を未然に防止することを目的として作成したもので、大阪市役所本庁舎や各区役所等において来庁者向けに配架するとともに、各区での防犯キャンペーンや防犯出前講座等において市民の皆様へ配布しています。 今後も関係機関等と連携のうえ、さまざまな機会をとらえた防犯対策の普及啓発活動に努めてまいります。	
担当	市民局 区政支援室 地域安全担当 電話：06-6208-7317

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください
(回答) 犯罪等の防犯対策にかかる啓発ポスターにつきましては、掲示依頼があれば随時庁舎内の掲示板等への掲示を行い、ひろく市民の皆様へ周知を図るよう努めております。	
担当	北区役所 総務課 電話：06-6313-9625

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民に知らせてください
(回答) 犯罪等の防犯対策にかかる啓発ポスターにつきましては、区役所、北区民センター、大淀コミュニティセンター及び区内の大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）各駅などの掲示板へ掲示し、啓発します。	
担当	北区役所 地域課（防災防犯担当） 電話：06-6313-9549

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民に知らせてください
(回答) 都島区役所では、地域の防犯活動の拠点となる地域安全センター（福祉会館）へ安全対策職員がパトロール中に立ち寄り、チラシやポスターなど地域の防犯にかかる情報を共有し地域との連携を深めております。 また区広報紙、Facebook、X（旧 Twitter）を用いて区民に防犯対策について広く周知しておりますが、区広報板を利用した市民周知につきましても推進してまいります。	
担当	都島区役所 まちづくり推進課 防災地域活性担当 電話：06-6882-9975

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください</u>
(回答) チカン防止の啓発ポスターについては、大阪府警より掲示の依頼があった際に区役所庁舎内の人の往来が多いフロアーを中心に掲示しています。また、区役所庁舎以外に、地域安全センターにも掲示依頼しています。 これからも引き続き、福島区民にとって安全で安心なまちづくりに努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	福島区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6464-9734

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民に知らせてください
(回答) 広報や啓発にかかるポスターなどの掲示につきましては、所管する当該部署が作成したものを掲示依頼とともに受領し、他の掲示物と調整しながら区内広報板などに適宜掲示させていただいております。	
担当	此花区役所 まちづくり推進課 総合企画担当 電話：6466-9683

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 公共施設（中央区役所附設会館）や中央区役所管轄の掲示板については、大阪市やその他の行政機関が発行するポスターを適宜掲示しているところであり、今後も関係各所と連携し、より効果的な周知、啓発に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	中央区役所 市民協働課 市民協働グループ 電話：06-6267-9734

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民に知らせてください
(回答) 西区役所や西区民センターにおいては、庁舎・施設内のほか区内設置の広報板などに、各種制度の案内・周知やイベント情報など、区民などに必要な区政情報について適宜、掲示し、周知・啓発しております。 今後も、区民などにとって必要な区政情報などについて、掲示をはじめ、SNSなどの電子媒体なども活用しながら、周知・啓発に努めてまいります。	
担当	西区役所 総務課 電話：06-6532-9939 西区役所 地域支援課 電話：06-6532-9734、06-6532-9972

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 警察署及び関係機関からポスターなどの掲示依頼があった場合は、区役所庁舎等の広報スペースに掲示する等して、ひろく市民に周知するよう努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	港区役所 協働まちづくり推進課 安全・安心グループ 電話：06-6576-9743

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 大正区役所では、関係部局や関係機関から掲示依頼のありましたポスターなどについて、内容や時期を確認し掲示条件を審査のうえ、庁舎内の掲示スペースに掲示して市民の皆様へ情報発信しております。 (下線部について回答)	
担当	大正区役所 総務課 庶務グループ 電話：06-4394-9625 大正区役所 地域協働課 防災防犯グループ 電話：06-4394-9954

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民に知らせてください
(回答) 天王寺区では誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、広報紙・ホームページでの発信をはじめ、ポスター・ちらしの掲示など多様な媒体、手法を用いて、情報発信しています。 警察等関係機関が作成する防犯に関するポスター等を掲示し、今後も引き続き広報・啓発に取り組んでまいります。	
担当	天王寺区役所 市民協働課（安全まちづくり室） 電話：06-6774-9899

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 浪速区役所・浪速区民センターでは、各種制度情報や区政情報等について、施設の掲示板にポスター等を掲示することにより、周知・啓発に取り組んでいます。 今後も引き続き、関係機関が作成するポスター等を掲示することにより、区民の方への周知・啓発に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	浪速区役所 総務課 企画調整グループ 電話：06-6647-9683 浪速区役所 市民協働課 市民協働グループ 電話：06-6647-9883

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。
(回答) 従前から、チカンに関わるポスターについては、時期を区切って、区役所庁舎をはじめ、区内の広報掲示板や地域安全センターにお願いし掲示しています。	
担当	西淀川区役所 地域支援課 安全まちづくりグループ 電話：06-6478-9897

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 【区役所について】 各種啓発ポスターは来庁された方に周知をするために、区役所庁舎内のスペースを利用して掲示をしています。関係部署からの依頼がありましたら、引き続き効果的な啓発のために掲示を行ってまいります。 【区民センターについて】 本市他部署や外部団体等からポスター等の掲示依頼があった際には、内容を確認し特定の団体等の利益に資するものでなく、市民に有益なものである場合には積極的に掲示するよう、区民センター指定管理者に依頼致します。 【区内掲示板について】 啓発ポスター掲示につきましては、関係部署から掲示依頼がありましたら掲示を検討します。 (下線部について回答)	
担当	淀川区役所 総務課 電話：06-6308-9625 淀川区役所 市民協働課 電話：06-6308-9734 淀川区役所 政策企画課 電話：06-6308-9404

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください</u>
(回答) 犯罪等の防犯対策にかかる啓発ポスターにつきましては、区役所、出張所及び区内の大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）各駅などの掲示板へ掲示し、啓発しています。 今後も、区民の皆様にとって必要な区政情報等について、掲示物の掲示をはじめ、SNSなどの電子媒体等も活用しながら、周知・啓発に努めてまいります。 (下線部について回答)	
担当	東淀川区役所 総務課・総合企画担当 電話：06-4809-9683 東淀川区役所 地域課・安全まちづくり担当 電話：06-4809-9819

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。
(回答) チカン等の犯罪に対しては、今後も関係機関等と連携のうえ、さまざまな機会をとらえた防犯対策の普及啓発活動に努めてまいります。 東成区役所では、「安全で安心して暮らせるまち・東成」をめざして、地域の街頭犯罪をはじめ、子どもや女性事案などの犯罪防止の観点から、地域や警察等の関係機関と連携した防犯対策に取り組んでいますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	
担当	東成区役所 市民協働課 電話：06-6977-9734

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民に知らせてください
(回答) 生野区では誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、広報紙・ホームページでの発信をはじめ、ポスター・ちらしの掲示など多様な媒体、手法を用いて、情報発信しています。警察等関係機関が作成する防犯に関するポスター等を掲示し、今後も引き続き広報・啓発に取り組んでまいります。	
担当	生野区役所 地域まちづくり課 電話：06-6715-9009

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。
(回答) 旭区役所では、年数回、女性被害に関するポスターを作成し地下鉄などの広報掲示板に掲示しています。さらに、ホームページにも女性被害を主とした内容の記事を掲載するなど、区民への啓発を行っています。 また、区役所敷地内に「チカン注意」と記載したのぼり旗を掲示するなどの啓発を行っており、引き続き、旭警察署や関係部局と連携しながら、広く周知出来るよう取り組んでいきます。	
担当	旭区役所 防災安全課 電話：06-6957-9915

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民に知らせてください
(回答) ポスター等の掲示につきましては、作成にかかる所管部署から掲示依頼があった場合は、区内で所管する広報板における空きスペースなど掲示状況を確認したうえで、可能な範囲で掲示してまいります。	
担当	城東区役所 市民協働課・防災・防犯担当 電話： 06-6930-9787

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 鶴見区役所及び鶴見区民センターでは、各種啓発ポスターの掲示依頼を受けましたら、区役所庁舎1階のポスター掲示板及び鶴見区民センター内掲示板、区内広報掲示板等にポスターを掲出し広く区民への啓発、周知に努めています。 なお、鶴見区役所庁舎1階及び鶴見区民センターでは、鶴見警察署と連携し大阪府警察作成の痴漢犯罪防止ポスターを掲出しています。 (下線部について回答)	
担当	鶴見区役所 総務課（政策推進） 電話：06-6915-9683 鶴見区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6915-9166

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) ポスターの掲示につきましては、掲示依頼がございましたら、ポスターの内容や掲示可能スペースを確認のうえ、可能な限り対応させていただきます。 (下線部について回答)	
担当	阿倍野区役所 総務課（区政企画） 電話：06-6622-9683

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) ポスターの掲示につきましては、掲示依頼がございましたら、ポスターの内容や掲示可能スペースを確認のうえ、可能な限り対応させていただいております。 (下線部について回答)	
担当	住之江区役所 協働まちづくり課・防犯担当 電話：06-6682-9975

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営 掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 【区役所について】 関係官庁から依頼のあったポスターにつきましては、総務課で掲示承認を行ったうえで、区役所庁舎内ポスター掲示場所等に掲示しています。 【区民センターについて】 関係官庁から依頼のあったポスターにつきましては、内容を確認のうえ、区民センター内に掲示しています。 【掲示板について】 関係官庁から住吉区役所広報板への掲出依頼のあったポスターにつきましては、「住吉区役所広報板へのポスター・チラシ等の掲出取扱い基準」により内容を確認のうえ、掲示しています。 (下線部について回答)	
担当	住吉区役所 総務課（庁舎管理担当） 電話：06-6694-9904 住吉区役所 総務課（附設会館担当） 電話：06-6694-9626 住吉区役所 政策推進課 電話：06-6694-9842

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民に知らせてください
(回答) 東住吉区役所では、大阪府警察本部が作成したチカン防止ポスターをはじめ防犯対策に係るポスターを区役所庁舎内に掲示するとともに、地域の防犯活動の拠点となる地域安全センターへ定期的に地域安全対策職員がパトロール中に立ち寄り、地域の防犯に係る情報共有や啓発ポスターやチラシの掲示や配架を依頼しています。 また、区広報紙等のさまざまな広報媒体を用いて区民に防犯対策について広く周知しています。 これからも引き続き、東住吉区民にとって安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。	
担当	東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9970

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください</u>
(回答) 現在、平野区役所内での「チカンは犯罪」のポスターの掲示につきましては、他の各種啓発ポスター等と同様に官公庁等より依頼があった場合に掲示を検討いたします。 今後とも、誰もが利用しやすい庁舎の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 (下線部について回答)	
担当	平野区役所 総務課 電話：06-4302-9625

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください。</u>
(回答) 平野区民センター及び平野区民ホールでは、本市またはその他官公庁が主催・共催・参画・後援する事務事業の広報、または、公益法人又は非営利団体等のイベントや講座などの活動情報及び市民活動団体の紹介などの団体情報に関する広報を目的とした「市民PRコーナー」を設けています。 犯罪防止啓発ポスター等の掲示依頼があった場合、上記の市民PRコーナーの設置目的に適合するのであれば掲示させていただきます。 今後とも、誰もが利用しやすい施設の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 (下線部について回答)	
担当	平野区役所 安全安心まちづくり課 電話：06-4302-9734

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください</u>
(回答) 現在、西成区役所では「チカンは犯罪」等のポスターは掲示しておりません。関係機関等から犯罪に対する注意喚起のポスター掲示依頼があれば、庁舎内でのポスター掲示など、対応させていただきます。 (下線部について回答)	
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9683

番号	13. ②
項目	「チカンは犯罪」のポスターなどを作成して、 <u>公共施設など市民が利用する場や公営掲示板などに掲示し、ひろく市民にしらせてください</u>
(回答) 現在、西成区民センターでは「チカンは犯罪」等のポスターは掲示しておりません。市民局・警察等から犯罪に対しての注意喚起のポスター掲示依頼があれば、館内でのポスター掲示など、対応させていただきます。 (下線部について回答)	
担当	西成区役所 市民協働課 電話：06-6659-9734

番号	13. ④
項目	児童・生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するために学校施設の女子トイレ個室に適切な返却不要の生理用品を設置してください。
(回答) 児童生徒が安全安心に学校生活を送ることができるよう、従来の指導を踏まえたうえで、児童生徒が必要な時に生理用品を対面及び非対面で手に取ることができる環境を整えるよう学校向けに通知を行い、女子トイレ（個室含む）等、各学校の実情に応じて設置しております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	13. ⑥
項目	必要な児童・生徒には生理用ショーツの配布してください。
(回答) 生理用ショーツにつきましては、各学校において、必要な児童生徒に対して配布するなどの対応を行っているところであり、今後も必要に応じて各学校と連携して対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	13. ⑦
項目	養護教諭らに生理をはじめ心や体の悩みを気兼ねなく相談できる環境を整備してください。
(回答) 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教育環境の充実に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	13. ⑧
項目	自衛官の募集のために、子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないでください。 また、「除外申請」ができることもひろく知らせてください。
(回答) 防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第 29 条第 1 項及び第 35 条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。 このため、自衛隊への住民基本情報の提供については、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当するものと解され、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行っております。 本市から提供した上記の情報については、個人情報保護法において、行政機関におけるその保有・利用等について適切な取扱いを行うことが規定されており、加えて、本市と自衛隊の間で、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、より一層確実な個人情報保護を図っています。 自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、申出いただくことにより、提供する情報から除外する措置を行っております。除外申出の方法や期限等につきましては、本市ホームページや SNS、各区役所窓口等でのチラシや除外申出書の配架、庁舎内のポスター掲示、各区広報紙への記事掲載等により案内しております。多くの市民に除外の申し出に関する情報が行き届くよう引き続き広報周知に取り組んでまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06-4305-7345

番号	13. ⑨
項目	困難な問題を抱える女性を支援する新たな取り組みにおいて、市の基本計画にある「女性相談支援員による自立までの伴走型支援」を実施するために、女性相談支援員は、対象者の立場に立って中長期的な伴走型支援の役割が求められます。正規の本務職員の女性相談支援員を増やしてください。
(回答) 大阪市では、令和6年8月より女性相談支援員（会計年度任用職員）5名による困難な問題を抱える女性への支援を開始しました。 「大阪市 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」にも記載しておりますが、女性相談支援員については、当初は大阪府や関係機関等と連携しながら、アセスメントによる個別支援計画の策定、各種社会福祉サービス利用の調整等、支援の入り口のコーディネートを中心に支援を行いつつ、潜在的な対象者や支援ニーズの把握、関係施策との連携状況等の検証を行い、適切な配置場所や人数について精査し、令和9年度を目途に、必要に応じて拡充します。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	13. ⑩
項目	区役所の窓口などで、心無い言葉で女性が傷つくことのないよう「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性に寄り添い連携していくことを、関係部署に対してしっかり周知してください。
(回答) 「大阪市 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に記載しているとおり、社会の理解と関心を深め、女性が抱える困難な問題の発生予防や、支援対象者への円滑な支援、2次被害の予防、被害や加害を生み出さない社会づくりを推進できるよう、市民に対する教育・啓発、広報等に努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関連の深い区役所相談窓口等の職員に対する研修会や事例検討会の開催等により、理解促進といった連携強化を図り、支援対象者への円滑な支援体制の構築を図ります。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156